

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其ノ金額ノ二分ノ一ヲ減ス

五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス

六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

第七十條 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩スルトキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサル金額ヲ剩ストキ亦同

第七十一條 酌量減輕ヲ爲ス可キトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ依

口刑を減
軽すに如
き程に於
て何なる
程度に於
て之を爲
すに如き
なるや

シ
ル

(説明) 以上は法律上裁判上刑を減輕す可き場合に於て其減輕す可き程度を規定したるものなり、便宜上概括して説明を加ふへし。即ち法律上刑を減輕す可き一個又は數個の原因あるときは左の例に依る(六八條)酌量減輕を爲す可きとき亦同し。(七一條)

(一) 死刑 死刑を減輕す可きときは無期又は十年以上の懲役若しくは禁錮とす。

(1) 無期 無期の懲役又は禁錮を減輕す可きときは七年以上の有期の懲役若しくは禁錮とす。

(二) 自由刑

(2) 有期

有期の懲役又は禁錮を減輕す可き時は其刑期の二分の一を減す、此場合に於て一月以下に降すことを得。(一四條後段)
拘留を減輕す可きときは其長期の二分の一を減す。
計算の結果一日に滿たざる時間を剩すときは之を除棄す。(七〇條一項)

刑法 總則 加減例

(第六九、七〇、七一條)

三三五

(三) 財産刑

罰金を減輕す可きときは其金額の二分の一を減す、此場合に於ては二十圓以下に降すことを得。(一五條但書)
科料を減輕す可きときは其多額の二分の一を減す。
計算の結果一錢に満たざる金額を剩すときは之を除棄す。(七〇條二項)

法律上刑を減輕す可き場合に於て各本條に二個以上の刑名あるときは先づ適用す可き刑を定め其刑を減輕すべきものとす。(六九條)

本法は刑の裁量範圍を擴大ならしむる方針を採りたるを以て多くの場合に於て一罪の處斷に對し二個以上の刑名を掲げ之を裁度を裁判官の職權に一任せり、例へば殺人罪の如き「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス」と規定する可きか、又は三年の懲役を減輕す可きか判明せず是れ第六十九條の規定ある所以なり即ち裁判官は當該被告事件に付き犯人の情實(主觀的原因)と犯罪事實の狀況(客觀的原因)を考察し、他に加重減輕の原因なきものと假定して先づ數個刑名中其適用す可き刑を定め(若し其罪再犯なるときは之を加重し)之を基本として其刑を減輕するも

のなり、前例に於て例へば死刑に處す可きか、無期懲役に處す可きか、又は三年以上の懲役に處す可きかを定め、若し死刑に處す可きものとすれば第六十八條第一號に依り、若し無期懲役に處す可きものとすれば同條第二號に依り、若し三年以上の懲役に處す可きものとすれば三年以上十五年(有期懲役最高度)の二分の一即ち一年六月以上七年六月以下に於て處斷す可きものとす。

▲法律上減輕の原因數個あるときは如何にす可きや 本法は刑の範圍極めて大なるを以て之を減輕する結果は頗る刑を軽くすることとなるに因り、假令數個の減輕原因あるときと雖も之を合して一とみなし、第六十八條の規定に隨ひ一回減輕するに止むるものなりと解するを以て立法の精神を得たるものと謂ふべし、故に裁判官は數個の減輕原因あるも死刑を降して十年以下の懲役に、又無期自由刑を下して七年以下に減輕することを得ず、但し酌量減輕に依り尙ほ其刑を下すことを得るは別論なり、即ち死刑は五年まで、無期自由刑は三年六月まで下すことを得。

▲加減順序

第七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル

一 再犯加重

二 法律上ノ減輕
三 併合罪ノ加重
四 酌量減輕

口數個の加重減輕の順序に依るべき原因あるときは如何なる順序に依るべきや

〔説明〕 本條は加重減輕の順序を規定したるものなり。加重減輕順序とは當該被告事件に對し數個の加重減輕すべき原因あるときは如何なる順序に依るべきかを定めたるものにして本條に規定せる所なり、則ち同時に刑を加重減輕すべきときは左の順序に依る。

- (1) 再犯加重
- (2) 法律上の減輕
- (3) 併合罪の加重
- (4) 酌量減輕

再犯加重を第一に置きたるは、現實の犯罪に對し再犯の事實あらは其刑期は本刑の長期の二倍以下と定めあるを以て、再犯に因り加重したる刑は恰も其罪に對する刑の本位なるか如き狀況存するか故なり、法律上の減輕を第二位に置きたるは其減輕の原因

◎如何なる刑を基本とし加重減輕すべきや

は法律の規定に基くものにして、酌量減輕の如く裁判官の裁度に一任するものに非ざればなり、併合罪の加重を第三位に置きたるは、併合罪其もの、特質に基きたるものなり、即ち先づ前記二個の加重順序に依り各罪に付き一旦刑を定め、然る後之を併合して刑を定むる必要あるに因る、而して酌量減輕は裁判官の職權に依り之を與ふるものにして、他の加減順序を施したる後其處刑尙ほ犯狀に適應せざると思料するとき之を與ふる必要あり、即ち之を最後の順位に置きたる所以なり。

▲加減の基本となる刑(本刑) 如何なる刑を基本として之を加重減輕す可きか、曰く『當該事件ニ付キ各本條ニ規定セル刑ヲ以テ本刑トス、若シ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用スヘキ刑ヲ定メ其刑ヲ基本トス可シ』刑法第六十九條は法律上の減輕に付き此趣旨を規定するものなれとも之れ總ての加重減輕の基本となるものなり、各本條に二個以上の刑名あるとき其適用す可き刑名を定むるには、他の加重減輕を原因なきものと假定して先づ其犯罪に適應す可きものと思量したる刑を以て之を定む、蓋し各本條に規定せる二個以上の刑名あるものは法律が裁判官に其裁量を一任したるものにして、他に加重減輕の原因なきときは裁判官は職權に依り其刑の範圍に於て適切と認むる刑を定む

刑法 總則 加減例

さへからざるものなればなり、換言すれば加重減輕の基本となる刑は其加重減輕の原
 因なき場合に於ける刑ならざる可からず、故に若し各本條に規定せる刑にして一個の刑
 名なるときは其刑を以て基本となし、二個以上の刑名あるときは其中一個を定めて之を
 基本とせざる可からず、是蓋し刑の適用上當然の結果にして特に明文を要せざる所なれ
 ばなり（第六十九條の規定は注意的規定に過ぎず）今左に例を擧げて之を説明す可し。
 基本の刑 例へば殺人事件あり（四）に加重減輕の理由なきものと假定すれば）此犯罪
 は三年以上の懲役に處すべきを適當とす。（一九九條）然るに
 （一）再犯加重あり、故に十五年の二倍（五七條適用）即ち三十年より十年を減す（四
 條制限）即ち三年以上二十年以下の懲役刑となる。（二）法律上の減輕（未遂減輕、自
 首減輕）あり、故に三年の二分の一即ち一年六ヶ月以上、二十年の二分の一即ち十年
 以下の懲役刑となる。（三）併合罪加重（窃盜の働）あり、故に一年六ヶ月以上十年の
 刑に加ふること五年（四七條適用）即ち一年六ヶ月以上十五年以下の懲役刑となる。
 （四）酌量減輕あり、故に更に之を二分して八ヶ月以上七年六ヶ月以下の懲役刑の範圍
 内に於て當該被告事件の刑を定むるものとす。

刑法正義（各論）

第二編 罪

第一 犯罪の種類 凡そ事物は其觀察の異なるより種々に區別せらる、犯罪も亦其觀察
 する標準の異なるに従ひ數多の種類を立つることを得。

（一）成立に犯意を要するものと否とより觀察したる種別。

（一）有意犯（故意犯）罪の成立に犯意を要するものを謂ふ。（多數犯罪は有意犯なり）

（二）無意犯（過失犯） 罪の成立に犯意を要せざるものを謂ふ、例へば失火罪（一一六條
 一一七條二項）過失溢水罪（一二二條）過失往來妨害罪（一二九
 條）過失傷害罪（二〇九條乃至二一一條 其他諸般の警察犯等）。

此區別の實益（イ）犯罪の成立には犯意を要するを原則とす、過失罪は特別の規定あ
 るにあらざれば之を罰せず、（ロ）過失犯には共犯なきを通説とす、（ハ）過失犯には累
 犯例なし。

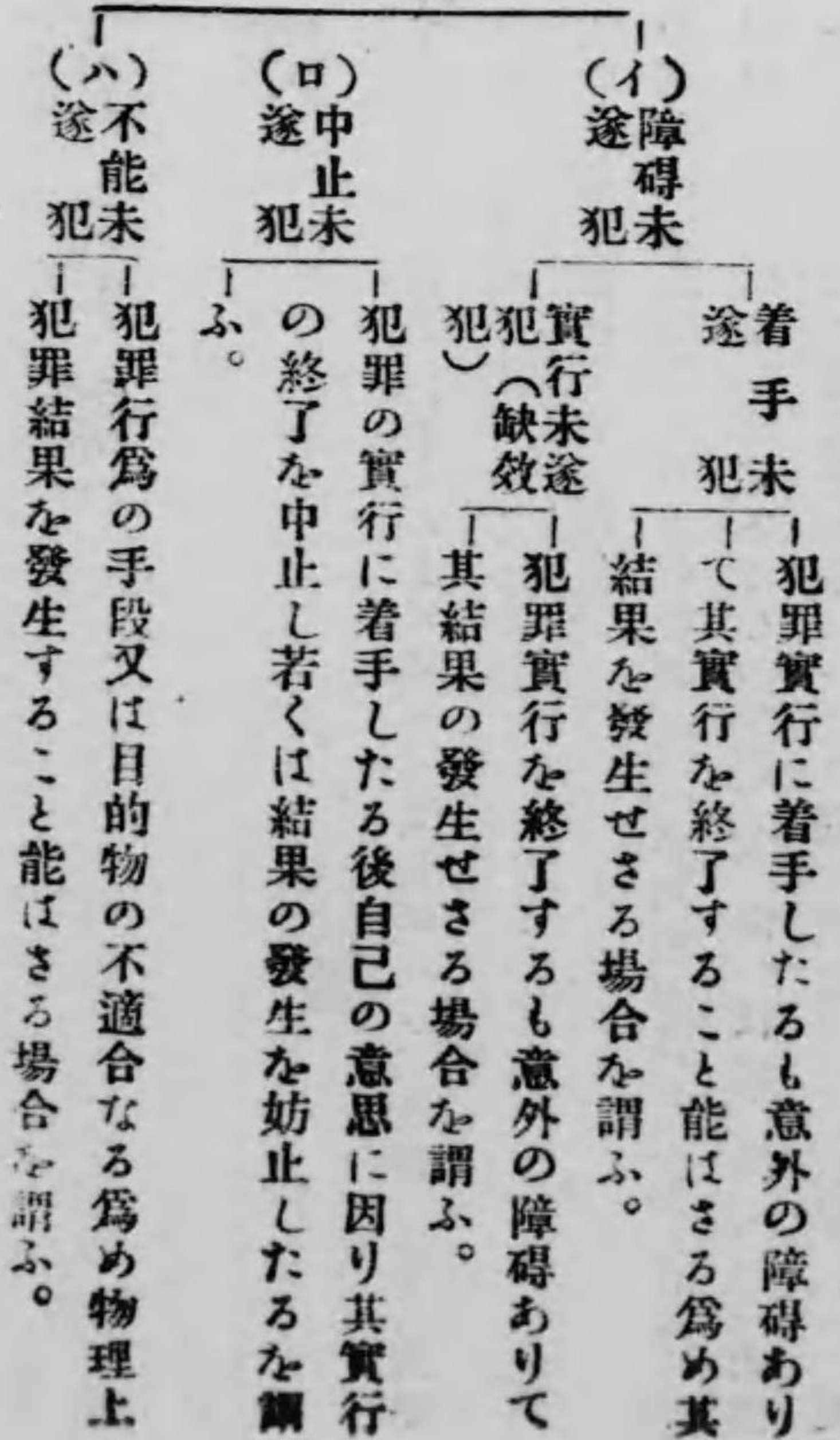
□犯罪の
 種別を説
 明すへし
 ◎有意犯
 は無意犯
 は何ぞ

(二) 行為の状態より観察したる種別。

行為の階級より區別すれば左の如し

- (1) 陰謀犯 二人以上の間に一定の罪を犯す協議を爲す犯行を謂ふ。
- (2) 豫備犯 犯罪實行の準備若しくは犯行を容易ならしむる行為を謂ふ。

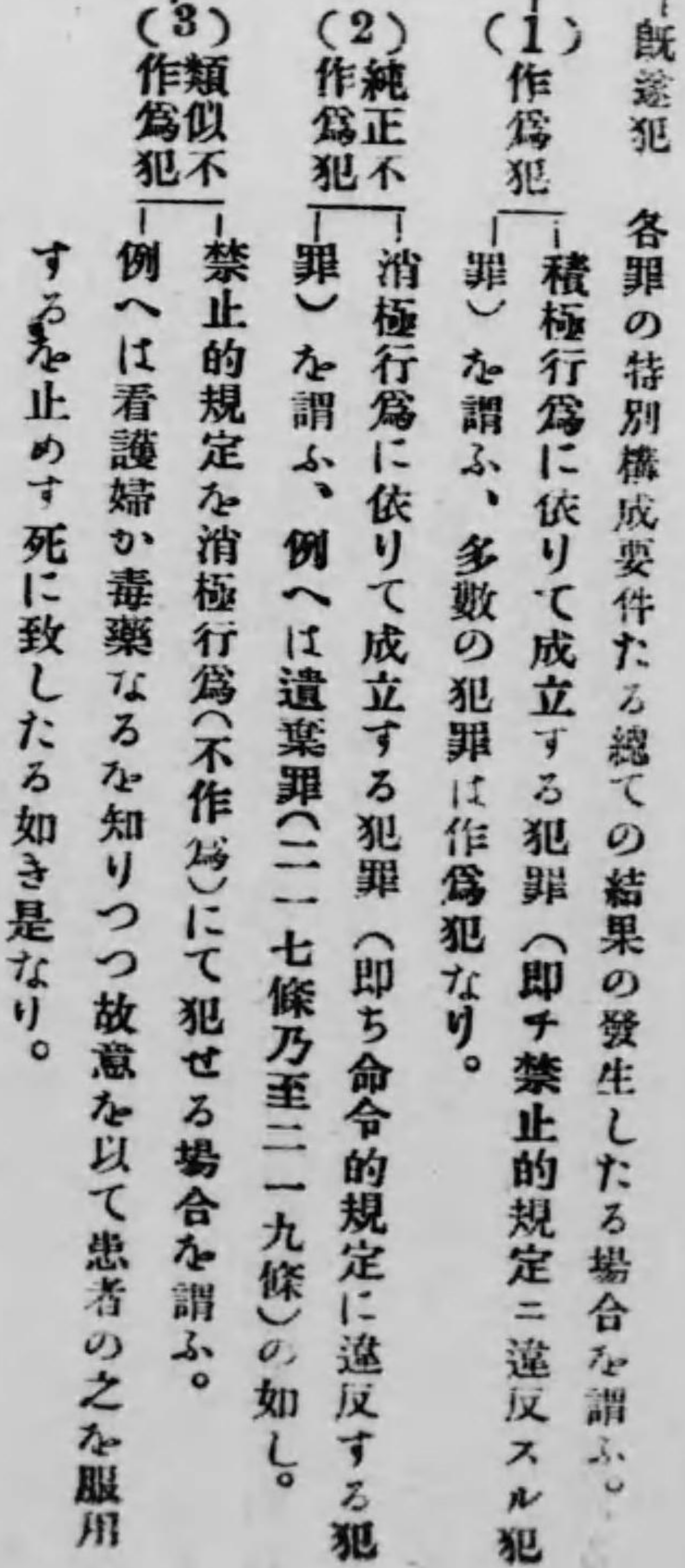
(一) 行為の階級の未遂犯



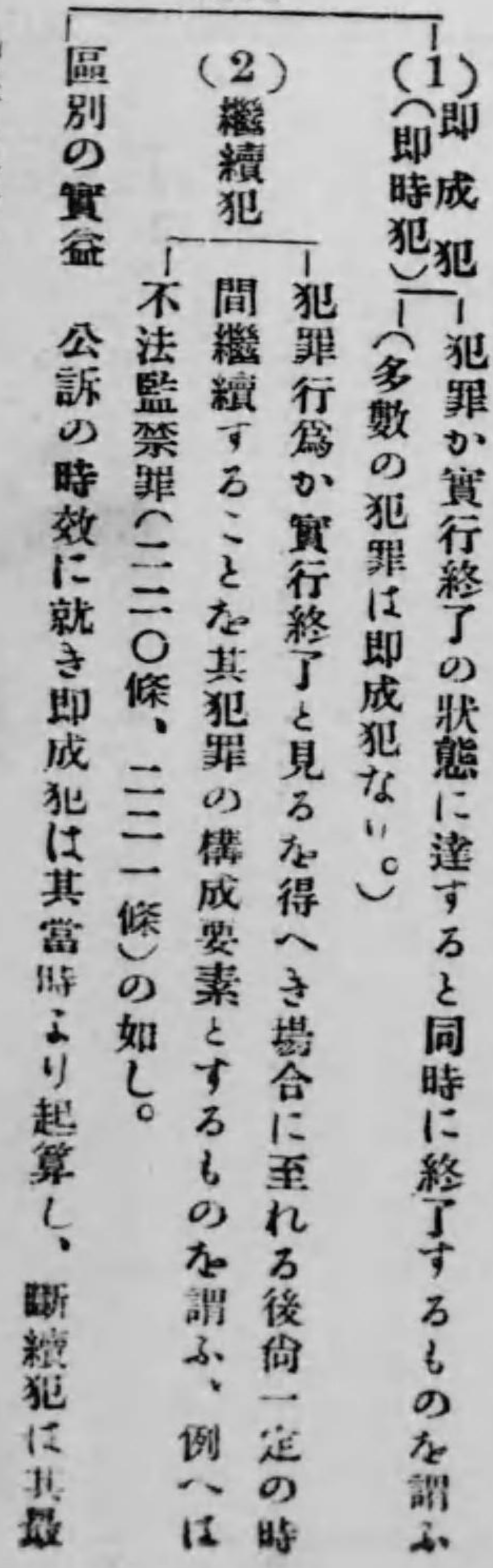
◎ 作爲犯と不作爲犯とは何ぞ

◎ 即成犯と繼續犯とは何ぞ

(二) 作爲犯と不作爲犯



(三) 即成犯と繼續犯



刑法 各論 犯罪の種別

◎単行犯
慣行犯と
連続犯と
は何ぞ

(四) 単行犯
慣行犯
連続犯

終の日より起算す。

(1) 単行犯

一回の所爲に因り成立する犯罪を謂ふ、多数の犯罪は單行犯なり。

(2) 慣行犯

一定の行爲を繰反すに因て成立する犯罪を謂ふ、例へは賭博常習犯(一八六條)の如し。

(3) 連続犯

獨立して一罪たることを得可き同種の行爲が相連続して存立するため包括して一罪と看做さるる場合なり、例へは一倉庫の米を連夜に窃取する行爲の如き是なり。

慣行犯、連續犯、連續犯の三者は相混し易し、其異同左の如し
慣行犯と連續犯と相似たるは長き時間を要する點にあり、然れども連續犯は一回の所爲に因りて長き時間を費す、慣行犯は數回の行爲あるを要するの結果多
くの時を費す是兩者の異なるの所なり。

慣行犯と連續犯との相似たるは數回同一の所爲ある

▲異同

(ロ) 慣行犯
と連續犯

一犯意を以て貫徹すること及び長き時間を費すことの三點にあり、其相異なるは慣行犯を構成する罪は一回にては罪と成らず、然るに連續犯の各所爲は之を分離するも一罪を成立するに在り。

(ハ) 連續犯
と連續犯

連續犯と連續犯とは又長き時間を費す點相同し、其異なる所は、連續犯は一回の所爲あるのみにして連續犯は數回の所爲あり、連續犯に含まるゝ各所爲は之を連絡する犯意を斷ては各一罪を成立するに足れども、連續犯の一所爲は多数の短き時間に分割せば一罪と成る能はず。

(1) 單純犯

同性質なる一所爲に依り成立したる犯罪にして加重情狀の附加せられざるものを云ふ(多数の犯罪は單純犯なり)

(五) 單純犯
結合犯
復雜犯

(2) 結合犯

數種の異なる性質を有する所爲を合一して一個の犯罪となす場合を謂ふ、法律は犯罪と爲らざる數種の行爲を合一して一罪と

◎單純犯
結合犯

刑法 各論 犯罪の種別

復雑犯とは何ぞ

爲すことあり、例へば詐欺取財の如し、各行爲は各獨立して犯罪を爲る可き行爲を合一して一罪を爲すことあり、例へば強盜殺人の如し。

(3) 復雑犯 加重情狀を附加せられたる犯罪を謂ふ、例へば殺親罪の如し。

(三) 違反したる法則の如何より觀察したる種別。

普通犯とは何ぞ

(一) 普通犯 刑法違反の所爲を謂ふ。

(二) 特別犯 刑法以外の刑罰法に違反する所爲を謂ふ。

區別の實益 (イ) 普通犯には刑法の總則を適用す、特別犯には其特別法の規定を適用し、特別の規定なき場合に限り刑法の總則を適用す、(ハ條)(ロ) 特別犯には刑法の累犯加重並に併合罪の例を用ひざるを普通とす、(ハ) 軍事犯は管轄裁判所を異にす。

(四) 客體の如何を標準とする種別。

(1) 公益犯

直接に國家社會の生存安寧を侵害する犯罪を謂ふ、例へば刑法第二編第一章乃至第二十五章の罪の如し。

人格犯とは何ぞ

(2) 人格犯

を謂ふ、例へば刑法第二編第二十六章乃至第四十章の罪の如し。

(1) 政治犯(國事犯) 一國の政治的秩序を侵害する犯罪を謂ふ、例へば内亂罪、外患に關する罪の如し。

(2) 常事犯(非國事犯) 普通の社會生活の秩序を侵害する犯罪を謂ふ、(多數の犯罪は常事犯なり)。

(二) 政治犯 常事犯

區別の實益 (イ) 政治犯は大審院其裁 權を有し判決には上訴を許さず、

(ロ) 犯罪人引渡に於て政治犯は之を引渡さるゝを原則とす、(ハ) 事實上に於て政治犯は大赦の恩典に浴することあれとも常時犯(此の如き特典を與へらるゝこと極めて稀なり、出版に關する罪は特別なる犯罪として研究し多くの場合に於て之を政治犯に類似したるものとして觀察するを一般の見解とす)。

(五) 公訴の提起に告訴又は請求を要すると否とに依る種別

(一) 親告罪 公訴を提起するに告訴又は請求あるを要する犯罪を謂ふ。(特別の明文を

刑法 各論 犯罪の種別

政治犯とは何ぞ

親告犯 非親告犯とは何ぞ

公益犯 人格犯とは何ぞ

要す)
(二)非親告罪 告訴又は請求を待たずして公訴を提起することを得る犯罪を謂ふ。(多数の犯罪は非親告罪なり)

- (1) 國交侮辱罪(九〇條二項、九一條二項、九二條)
 - (2) 秘密侵害罪(一三三條乃至一三五條)
 - (3) 姦淫猥褻罪(一七六條乃至一八〇條)
 - (4) 姦通罪(一八三條)
 - (5) 暴行罪(二〇八條)
 - (6) 過失傷害罪(二〇九條)
 - (7) 非營利の略取誘拐罪(二二四條、二二五條、二二九條)
 - (8) 名譽に對する罪(二三〇條乃至二三二條)
 - (9) 親族盜罪(二四四條)
 - (10) 毀棄及隱匿罪の或場合(二五九條、二六一條、二六三條、二六四條)
- (理由) 夫れ公訴は犯罪を證明し刑を適用するを目的とす、故に苟も犯罪ある以上は檢

◎本法中
親告罪は
何々なる

▲本法の
親告犯

事は直に公訴を提起し、刑の適用を請求せざる可からず、然れども(イ)或種の犯罪は之を世上に公にするか爲めに却て被害者に迷惑を與ふることあり、故に先づ被害者の意向を問ふの必要あり、例へば(2)(3)(4)の罪の如きは此理由に依る、(ロ)被害僅少にして被害者の感情如何によりては刑事責任を問ふ必要なき場合あり、例へば(2)(6)(7)(8)(9)の場合の如きは是なり、(ハ)又或種の犯罪は(イ)と(ロ)との二理由より告訴を待つ必要あり、例へば(1)(8)の場合の如きは是なり、斯る理由より之等の犯罪に對しては國家は刑罰權を犠牲として被害者又は一定人の告訴請求を待て其罪を論ず。(區別の實益) (イ)親告罪は告訴又は請求なければ檢事は公訴を提起することを得ず(ロ)親告罪に付ては其告訴權を有する者に首服するときは減刑を得る場合あり。(四二條二項)

第二 各罪の分類 罪は社會の生存條件に危害を與ふる行爲なり、法律の保護する利益の侵害なり、故に或は其侵害法益の歸點を標準として罪を公罪(公益に對する罪)と私罪(一個人の利益に對する罪)とに別つ者あれども、罪は素と社會の生存條件を侵害するものにして如何なる犯罪も公益を害せざるものなし、若し強ひて罪を公私に別たんさせば

□各罪を
分類すへ

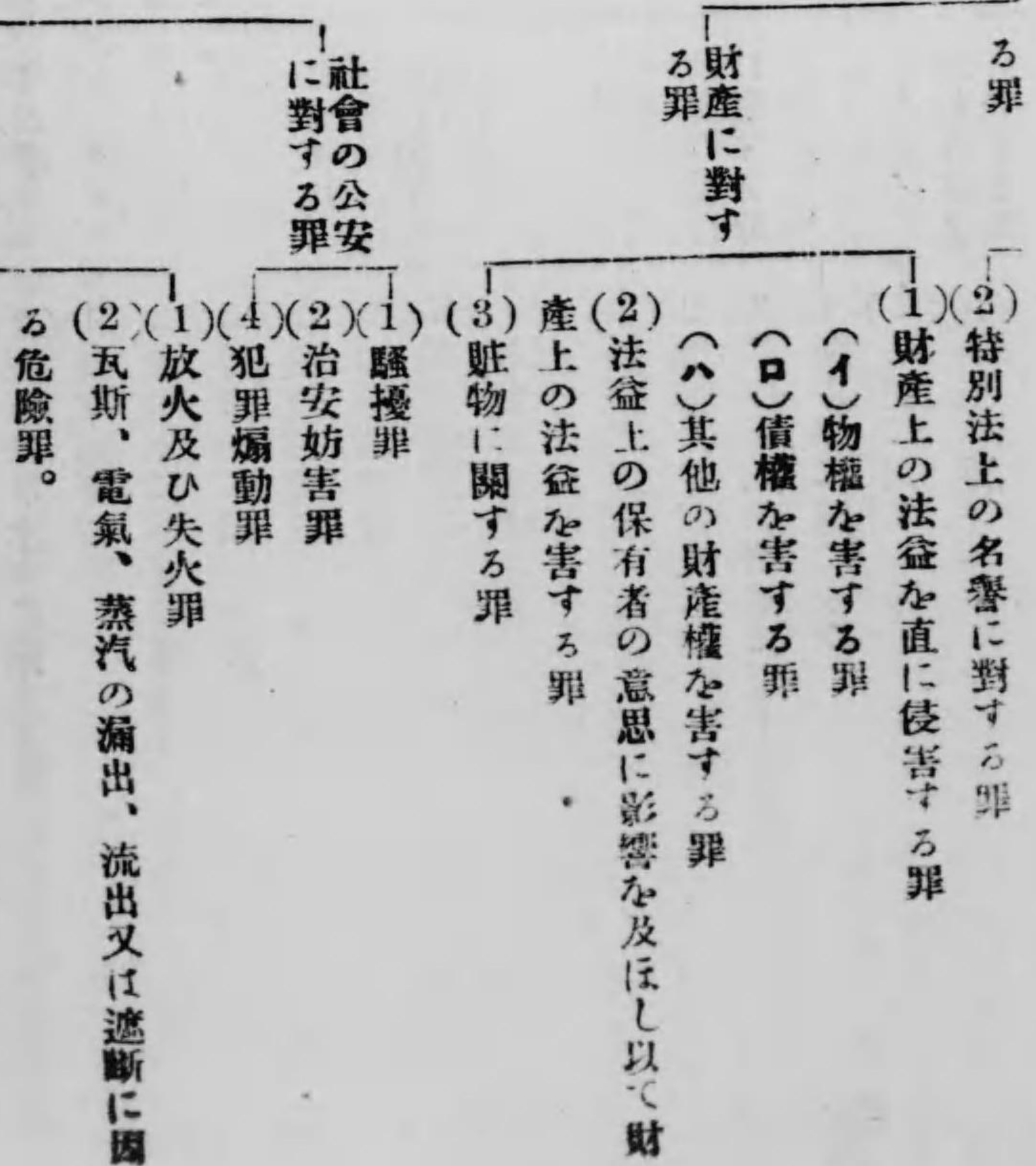
刑法 各論 犯罪の種類

(イ)或は犯罪に因り直接に害されたる法益が公益なるや否やに因るか、(ロ)或は犯罪に因り害されたる法益の重なるものが公益なるや否やに因らざるへからず、然れども罪の分類は區別の標準に依りて異なるものにして、理論上一定の標準あるに非ず、只學者が研究の便宜上各々適宜の標準を立て、之を區分するに過ぎず、左に参考のため其重なる例を掲ぐ。



分類

刑法各論 犯罪の種別



社會の公益に對する罪

公共に危険なる罪

- (3) 溢水及び水利に關する罪
- (4) 往來妨害罪

- (5) 飲料水に關する罪
- (6) 爆發物に關する罪

交通取引、誠實及び信用に對する罪

- 1) 通貨偽造罪
- (2) 印章偽造罪
- (3) 文書偽造罪
- (4) 有價證券偽造罪

社會の風俗に對する罪

- (1) 猥褻、姦淫、重婚に關する罪
- 2) 賭博及び富籤に關する罪
- (3) 禮拜所及び墳墓に關する罪
- (4) 阿片煙に關する罪

國家の存立に對する罪

- (1) 皇室に對する罪
- (2) 内亂に關する罪

國家の法益に對する罪

國交に關する罪

- (3) 外患に關する罪

瀆職の罪

- (1) 賄賂に關する罪
- (2) 職權濫用に依り一個人の法益を害する罪

國權に對する罪

- (1) 公務員に對する暴行脅迫罪
- (2) 公務員に對する強要罪
- (3) 公務員の爲したる處分に對する罪

立法、行政に對する罪

- (1) 國家の裁判に對する罪
- (2) 特別法上の罪

第一章 皇室に對する罪

□皇室に對する罪の種別及

●皇室に對する罪 皇室に對する罪とは天皇又は皇族の生命、身體又は尊嚴を侵害する犯罪を謂ふ。本章の罪を分ちて(一)皇室危害罪(二)皇室不敬罪の二とす。

刑法 各論 皇室に對する罪

〔立法要旨〕 皇室は天皇ハ皇族より成り族制上最高最貴の階級に位す、我國の如き萬世一系の君主を奉戴せる國體にありては皇室は常に歴史、社會上、尊崇の極致に在るのみならず國家統治の基礎として國家生存に至大の關係を有する者なり、從て皇室の安危威信は直に國家の休戚に影響するものとす（憲法一章の規定、皇室典範一章、二章、五章、の規定）是れ我刑法が普通人の生命、身體、名譽に對する罪の外特に本罪を認め殊に各罪の主位に置ける所以なり、本罪は斯の如く重大なる犯罪なるを以て其犯人の國籍及び犯罪の場所の内外を問はず本刑法を適用す。（二條一號）

▲皇室危
害罪と皇
室不敬罪

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘン

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

トシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

〔説明〕 以上は皇室に對する罪を規定したるものなり。皇室に對する罪を分ちて（一）皇室危害罪、皇室不敬罪の二種とす。

一 皇室危害罪 皇室危害罪とは天皇又は皇族の生命、身體に危害を加ヘ又ハ加ヘんとしたる罪を謂ふ（七三條、七五條）其成立要素左の如し。

（一）天皇又は皇族に對することを要す。（客體）

天皇とは日本帝國在世の君主を奉稱す、天皇崩するときは皇嗣即ち踐祚し。（皇範一〇條）御在世中位を去り賜ふことなし從て太上天皇なるものを認めず、皇族とは太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王を奉稱す。（皇範三〇條）

（二）危害を加ヘ又ハ加ヘんとしたることを要す。（行爲）

此に所謂危害とは生命、身體（自由、節操を含む）に對する傷害を、財産、名譽

◎皇室危
害罪の成
立要素及
ひ處分を
問ふ

刑法 各論 皇室に對する罪

（第七三、四、五、六條）

三五五

に對する傷害を含ます、危害を加へんとしたるものとは危害を加へたるものに對照して犯意を遂げさりしもの即ち、未遂以下着手、豫備、陰謀等の所爲を謂ふ、犯意のみにては之を罰せず少くも陰謀以上の所爲あることを要す、本罪の成立には危害の既遂、未遂を區別せざるか故に中止犯を認むる餘地なく、又本罪の從犯は其性質上危害を加へんとしたるものなるか故に理論上之を認むる餘地なしとす、本罪は故意の存する場合に非されば罰せず、故に過失に出でたるときは通常の過失傷害罪を構成することあるも本罪と成らず、若し皇室の御一人たることを知らずして危害行爲を爲したる者は通常の殺人、傷害、其他自由に對する罪を構成す可く本罪と成らず。

處分

- (1) 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又は皇太孫に對し危害を加へ又は加へんとしたる者は死刑に處す。(七三條)
- (2) 皇族(太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫を除く)に對し危害を加へたる者は死刑に處し、危害を加へんとしたる者は無期懲役に處す。(七五條)

◎皇室不

二 皇室不敬罪 皇室不敬罪とは天皇、皇族、神宮、又は皇陵の尊嚴を冒瀆する罪を謂

敬罪の成立要素及
ひ處分を
問ふ

ふ。(七四條、七六條)其成立要素左の如し。

(一) 天皇、皇族、神宮又は皇陵に對することを要す。(客體)

神害とは伊勢の宗廟太神宮を奉稱し、皇陵とは御歴代天皇の墳墓を奉稱す。(皇族の墳墓を含ます)

(二) 不敬の行爲あることを要す。(行爲)

不敬の行爲とは尊嚴を冒瀆する一切の行爲を謂ふ、其手段方法に何等の制限なきか故に其行爲は公然たるも、陰然たるも、又積極的なるも消極的なるも問はず、誹毀侮辱、罵詈、讒謗に亘る可き一切の言語、形容、書畫等を包含す、又神宮、皇陵に對しては毀損、汚損、發掘等の行爲を包含す、畢竟其國其時代の文化風習に基き各狀況に鑑み常識に訴へ認定す可きなり、歴代天皇の名譽を毀損する行爲は場合に依り或は本章の不敬罪と爲り(其行爲が延て現帝の尊嚴を汚損する場合)或は第二百三十條の罪(名譽毀損罪)と成ることあるも(其行爲が延て皇族に非ざる者の名譽を毀損せる場合)單に歴代天皇の名譽を損傷するのみなれば(例へば史家、小説家の如き)罪と成らず、本罪も亦故意を要す、故に過失に出でたるときは全然罪と成らず、其皇室の御

一人たることを知らずして名譽を毀損せるときは通常の名譽毀損罪と成る。

處分

- (1) 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又は皇太孫に對し不敬の行爲ありたる者は三月以上五年以下の懲役に處す、神宮又は皇陵に對し不敬の行爲ありたる者亦同し。(七四條)
- (2) 皇族(太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫を除く)に對し不敬の行爲ありたる者は二月以上四年以下の懲役に處す。(七六條)

〔參考判例〕 □不敬の意思表示 不敬の事項を自己の日誌に記載し以て不敬罪は不敬の意思表示を爲すことに因り の意思を表示したる以上は其行爲たるて完成し他人の之を知覺する否とは や直に刑法第七十四條第一項の罪を構成ふ所に非ず左れば至尊に對する不敬 成す。(大審院判例)

第二章 内亂に關する罪

◎内亂に

内亂に關する罪 内亂に關する罪とは朝憲紊亂の目的を以て暴動を爲したる罪及び其豫備・陰謀、幫助罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)内亂實行罪(二)内亂豫備陰謀罪(三)内亂幫助罪の三とす。

關する罪の種別及
ひ立法要旨を
説明す

備・陰謀、幫助罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)内亂實行罪(二)内亂豫備陰謀罪(三)内亂幫助罪の三とす。

〔立法要旨〕 夫れ國家は統治權の主體にして内には朝憲を施て以て領土及び人民を支配し、外には國權を伸張して以て其存立及び利益を保全す。刑法は其國家の生存に對し内部的存立を紊亂する所爲を内亂罪とし、其外部的存在に危害を與ふる所爲を國交罪及外患罪とし共に國家に對する重大なる犯罪として之を罰せり、本罪は斯の如き重大罪なるか故に其未遂を處罰せるのみならず、豫備、陰謀及び幫助行爲をも處罰し(七八條)尙ほ自首免刑を賭して其暴動を未前に防ぎ(八〇條)且つ犯人の國籍及犯罪場所の内外を問はず本刑法を適用することとせり、(二條二號)本章の罪は多くは公衆の利益を企圖し政治上の目的を達せん爲めに行はるゝものなれば、通常犯人に科する懲役刑は科刑の本質に適合せすと理由に依り禁錮刑を科す、蓋し此種の犯人に定役を科する必要なければなり、優遇の趣意に非ず、又此種の犯人には死刑を適用す可からずとの論あるも感情論にして採るに足らず。

▲内亂實行罪

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコト

刑法 各論 内亂に關する罪

(第七十七條) 三五九

ヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス
- 二 謀議ニ參與シ又ハ群集ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス
- 三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

〔説明〕本條は内亂實行罪を規定したるものなり。

内亂實行罪 内亂實行罪とは朝憲を紊亂することを目的として暴動を起したる罪を謂ふ

◎内亂實行罪の成

立要素及
ひ處分を
問ふ

(七七條)其成立要素左の如し。

(一)朝憲紊亂を目的としたることを要す。(目的)

朝憲紊亂とは國家組織の大綱に變更を生ずるを謂ふ、國家組織の大綱は成文憲法の有無に拘らず一定不動の性質を有す、我國は欽定憲法を以て其大綱を定む、故に憲法條規を紊亂するは即ち朝憲紊亂なり、例へば國土の横領、政體の變更、皇統の廢立、天皇大權の變更、帝國議會の改廢、其他立法、司法、行政各部に關する組織の變更存廢又は兵役納稅義務の免脱等を目的とする暴動は内亂の重大なるものなり、法文に政府顛覆とは政體の變更、皇統の廢立等に該當し邦土僭竊とは國土即ち版圖(租借地を含む)を横領し、統治權の普及を遮斷する所爲に該當し共に朝憲紊亂の例示に過ぎず

(二)暴動を起したることを要す。(行為)

暴動とは多數人合同に因る暴行脅迫を意味す、其多數合同は必しも軍隊的組織を要せず、又其暴動は兵器を執り争鬪を爲すに到るを要せず、然れども必ず有形的の暴行脅迫の所爲ありたることを要す、然らざれば内亂罪の豫備又は未遂に過ぎず、内亂の暴動は内亂の目的を遂行する手段として殺傷、放火等の行爲を包含し、單純なる暴行よ

刑法 各論 内亂に對する罪

りも其内容廣大なり、但し皇室に對する罪を除く、内亂の目的を以て皇室に對する罪を爲せば内亂罪と皇室に對する罪との二罪を併發す、内亂罪は朝憲紊亂の目的あるを其特質とす、例へば西南戦争の如きは好適例なり、彼の日比谷事件、足尾銅山事件其他竹鎗的暴動の如きは此特質を缺くを以て騷擾罪にして内亂罪に非ず。

(1) 内亂實行者の處分は各自の行爲か其實行程度の異なるに従て其刑を異す(七七條)

(イ) 首魁 (首魁は暴動統率者にして一人若くは數人なることあり、最初より首魁たることあり中途より首魁たることあり) は死刑又は無期禁錮に處す
(ロ) 謀議參與者又は群衆指揮者 (參謀官、隊長、旗頭の類) は無期又は三年以上の禁錮に處す、
(ハ) 其他の暴動職務従事者、會計長、醫務長、兵站部長其他の役員(類) は一年以上十年以下の禁錮に處す。

(ニ) 附加雷同的關與者 (兵卒、軍天雇員の類) は三年以下の禁錮に處す。
(2) 本罪の未遂は之を罰す、但し附加隨行其の單に暴動干與者は此限に在らず。

處分

▲内亂豫備陰謀罪

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

〔説明〕 本條は内亂の豫備陰謀罪を規定したるものなり。

●内亂豫備陰謀罪 内亂豫備陰謀罪とは内亂の準備又は陰謀を爲したる罪を謂ふ、(七八條) 其成立要素左の如し。

(一) 内亂の目的あることを要す。(目的)

●内亂の目的とは朝憲紊亂の目的を以て暴動を爲す犯意を謂ふ、其自己か首魁たる意思の有無を問はず。

(二) 内亂の豫備又は陰謀行爲あることを要す。(行爲)

●内亂豫備行爲とは兵隊を募集し、兵器、金穀を準備し其他暴動に必要な準備行爲を謂ふ、即ち内亂陰謀の一步を進めたる行爲を謂ふ、陰謀行爲とは二人以上内亂の計劃に關する謀議を爲したることを謂ふ、單に企謀に止まらず既に二人以上共に謀議參與し其犯意を外に發表したることを要す。

▲内亂豫備陰謀罪の成立要素及び處分を問ふ

處分 八條 (1) 内亂の豫備又は陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の禁錮に處す。(七)

(2) 本罪の行爲あるも暴動前自首したる者は其罪を免除す。(八〇條)

▲内亂幫助罪と自首免除

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス
第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

◎内亂幫助罪の成立要素及區別

〔説明〕 第七十九條は内亂幫助罪を規定し第八十條は内亂豫備陰謀罪及び内亂幫助罪の自首免除を規定したるものなり。
●内亂幫助罪 内亂幫助罪とは内亂罪又は其豫備陰謀なることを知て之を幫助したる罪を謂ふ、(七十九條)其成立要素左の如し。
(一) 内亂罪又は其豫備陰謀罪の幫助を認識することを要す。(意思)
此認識なければ本罪成立せず、此認識あるも強迫に出でたるときは總則の適用に依り

◎内亂の豫備陰謀の成立要素及區別

本罪成立せず。
(二) 幫助行爲あることを要す。(行爲)
幫助行爲とは例へば兵器金穀、集會所、兵器製造所、船舶、資金其他暴動に便利を與ふる所爲を謂ふ、自己は内亂を幫助する意思なるも自ら干戈を執り戦闘に従事せる等事實に於て其暴動に與みしたるときは内亂干與者にして幫助罪に非ず。
處分 (1) 本罪を犯せる者は七年以下の禁錮に處す。(七十九條)
(2) 暴動前自首したる者は刑を免除す。(八〇條)

第二章 外患に關する罪

□外患に關する罪の種別及立法の目的を説明す

●外患に關する罪 外患に關する罪とは帝國軍事上の利益を侵害するに依りて其外部的存在に危害を與ふる所爲にして内亂に關する罪に對應するものナリ、本章の罪を分ちて、
(一) 外患誘致罪 (二) 帝國抗敵罪 (三) 軍用物交付罪 (四) 軍用物毀損罪 (五) 軍機侵害罪 (六) 軍利侵害罪の六とす。

刑法 各論 外患に關する罪 (第七八、九、八〇條) 三六五

〔立法要旨〕 本法は舊法と異なり忠實義務を基礎とせざる故に犯人の國籍如何に關せず、又其罪重大なるか故に犯罪地の内外を問はず本法を適用し（二條三號）且つ其未遂、豫備陰謀を罰し（八七條、八八）尙ほ戰時同盟國に對する同行爲に付等しく之を適用す可きものとせり、（八九條）本章の規定は開戦ありたることを條件とす、故に開戦の時期如何は本章の罪の成立に關し至要の觀念なり、凡そ國際紛議に付き國際談判調停、仲裁其他の平和的手段破れ更に報復、報仇、平時封鎖等の暴力に訴ふるも未だ解決せざるときは竟に戦端を開くに至る、戰爭開始の場合に敵國に通知し同時に國民に布告するを以て通例と爲すと雖も其通知若くは布告前に既に國際法上抗敵行爲ありたる時は其事實の發生の時より開戦と看做し、又其宣戦の布告若くは通知ありたる時は其布告若くは通知ありたる時より開戦と看做すべきものとす、故に裁判所は本罪の適用に付き宣戦公布の有無に關せず國際公法上の原則に照し開戦の時期を定む可きものとす。

▲外患誘致罪と帝國抗敵罪

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

◎外患誘致罪の成立要件及處分を問ふ

〔説明〕 本條は外患誘致罪と帝國抗敵罪とを規定するものなり。

一 外患誘致罪 外患誘致罪とは外國に通謀して帝國に對し戰端を開かしたる罪を謂ふ（八一條前段）其成立要素左の如し。

（一）外國と通謀したることを要す。（行爲）

外國とは日本帝國以外の國家を謂ふ、其政府は其國を代表するものなり、其政府の一員は其政府を代表するものとす、法律は通謀の手段を限定せず、故に帝國と開戦せしむる爲め其外國政府と爲したる一切の協議は本條の所謂通謀なり、其發意者は外國政府たるを犯人たるを問はず。

（二）帝國に對し戰端を開かしたることを要す。（結果）

外國と開戦の通謀あるも未だ本罪を成立せず、其通謀の結果實際に開戦ありたることを要す、（開戦の時期は國際法により決定す）

處分
（1）本罪を犯せる者は死刑に處す。（八一條）
（2）本罪の未遂を處罰す。（八七條）

（3）本罪の豫備陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す。（八八條）

◎帝國抗敵罪の成立要件及處分

二 帝國抗敵罪 帝國抗敵罪とは敵國に與して帝國に抗敵する罪を謂ふ。(八一條後段) 其成立要素左の如し。

(一) 敵國に與したることを要す。(行為)

敵國に與すとは帝國の交戰對手國に加擔するを謂ふ、必しも敵國軍隊に附屬するを要せず、例へば新に軍隊を組織し東西相應して帝國に敵對する場合に於ても本罪を構成す。

(二) 帝國に抗敵したることを要す。(行為)

抗敵とは敵の戰鬪作用に加擔して帝國に反抗敵對することを謂ふ、必しも武器を使用するを要せず、然れども少くも戰鬪場裡に斡旋したることを要す、敵軍に附屬するも抗敵行為なきときは第八十六條の適用を受く可し、本罪の故意は敵國に與すること及び帝國に抗敵することの認識より成立す、故に敵國軍隊の強迫に出でたるとき又は我軍隊を敵軍なりと誤認して抗敵するも本罪を成立せず、我軍に抗敵するも敵國に加擔する意思なければ内亂罪又は騒擾罪を構成することあるも本罪を構成せず。

「死刑に處す。(八一條)」

(2) 本罪の未遂を處罰す。(八七條)

(3) 本罪の豫備、陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す。(八八條)

(4) 第八十一條前段の罪(外患誘致罪)を犯したる者引續き同條後段の罪(本罪)を犯すも別罪を構成せず然れども別個の犯人若は別個の戰爭なる時は各獨立罪を構成す。

(5) 例外的場合 本罪は國籍及犯罪地の内外を問はず適用あるも、只敵國の法律に依り兵役義務を有する者にして國際上俘虜の取扱を受くる者には本罪を適用せず。

▲軍用物交付罪

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造

物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無

期懲役ニ處ス

第八十三條 (説明後にあり)

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用ニ

供スヘキ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

刑法 各論 外患に關する罪

(第八二、八四條)

〔説明〕以上兩條は軍用物交付罪を規定したるものなり。

軍用物交付罪 軍用物交付罪とは帝國の軍用に供する物若くは供すべき性質を有する物を敵國に交付したる罪を謂ふ、之れを分て現用物交付罪(八二條)。及び非現用物交付罪(八四條)とす、其成立要素左の如し。

〔一〕帝國の軍用に供する場所、建造物其他の物品又は現在軍用に供せざるも直接戦闘、用に供す可き物を交付したることを要す。(交付物)

軍用に供する場所、建造物とは要塞、陣營、軍隊、艦船練兵所、火藥製造所、艦船製造所等の不動産物を謂ひ、其他の物品とは兵器、彈藥、金穀、被服其他軍用に供する動産物を謂ふ(八二條) 現在軍用に供せざるも直接戦闘の用に供す可き物とは拂下の兵器彈藥、密製賣の兵器彈藥、個人所有の輜重運搬用具類の動産物を謂ふ。(八四條)

〔二〕敵國に交付したることを要す。(行爲)

交付とは敵の支配の下に移すことを謂ふ、第八十一條第一項の罪は多くは現役の軍人軍屬に非されれば犯すことを得ざるを通例と爲すと雖も常人と雖も亦不能のことにあら

す、例へば我軍隊を詐稱誘導して敵の合圍中に陥らしめたる如き、又は一時我要塞陣營の守備なきに乘し數軍を誘導して占領せしめたる如き本罪を構成するものとす。

〔一〕軍用に供する場所、建造物を敵國に交付したる者は死刑に處す(八二條一項)

〔二〕其他の物品を敵國に交付したる者は死刑又は無期懲役に處す。(八二條二項)

〔三〕現在軍用に供せざる物を敵國に交付したる者は無期又は三年以上の懲役に處す。(八四條)

處分

〔四〕本罪の未遂を處罰す。(七八條)

〔五〕本罪の豫備、陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す。(八八條)

〔六〕第八十二條の罪は軍律に明文ある故に犯人が軍人、軍屬なるときは常に軍律を適用し、常人なるときは本法の適用を原則とし、若し敵前、軍中、臨戦地、合圍地等に於て犯したるときは例外として軍律の支配を受く(陸海軍刑法)

▲軍用物
毀損罪

第八十三條 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

〔説明〕 本條は軍用物毀損罪を規定したるものなり。

軍用物毀損罪 軍用物毀損罪とは敵國を利する目的を以て軍用物件を損壞し、又は使用不能に至らしめたる罪を謂ふ、(八三條)其成立要素左の如し。

(一) 敵國を利する目的あることを要す。(目的)

敵國を利する目的なきとき、例へば帝國の軍用品の運送船か航海中敵艦の爲めに捕獲せられんとするに方り、船長、船員等が之を沈没せしめたるか如き場合は本罪を構成せず。

(二) 軍用物件の損壞し又は使用不能に至らしめることを要す。(行爲)

軍用物件とは要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、電線、道路、橋梁、造船所其他軍用に供す可き一切の營造物及び物品を謂ふ、損壞とは有形的に破損滅盡せし

◎軍用的
毀損罪の
成立要素
及び處分
を同ふ

◎軍機
侵害罪の
成立要素
及び處分
を同ふ

むるを謂ひ、使用不能とは性質的に使用を不能ならしむるを罪ふ。

處分 (1) 本罪を犯せる者は死刑又は無期懲役に處す。(三八條)
(2) 本罪の未遂を處罰す。(八七條)

(3) 本罪の豫備、陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す。(八七條)

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ幫助シシタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

〔説明〕 本條は軍機侵害罪を規定したるものなり。

五 軍機侵害罪 軍機侵害罪とは敵國の爲めに間諜を爲し又は敵國の間諜を幫助したる罪及び軍事上の機密を敵國に漏泄したる罪を總稱す。(八五條)

(一) 敵國間諜罪 敵國間諜罪とは敵國の爲に間諜を爲したる罪を謂ふ。

開戦前は敵國なるものなし、從て開戦前に於て現在の敵國の爲に間諜となりたる者を含まず、(本刑法は之を罰する明文なし)間諜とは敵國に通知する目的を以て陰に帝國

の策戦地帯に入り軍事上の機密を探知する者を謂ふ（國際上の斥候兵を含ます）必しも探知事項を敵國に通知したることを要せず、敵國との約束或報酬の有無、身分の公私、國籍の内外を問はず。

(二) 間諜幫助罪 間諜幫助罪とは敵國の間諜を幫助したる罪を謂ふ、

敵國の間諜とは敵國の命に依り間諜を爲す者、謂ふ、其國籍の如何を問はず、内國人と雖も敵國の爲に間諜を爲す者は亦敵國の間諜なり、幫助とは情を知り之に便宜援助を與ふるを謂ふ、例へば敵國間諜を誘導指示し、或は間諜行爲終了前に藏匿する等其他方法の如何を問はず間諜を容易ならしむる一切の行爲を謂ふ（間諜終了後の藏匿は犯人藏匿罪にして本罪を構成せず）

(三) 軍機漏泄罪 軍機漏泄罪とは軍事上の機密を敵國に漏泄したる罪を謂ふ。

軍事上の機密とは兵器彈藥の製法の精粗、軍隊編成の員數進退動靜作戰方略、兵隊屯集要害地、道路の險夷、軍港の廣狹深淺、國防營造物の狀況其他の軍機軍略を謂ふ、但軍事上の秘密たることを要するを以て既に公然何人にも知られたる事項に屬するときは之を問はず、漏泄とは軍事上の機密を敵國に告知する行爲を謂ふ、其手段方法の如何

を問はず、又其知得の原因如何を問はず、但間諜行爲により知得せる機密を通知するは間諜行爲の一部に屬し本罪を適用せず。（陸海軍刑法參照）

本罪は何れも戦時たるを構成條件となすか故に、平時に於て軍事上の機密を探知し若くは漏泄したる所爲は、軍機保護法又は要塞地帯法等の特別法に依り處罰せらる可きものにして本罪を構成せず。

- 處分
 - (1) 本罪は何れも死罪又は無期若くは五年以上の懲役に處す。（八五條）
 - (2) 本罪の未遂を處罰す。（八七條）
 - (3) 本罪の豫備、陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す。（八八條）

▲軍利侵害罪

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

〔説明〕 本條は軍利侵害罪を規定したるものなり。

刑法 各論 外患に關する罪

（第八六條） 三七五

◎軍利侵害の成立要件及
其處分を問ふ

軍利侵害罪 軍利侵害罪とは以上の罪（八一條乃至八五條）以下の方法を以て敵國に軍事上の利益を與へ又は帝國の軍事上の利益を害したる罪を謂ふ。（八六條）
本章の罪は國家の生存に重大の關係を有するを以て、如上の罪以外に尙ほ本條の如き概括的補充規定を設け苟も帝國の軍事上の利益を侵害する所爲を網羅して之を罰せり、其成立要素左の如し。

（一）八一條乃至八五條以外の行爲なることを要す。（行爲）

其方法手段の如何を問はず、只如上規定以外の行爲なることを要す、例へば敵軍の意を受けて物品を供給し、勞作を爲し、又は敵國に通謀し自國の命令に違反し又敵情を詐報し若くは俘虜の逃走を助くるか如きは其適例なり、八一條以下の從犯も本條に入る可く總則從犯の規定を適用する餘地なかる可し。

（二）敵國に軍事上の利益を與へ又は帝國の軍事上の利益を害したることを要す。（結果）

敵國を利する所爲は間接に帝國を害する所爲なり、帝國を害する所爲は間接に敵國を利する所爲なり、本條は積極的に敵國に利益を與へ又は帝國の利益を害する所爲を總へて處罰するにあり、其利益は軍事上の利益なることを要し且つ戰時たるを要件とす

るは諸罪と同。

處分
（一）本罪を犯せる者は二年以上の有期懲役に處す。（八六條）
（二）本罪の未遂を處罰す。（八七條）

（三）本罪の豫備・陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す。（八八條）

▲外患罪の未遂と豫備陰謀罪

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

◎外患罪の豫備陰謀罪を問ふ

〔説明〕 以上兩條は外患罪の未遂罪及び豫備陰謀罪を規定したるものなり。本章立法要旨に於て説述せる如く本章の罪は國家に對する重大なる犯罪なるが故に、前章内罪に關する罪、次章外交に關する罪と同じく、其未遂罪を罰するのみならず（第八七條）如上の犯罪行爲の豫備又は陰謀を爲したる者にも之を處罰せり。而して内亂罪に於ては其豫備陰謀行爲あるも其暴行に至らざる以前に自首したる者は其罪を免する規定あれども、本罪に於ては斯の如き規定なし。故に外患罪の豫備又は陰謀を爲したる者は其自首の有無

に拘らす一年以上十年以下の懲役に處せらるゝものとす。(豫備陰謀の意義「第七八條
説明」參照)

▲外患罪
○戰時同盟國との關係を問ふ

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

(説明) 本條は外患罪と戰時同盟國との關係とを規定したるものなり。
●外患罪と戰時同盟國 本章の規定は戰時同盟國に對する行爲に亦之を適用す。(八九條)
蓋し其利害を同ふすればなり、戰時同盟國とは帝國が第三國と戰爭中當初又は開戦後に帝國と共同して戰闘に從事する同盟國を意味す、共同の戰闘行爲に從事せざる間は攻守同盟國なるも戰時同盟國に非ず、帝國が戰爭を開始せされば戰時同盟國なきが故に、外患誘致罪(八一條前段)は帝國の攻守同盟國が他國と開戦の場合には當然且同時に帝國も亦共同戰闘者たる可き特別の條約義務ある場合に非されば適用を見ず。

第四章 國交に關する罪

□國交に

●●●●●●●●●● 國家に關する罪 國交に關する罪は外國の君主、大統領又は使節に對する暴行、脅迫

關する罪
の種別及
ひ立法要
旨を説明
すへし

侮辱等外國に對する私戰の豫備、陰謀罪及び局外中立命令違反の罪を包含す、本章の罪を分ちて(一)對外暴行脅迫罪(二)對外侮辱罪(三)對外私戰豫備陰謀罪(四)局外中立命令違反罪の四とす。

(立法要旨) 近時外國との交際益々頻繁なるに従ひ自國の福利民益を増進する上に於て國交を圓滿にし平和の状態を保持するの必要あり、是れ本法が通常の暴行脅迫又は名譽に對する罪の外特に本章を新設せし所以なり、國交罪に付き立法例に二主義あり相互主義(外國刑法に於て內國刑法と同しく處分する場合に限り內國に於ても處分する主義)及び單獨主義(外國刑法の如何に拘らす內國刑法に於て之を處分する主義)是なり、本法は單獨主義を採る。

▲對外暴行脅迫罪
と對外侮辱罪

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫

ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役に處ス
帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ三
年以下ノ懲役に處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

刑法 各論 國交に關する罪

(第八九、九〇條) 三七九

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論マ

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

〔説明〕 以上は對外暴行脅迫罪及び對外侮辱罪を規定したるものなり。

◎對外暴行脅迫罪の成立要件及分を問ふ

- 一 對外暴行脅迫罪 對外暴行脅迫罪とは帝國滞在の君主、大統領又は使節に對し暴行又ハ脅迫を加へたる罪を謂ふ。(九〇條一項、九一條一項)其成立要素左の如し。
- (一)帝國滞在の外國の君主、大統領又は使節に對することを要す。(客體)
- 帝國滞在の外國の君主、大統領とは其滞在の理由如何を問はず帝國領土内に現在する

外國の君主又は大統領を謂ふ、外國の使節とは儀式上の使節(例へば君主戴冠式參列の使節)たるも、外交上の使節たる全權大使、全權公使、辨理公使、代理公使たるもを問はず、帝國に對して其本國若くは君主、大統領を代表する爲め本國より帝國に差遣されたる親任の使節を謂ふ(信任狀提出の前後を問はずを謂ふ)使節 隨員、例へば書記官、書記生大、公使館附武官等は使節に非ず、又第三國に差遣されたる使節の赴任又ハ歸國の途次觀光の爲め滞在せるも本條に所謂使節に非ず。

(二)暴行又は脅迫を加へたることを要す。(行爲)

暴行とは人の身體に對する不法の腕力行使にして殺傷に至らざるものを謂ふ、殺傷に至りたるものは殺人、傷害罪を以て論ず)不法の腕力か人以外の物件に加へるも人の身體に及ばざるときは燒燬、破壊等の罪を構成するも本罪を構成せず、但し物件に對する不法の腕力か他人の身體を強制する目的なるときは之を暴行なりと謂ふを妨げず、脅迫とは人の精神反抗を抑壓するに足る可き不法なる害惡の告知することを謂ふ。

(1)外國の君主、大統領に對する本罪は一年以上十年以下の懲役に處す。(九〇條一項)

◎對外侮
罪の成
立要素及
ひ處分を
問ふ

〔2〕外國の使節に對する本罪は三年以下の懲役に處す。(九一條二項)

二 對外侮辱罪 對外侮辱罪(親告罪)とは帝國に滞在の外國君主、大統領又は使節若くは外國の國旗、國章に對し侮辱を加へたる罪を謂ふ(九〇條二項、九一條二項、九二條)其成立要素左の如し。

(一)帝國滞在の外國君主、大統領又は使節若くは外國の國旗、國章に對することを要す。

(客體)

外國の君主、大統領、使節の意義は前掲の如し、外國の國旗とは國章を附したる國家の旗幟を謂ふ、國章とは國家を表彰す可き徽章を謂ふ。

(二)侮辱を加へたることを要す。(行爲)

侮辱とは尊嚴を害し名譽を傷つくるを謂ふ、其方法は言詰、罵詈、嘲笑、誹毀、形容舉動其他如何なる行爲あるを問はず、但し國旗、國章に對する侮辱行爲は侮辱、目的を以て損壞、除去、汚穢を爲したることを要す、侮辱の行爲あることを要す、其原因は私憤に出つると公憤に出つるとを問はず。

〔1〕外國の君主、大統領に對する本罪は三年以下の懲役に處す。(九〇條二項)

處分 (九二條)
〔2〕外國使節に對する本罪は二年以下の懲役に處す。(九一條二項)
〔3〕外國の國旗、國章侮辱罪は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す。

以上何れも被害者又は外國政府の請求を待て其罪を論ず、蓋し被侮辱者に於て介意せざるときは國交を危ふするの虞なきを以て特に被侮辱者の請求を訴追條件とせり。

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰闘ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

〔説明〕本條は對外豫備陰謀罪を規定したるものなり。

對外私戰豫備陰謀罪 對外私戰豫備陰謀罪とは外國に對し私に戰闘を爲す目的を以て其豫備又は陰謀を爲したる罪を謂ふ。(九三條)其成立要素左の如し。

(一)外國に對し私に戰闘を爲す目的あることを要す。(目的)
私に戰闘を爲すとは宣戰の大權命に因らず擅に戰闘行爲を爲すの義なり、外國に對

◎對外私
戰豫備陰
謀罪の成
立要素及
ひ處分を
問ふ

▲對外私
戰豫備陰
謀罪

刑法 各論 國に關する罪

(第九三條)

三八三

しとは國家全體を對手とするを謂ふ、故に外國沿岸若くは一村落を劫掠する目的を以て其豫備陰謀を爲すも本罪を構成せず。

(二) 其豫備又は陰謀を爲したることを要す。(行爲)

其豫備とは戰鬪を爲す準備(例へば兵器、彈藥の集收、兵員の募集、遠征隊の組織)等を謂ひ、其陰謀とは此等の計劃打合せを爲すを謂ふ。

處分 (1) 本罪を犯せる者は三月以上五年以下の禁錮に處す、但自首者は其刑を免除す。(九三條)

(2) 本罪は犯人の内外人を問はず帝國内の犯罪に適用す、帝國外の犯罪は適用せず、蓋し必要なきに因る。

〔説明〕 本罪は其豫備、陰謀の所爲のみを規定し其實行々爲即ち私に戰端を開きたる者に及ばざるは帝國內に於て一私人か外國と私戰を開くか如きは事實上想像することを得ず、若し外國に於て私戰を爲すも事敗るれば其國の法律に問はる可く、戰勝ては征服に因る主權者たる可く共に本邦法律に於て處罰の必要なく、若し又帝國港灣に於て外國軍艦と私に戰鬪を爲すか如き場合あらんか、或は正當防衛行爲たる可く、或は騷擾罪又は

放火罪を構成す可く、又外國の村落沿岸等を劫掠する場合は、強盜罪其他の犯罪を構成す可く、特に本章に於て處罰規定を設くる必要なきに由る。

第九十四條 外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕 本條は局外中立命令違反罪を規定したるものなり。

局外中立命令違反罪 局外中立命令違反罪とは外國交戦の際局外中立命令に違反する罪を謂ふ。(九四條)其成立要素左の如し。

(一) 外國交戦の際なることを要す。(時)

外國交戦の際とは帝國以外の國家と國家若は交戦主體との交戦中なることを意味す、國家は外國交戦の際に其不偏不黨なることを表示する爲め宙外に局外中立を宣言し、國內に局外中立命令を頒布するを常とす、例へば明治三年七月大政官の布告(普佛戰爭の際)三十一年中立詔勅及び勅令第八十六、八十七號(西米戰爭の際)等の如し。

(二) 局外中立命令に違反したることを要す。(行爲)

局外中立命令違反罪

局外中立命令違反罪の成立要件及分を問ふ

局外中立命令事項に違反したることを要す、故に國際法上確定せられたる中立の原則と雖も中立に關する我國の命令が其規定に於て之を守る可きことを命令せず、又は中立規則の内容を國際法に讓ることを明かにせざる以上は一般人民の行爲を羈束するものに非ず、其命令頒布ありたる以上は其内容の知不知を問はず、(法律の不知は犯人の利益と成らすとの原則適用) 然れども其命令違反たる事實に付き認識、故意を要するは一般の場合と異ならず、過失に出たるものは本罪を構成せず。

處分 本罪を犯せる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す。(九四條)

第五章 公務の執行を妨害する罪

口公務の執行を妨害する罪の種別及立法の旨を説明す

公務の執行を妨害する罪 公務の執行を妨害する罪は公務員の職務を妨害する罪及び封印、差押の標示を無効ならしむる罪を包含す、本章の罪を分ちて(一)職務執行妨害罪(二)封印差押標示失効罪の二とす。

(立法要旨) 國家の組織は行政の圓滑なる活動に依りて維持す、若し一私人にして其

行政活動の機關たる公務執行に妨害を與ふる如きことあらんか、國家生活の組織は之が爲めに勢ひ滯滞崩解を起さざるを得ざるに至る、是れ本章の罪を認むる所以なり。

▲職務執行妨害罪

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

(說明) 本條は職務執行妨害罪を規定したるものなり。

職務執行妨害罪 職務執行妨害罪とは公務員に對し其職務に關して暴行、脅迫を加へた罪を謂ふ。(九五條)其成立要素左の如し。

(一)公務員の職務執行を妨害する爲めなることを要す。(第一項の目的)

公務員とは官吏公吏法令に依りて公務に従事する議員、委員其他公の職務を行ふ者を謂ふ(七條)、然れども外國の公務員を含まず、又民法上の雇傭契約に基く者例へば執達吏代理及び一般官廳の雇員は公務員に非ず(大審院判例)、假令公務員たる資格なき

○職務執行妨害罪の成立要件及之處分を問ふ

刑法 各論 公務の執行を妨害する罪

(第九五條) 三八七

者にても公務員 指揮(手足と爲り)に従ひ公務の執行に従事する場合に於て、之に對し其適法なる執行に妨害を與ふれば本罪を構成す、職務の執行とは汎く一般に公務員が其権限内の公務を取扱ふ場合を謂ふものにして、單に執吏員が職務を執行する場合のみを謂ふにあらず、其職務の執行は適法即ち権限内なることを要す、適法なる職務の執行とは其事項が場所及び事物に關し権限内に屬し違法なる手續(形式)を以て爲されたる行爲を謂ふ、即ち抽象的には其土地は管割區域内に於て其権限に屬し、具體的には特定の場合に於て其抽象的権限の範圍に屬する事項なることを要す、抽象的及び具體的権限に屬せざる行爲は其公務員が適法なりと誤信せる理由を以て適法行爲と成らず、権限の有無は多くの場合に於て形式上(客觀上)適法なるときは其實質の如何を問はず之を執行することを得るものとす。

〔附説〕 一説に依れば『人民は公務員の適法なる職務行爲なりと信して爲したる行動に對しては之が適不適を判断することを得ず、常に服従す可き義務あるが故に假令客觀的に違法なりと雖も之に對して妨害を加ふれば本罪を構成す』と。

其職務執行を妨害する目的あることを要す、即ち公務員たること及び其公務員が職務

を執行するものなること、認識し、之を妨害せんとする意思あることを要す、若し此認識なく又第二項の目的なく單に公務員に暴行脅迫を加へたる者は通常暴行脅迫罪若しくは傷害罪を構成す、本項の場合に於て公務員は其自働的職務の執行を妨害せらるゝなり。

(二)公務員をして或處分を爲さしめ若しくは爲さしむる爲め又は其職を辭せしむる爲めなることを要す。(第二項の目的)

處分とは或事件の許否又は一定の爲不爲を決する國家意思を具體的に適用する職務作用を謂ふ、其處分事項は其公務員の権限内に屬するものならざる可からず、其職を辭せしむるは公務員たる資格を退かしむるを謂ふ(即ち辭職勸告なり)一時職務の執行を辭せしむるに非ず、本項の罪も其目的(故意)あるを要するものにして其結果の發生即ち其目的の達したると否とを問はず、若し此目的なく公務員に暴行脅迫を加へたるときは、第一項の目的ある場合には第一項の罪を構成す可く然らざるときは通常の殺傷罪若しくは脅迫罪を構成するに過ぎず、本項の場合に於て公務員は他働的に職務の執行を妨害せらるゝなり。

三 暴行又は脅迫を加へたることを要す。(行爲)

暴行とは違法なる腕力の行使を謂ふ、直接に公務員の身體に對して爲したると間接に(例へば其乗車を顛覆し又は其携帶品を破壊する如き)爲したるとを問はず、脅迫とは急迫且つ重大なる暴行の告知を以て其公務員の精神的反抗を抑壓する作用を謂ふ、前二項の目的あるも暴行脅迫を加へされは罪と成らず、殊れども其目的を以て暴行脅迫を加へたる以上は必しも其目的を達したるを否とを問はず本罪を構成す。

處分

- 1) 本罪を犯せる者は三年以下の懲役又は禁錮に處す。(九五條)
- 2) (罪數) 本罪は國權の作用を妨害する罪にして公務員其人に對する者に非ず、故に妨害せられたる公務員の數を以て其罪數を判定することを得ず、公務員が同一なる命令を共同執行する場合に於て其執行行爲は合一に觀察すべきものとす。(大審院判例) 同一の目的を以て同時同處に於て官權の執行を妨害せる時は其執行者は多數なりと雖も一罪を構成するのみ。(大審院判例)

〔参考判例〕 □ 巡查職務執行妨害 巡 於て泥酔者を檢束する必要ありと認め查か行政執行法に依り當該行政官廳に たる場合に其泥酔者を承諾上所屬警察

署に同行するは即ち正當なる職務の執行に外ならされは之に對して暴行を加へたる所爲は刑法第九十五條の公務執行妨害罪を構成すること勿論なれば原

判決の一律は正當なり。(大審院判例)

□ 村會の妨害 村會に於ける議案にして不適法のものなりとするも之か爲めに村會の成立を違法ならしめ又は村會議員の職務行爲を不法ならしむることなければ其職務行爲に關して行爲不行爲を強制する爲め暴行を爲したる者の罪責に何等の影響を及ぼすものに非ず、故に原判決に於て被告等の行爲に對して刑法第九十五條第二項第一項を

適用したるは相當なり。(大審院判例)

□ 縣書記の縣稅檢査妨害 縣稅檢査は公務の一種にして縣稅檢査員たる縣書記の法令の範圍内に於て密に調査の方法を有するものにして納稅義務者住宅の附近に至り見聞に依り諸般の事情を探知するか如きも亦調査の一方法に外ならず從て納稅義務者住宅附近に於て其調査に従事する前示縣書記に對し惡口雜言を爲し之に打掛らんとし且つ言を弄して危害を加ふべき勢を示すか如きは即ち公務員の職務執行に對し脅迫を爲すものと云ふべく、右調査の場合

に縣書記か被告の意思に反して其住宅に進入する権限の有無に關せず之に對し「一步テモ踏込シテ承知セメ」と聲言するは一種の暴言を弄するものにして
て前示打掛らんとしたる行爲と相俟て
危害を加ふべき勢を示すものなれば即ち脅迫行爲を組成するものとす。(大審院判例)

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕 本條は封印差押標示失効罪を規定したるものなり。

封印差押標示失効罪 封印差押標示失効罪とは封印又は差押標示の效力を失はしめたる罪を謂ふ。(九六條)其成立要素左の如し。

(一) 公務員の施したる封印又は差押の標示なることを要す。(目的物)

公務員の施したる封印とは公務員が法令に依り其職務を以て施したる封印を謂ふ、封印とは物の披見、侵入、脱漏其他任意の處置を妨ぐ目的に出でたる封禁を表示する

▲封印差押標示失効罪
●封印標示失効罪
○封印標示失効罪の成立要件及區別

印影を謂ふものにして單に開閉を禁したる鎖の如きは封印に非ず、一私人の施したる封印は勿論公務員が職務以外に施したる封印は本條に含まず、差押とは法令に依り公の執行力を以て所有、占有者若くは第三者に對して特定物の支配權を一時剝奪する作用を謂ふ、標示とは差押物たることを明示する形標を謂ふ、封印も亦差押の一方法なれども差押は必しも封印の方法に依らず、物件の性質に依りて單に差押物たる旨を標示するに止まる場合あり、假差押の封印又は標示にも本條の適用あり。(但反對論あり)

(二) 其封印又は差押の標示の效力を失はしめたることを要す。(行爲)

失効の手段は損壞即ち物質的に侵害して失効ならしむる場合たる及其他如何なる方法例へば塗抹、除棄等に出つるとを問はず、彼の差押物の容器を破壊する如きも封印失効の一手段に過ぎず、苟も封印又は標示の效力を失はしむる一切の行爲は本罪を構成す、然れども本罪は「封印又ハ差押標示ノ無効」とのみ規定し廣く差押の效果を妨ぐ可き一切の行爲を包含せず、故に彼の不動産競賣開始決定又は債權差押命令の如き執行を待たずして法律上差押の效力を生ずる場合に於て、其差押物に付き詐欺の手段な

構へて差押の効果を完ふること能はざらしむるも本罪を構成せず、本罪は故意を要す故に過失に出でたる場合は之を問はず。

處分

- (1) 本罪を犯せる者は二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す。(九六條)
- (2) 若し其所爲か本法第二百五十二條第二項、第二百六十二條、第二百五十九條、第二百六十條の各場合に競合せるときは第五十四條の規定に依り處断す。

〔参考判例〕 □ 税務局の封印 税務監督局及税務署屬が密造に係る濁酒在中の桶に封印を施し其保管を犯人に爲さ

しめたるに擅に封印ある濁酒在中の桶より濁酒を洩出せるときは封印其者の外形には何等異状なしとするも濁酒を洩出したるか爲に其封印を無効に歸せしめたること論を俟たず從て其所爲は刑法第九十六條に公務員の施したる封

印を無効ならしめたる者とあるに該當す。(大審院判例)

□ 執達吏の封印 刑法第九十條の罪は封印又は差押の標示其ものを侵害するに因りて成立するものとす、而して債務者の占有する有體動産の差押は執達吏か一たひ之を占有 右動産在中の容器に封印を施し若くは有體動産に差押の標示を付し差押を明白にするにより

差押の效力を生ずるものとす、從て債務者か右差押物件の保管を諾すると否とは前掲犯罪の成立に何等の影響を及ぼさるものとす。(大審院判例)

□ 封印無効の方法 刑法第九十六條には汎く其他の方法を以て封印又は標示を無効たらしめたるものとありて封印又は標示を施したる物件其ものを奪取して其所在を不明ならしめ公務員か封印又は標示をなしたる證據を失はしむるか如き苟くも封印又は標示を爲したる形跡を滅却して實際其用を爲すを

得ざらしむべき行爲をも同條の犯罪として處罰するの主旨なること毫も疑を容るべからず。(大審院判例)

□ 封印損壞と封印離別 刑法第九十六條に所謂封印の損壞とは必ずしも封印の外表を毀損破壞するのみに限らず該封印全部を剝離する等其施されたる位置より之を動かすことをも包含するものとす故に一旦之を移動したる以上は更に之を貼附して外觀上全く原狀に復し得へしとするも尙ほ損壞たるを免れず。(大審院判例)

第六章 逃走の罪

口逃走の
罪の種別
及立法
要旨を説
明すへし

●●●●●
逃走の罪 逃走罪とは國家の拘禁力を侵害する罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)單純
逃走罪(二)複雜逃走罪(三)被拘禁者奪取罪(四)逃走補助罪(五)看視逃走罪の五とす。
〔立法要旨〕 罪の有無に拘はらず苟も國家が適法なる手續に於て拘禁せる以上は、其
被拘禁者も亦適法なる手續に於て其解放を待たざる可からず、擅に其拘禁を破り若く
は其被拘禁者に援助を與ふる者の如きは共に國家權力を輕侮せる者なれば、若し之を
不問に附せんか罪囚は屢々逃走を企つべく、縁者乾兒は其奪取を試みるべく、其公力
を蔑視し、刑罰權の運用を阻害すること大なるのみならず、社會の危險、良民の不安
甚しきものあるへし是れ本章の規定ある所以なり、囚人が暴行を働かず單に逃走せる
場合は人情の自然に出づるものなれば之を罰す可からずこの立法例あり、然れども是
れ刑罰權の根據を解せざる感情論にして採るに足らず。

▲單純逃
走罪

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

〔説明〕 本條は單純逃走罪の規定したるものなり。
●●●●●
單純逃走罪 單純逃走罪とは既決、未決の囚人が單に逃走したる罪を謂ふ、(九七條)其

◎單純逃
走罪の成
立要素及
其處分を
問ふ

成立要素左の如し。

(一) 既決、未決の囚人たることを要す。(主體)

囚人とは法令に依り監獄に拘禁せらるべき者を謂ふ。既決の囚人とは有罪の判決確定
して其刑の執行を受くる爲め監獄に拘禁せらるる者を謂ひ、未決の囚人とは犯罪審理
の爲め若くは判決言渡確定前にある被拘禁者を謂ふ、故に既に刑の執行を終れるも一
定の住所なき爲め若くは引取人なき爲め監獄内別房に留置せらるる者及び懲治場留置
者の如きは本條の所謂囚人に非ず、拘引狀の執行を受けたる者に本條の適用なきは異
論なきも拘留狀の執行を受けたる者は囚人なるや否やに付き異論あり。

▲▲▲
(一) 消極説 曰く、囚人とは監獄に拘禁せられたる者を謂ふ、故に 行犯人として令狀
(拘引狀、拘留狀)の執行により逮捕せられたる者と雖も未だ監獄に拘禁せられざる
者は囚人に非ずと。(牧野博士の所説)

▲▲▲
(二) 積極説 曰く、囚人とは法令に依り監獄に拘禁せらるべき者を謂ふ、故に拘留狀
の執行を受けたる者は未だ入監罰と雖も囚人たりと(泉二博士の所説)本法も亦積極
説を認めたるは第九十八條の規定に照し明なり、蓋し該條に既決、未決の囚人又は拘

引狀の執行を受けたる者のみを規定し拘留狀の執行を受けたる者を除外す可き理由なきが故に、本法は未決の囚人中に拘留狀の執行を受けたる者をも包含せる趣意なりと解するを至當とす。

天災に因り一時解放せられたる者及び保釋責付を受けたる未決囚は囚人たる身分を失却す。(但異説あるを免れず)

(二) 單に逃走したることを要す。(行爲)

即ち次條の行爲を爲さず單に逃走したることを要す、逃走とは拘禁の爲めに必要なる監督區域を脱する所爲を謂ふ、監獄の構内に在ては看守者の知らざる間に構外へ脱出したるときは逃走の既遂たり、若し追跡されたるときは事實上其追跡の及ばざる場所に到達したる時既遂と成る、護送中又は外役中逃走する場合も亦追跡實力の及ばざる時既遂と成る。

處分

(1) 本罪を犯せる者は一年以下の懲役に處す。(九七條)

(2) 本罪の未遂を罰す。(一〇二條)

既決の囚人刑期限内逃走せるときは其刑期終了後逃走罪の刑を執行せらるゝも

のこす。

▲復雜逃走罪

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

〔説明〕 本條は復雜逃走罪を規定したるものなり。

●復雜逃走罪 ●復雜逃走罪とは被拘禁者か拘禁場又は械具を損壞し若くは暴行脅迫を爲し又は二人以上通謀して逃走したる罪を謂ふ。(九八條)其成立要素左の如し。

(一) 既決、未決の囚人又は拘引狀の執行を受けたる者なることを要す。(主體)

既決、未決の囚人の意義前掲參照、拘引狀の執行を受けたる者とは刑事訴訟法の規定に従ひ適式なる拘引狀の執行を受けたる者を謂ふ、拘引狀の執行を受けたる者は未決囚中に包含す、其令狀が法式に適應せるとき(即ち不法の命令)は令狀たる效力を失却するか故に、之が執行を受けたる者逃走せるも本罪を構成せず、但し他罪例へは暴行罪(二〇八條)脅迫罪(二二三條、二二三條)、毀棄罪(二六〇條、二六一條)等の罪を構成

◎復雜逃走罪の成立要素及區別

することあるは別論なり。

(二) 拘禁場又は械具を損壊し若くは暴行脅迫を爲し又は二人以上通謀して逃走したることを要す。(行爲)

拘禁場とは監獄及び其他被拘引者を留置す可き一切の場所を謂ふ、其門戸障壁、天井床板等の損壊のみならず圍障の石垣、板塀等の破損をも包含す、械具とは身體拘束の用に供する器具例へば連鎖、手錠、縛繻の如き物を謂ふ(飲食器の如きは械具に非ず)暴行脅迫は逃走の手段として看視者に對して行ひたる場合を謂ふ(暴行脅迫の意義は公務妨害罪要素参照)通謀とは協議するを謂ふ、二人以上通謀して逃一せる場合は犯すに易く防くに難きか故に前條に比し刑を重くす、通謀の事實なき以上は同時に多數の囚人逃走するも本條を以て論ずることを得ず。

處分 (1) 本罪を犯せる者は三月以上五年以下の懲役に處す。(九八條)
(2) 本罪の未遂は之を罰す。(二〇二條)

▲被拘禁

第九十九條

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上

者奪取罪

五年以下ノ懲役ニ處ス

〔説明〕 本條は被拘禁者奪取罪を規定したるものなり。

被拘禁者奪取罪 被拘禁者奪取罪とは法令に因り拘禁せられたる者を奪取したる罪を謂ふ、(九九條)其成立要素左の如し。

(一) 法令に因り拘禁せられたることを要す。(目的物)

法令に因り拘禁せられたる者とは既決、未決の囚人、拘引狀執行を受けたる者、懲治人其他法令に因り公力を以て自由を拘束せらるゝ一切の人を包含す。

(二) 被拘禁者を奪取したることを要す。(行爲)

奪取とは自ら逃走行爲を爲さざる被拘禁者を公力監視の下より奪出するを謂ふ。其方は單に監視の隙に侵したると、拘禁者又は械具を損壊したるを、暴行脅迫を働きたると、欺罔恐喝を爲したるを區別することなし、又其被拘禁者か同意したると否とを問はず、奪出行爲終了すれば既遂と成る、其後捜索の結果再び拘禁せらるゝと否とに關係なし。

〔1〕 本罪を犯せる者は三月以上五年以下の懲役に處す。(九九條)

◎ 被拘禁者奪取罪の成立要件及之處分を問ふ

處分 (2) 本明の未遂は之を罰す。(一〇二條若し次條(一〇〇條)の要件を具ふるときは本罪の未遂と第百條の既遂との想像上の數罪俱發を成り第五十四條の適用を受く。

▲逃走補助罪

第百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以上懲役ニ處ス
前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

◎逃走補助罪の成立要件及
ひ處分を
問ふ

〔説明〕 本條は逃走補助罪を規定したるものなり。
逃走補助罪 逃走補助罪は被拘禁者を逃走せしむる目的を以て其逃走を容易ならしむべき行爲を爲したる者を謂ふ。(一〇〇條)其成立要件左の如し。
(一)法令に因る被拘禁者を逃走せしむる目的あることを要す。(目的)

法令に因る被拘禁者の意表は前掲参照、逃走せしむる目的あることを要す、此目的なれば本罪を構成せず。

(二)逃走を容易ならしむる行爲あることを要す。(行爲)

其方法手段は言語と働作とを問はず(例へば方法の指示、逃走の道順案内、器具の給與、暴行脅迫等)其他苟も逃走を容易ならしむるに足る一切の行爲を包含す、但し暴行脅迫に出でたる者は特に其刑を重くす、(二項)逃走せしむる目的を以て其逃走を容易ならしむる行爲を爲すと共に既遂となるものにして、其行爲の結果被拘禁者か之に因て逃走に着手又は逃走を遂げたるを否とを問はず、從て従犯と關係なき獨立罪なり
本罪の未遂は器具の給與、暴行、脅迫其他逃走を容易ならしむべき行爲を爲さんとして遂げざる場合を謂ふ、被拘禁者か之に因て逃走を遂げたるを否とに關係なし。

處分 (1) 暴行脅迫に出でたる行爲を以て本罪を犯せる者は三年以下の懲役に處す、(一〇〇條一項)

(2) 其暴行脅迫に出でたる者は三月以上五年以下の懲役に處す。(同條二項)

刑法 各論 逃走罪

(一〇〇條) 四〇三

▲看視逃走罪

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔説明〕本條は看視逃走罪を規定したるものなり。

看視逃走罪 看視逃走罪とは看視者(看守又は護送者)が被拘禁者を逃走せしめたる罪を謂ふ(一〇一條 其成立要素左の如し)。

〔一〕看守又は護送者なることを要す。(主體)

看守及び護送者は必しも公務員たることを要せず、一般に看守又は護送の職責を有する者を謂ふ、職責を有するに拘らず之を逃走せしむるか故に特に其刑を重くす。

〔二〕被拘禁者を逃走せしめたることを要す。(行爲)

逃走せしめたることを要す故に被拘禁者か逃走を遂げるときは本罪の未遂なり、其逃走せしめたる手段は作爲と不作爲(例へば囚人の逃走を覺り之を防止することを得るに拘らず之を防止せずして放任したる如き)とを問はず、故意を要するか故に過失に因り其逃走を覺らざる場合又は防止に盡力せるも力及ばざりし場合は本罪を構成せず。

◎看視逃走罪の成立要素及ひ處分を説明すへ

▲本章の未遂罪

處分 (1) 本罪を犯せる者は一年以上十年以下の懲役に處す。(一〇一條)

(2) 本罪の未遂は之を罰す。(一〇二條)

第三百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔説明〕本條は本章の罪は其未遂罪をも罰することを規定したるものなり。未遂罪の意義は『總則第八章未遂罪』の説明参照)

◎本章の未遂罪は處罰するものなるや

第七章 犯人藏匿及び證據湮滅の罪

犯人藏匿及び證據湮滅罪 犯人藏匿及び證據湮滅罪とは犯罪人、逃走者又は刑事被告人を庇護し國家の搜索權を侵害する罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)犯人藏匿罪(二)證據湮滅罪の二とす。

〔立法要旨〕犯人罪囚を庇護するは古來義俠的精神に出づるものとして、往々坊間

に實行せられたる所なれども、素と是れ大義明分を辨せず、一私情に泥み更に重大なる公義務を盡さざる者にして、國家の眼中より之を視れば彼の罪囚の奪取若くは逃走の補

□犯人藏匿及び證據湮滅の罪の種別及ひ立法要旨を説明す

刑法 各論 罪 犯人藏匿及び證據湮滅の罪 (第一〇二條) 四〇五

助と等しく國家權力を蔑視し、刑罰權の活動を阻害するものにして許す可きに非ず。乃ち本章の規定ある所以なり、然れども若し之等の行動を爲せし者親族ならんか、親族は互に相扶け相憐むを以て人情の自然となす、若し之をも尙ほ處罰するとせば法は酷に失し人情に反する嫌あり、故に親族間に於ける本罪の所爲は之を不成立とせり。(一〇五條)

▲犯人藏匿罪

第三百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタ者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

(説明) 本條は犯人藏匿罪を規定したるものなり。

犯人藏匿罪 犯人藏匿罪とは犯人又は逃走者を藏匿し又は隱避せしめたる罪を謂ふ(一〇三條)其成立要素左の如し。

(一)其庇護せらるゝ者は罰金以上の刑に該る罪を犯したる者又は拘禁中逃走したる者なることを要す。(目的物)

罰金刑以上(罰金、禁錮、懲役、死刑)の犯人又は逃走者なることを要す、故に拘留、科

◎犯人藏匿罪の成立要素及び處分を問ふ

料刑の犯人又は其逃走者は其罪質輕微なるか故に之を罰せず、事實上罪を犯したる者なるときは實際捜査に従事したると否とを問はず、又拘禁中の逃走者なるときは其嫌疑事件の結果、有罪、無罪に拘らず之を藏匿又は隱避したる者は本罪を構成す、拘禁せられざる嫌疑者は假令其捜査に従事せると雖も實際罪を犯したる者にあらざるとき(即ち他日無罪の判決を受けたるときは、不能犯にして本罪を構成せず、然れども罪を犯したる者なるときは其罪の既遂、未遂、又其犯罪に付ての告訴の有無に關係なし。

(二)藏匿又は隱避せしめたることを要す。(行爲)

藏匿とは隱避所即ち發見、檢擧を避くる場所を供給するを謂ひ、隱避とは藏匿以外の方法を以て發見、檢擧を免かれしむることを謂ふ、例へば潜伏の場所、方法の指示指導、旅費又は衣服の供給、被檢擧者に代り氏名詐稱、檢擧者に對し暴行脅迫を加へ若くは之を欺罔する等の行爲に於て犯人又は犯罪嫌疑者を逃走せしめたる如きは是なり、藏匿、隱避の行爲は作爲、不作爲を問はず(例へば逃走者を逮捕す可き義務ある者が故意に逮捕を爲さず隱避を放任する如き)一切の發見、檢擧を免かるゝ行爲を包含す(本罪の成立には積極的の行爲を要すこの判例あれとも之を採らず)然れとも犯人又は

逃走者の逮捕又は申告の義務なき者が其藏匿、隠避を黙過する如きは素より本罪を構成せず、其藏匿、隠避の結果其犯人又は逃走者か處罰を免かれたると否かを問はず其藏匿、隠避をなさしめたる行為自體か本罪を構成するものとす。(大審院判例)其違因の如何を問はず(例へば犯人に頼まれたると否と、教唆に出でたる否と、本罪を構成す、故意なき場合は構成せざる、こと明なり、其藏匿、隠避は必ず他人の爲のなることを要す故に犯人自ら人を教唆して自己を藏匿又は隠避せしむるも其犯人は本罪を構成せず。(大審院判例)然れとも共犯者か他の共犯人を藏匿、隠避せしむれば本罪を構成す、蓋し本罪は原犯に對し獨立の犯罪にして共犯人も藏匿者より見れば一の他人なればなり。

處分 〔1〕本罪を犯せる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す(一〇三條)

〔2〕親族の利益の爲に爲したる時は之を罰せず(一〇五條 即ち罪を成立せず。

〔参考判例〕 □犯人の藏匿及隠避行為 云ひ隠避と謂ふも同じく捜査權侵害の按ずるに刑法第百三條に規定する犯人を藏匿し又は隠避せしむる罪は犯人の目的を達する手段に外ならず、一は犯發見逮捕を妨害する所爲にして藏匿と難ならしめ他は藏匿以外の方法を以て

▲證憑湮滅罪

◎證憑湮滅罪の成立要件及處分を問ふ

犯人をして官の捜査を免脱せしめんとするの差異ののみなるか故に、同一被告人が同一の目的を以て右二箇の所爲を繼續して行ひたる場合に於ては二箇の所爲の間に手段若くは結果の關係存し刑法第五十四條に依り一の重き行為に従ひ處分すへき一罪を爲す場合に該當せず、又盜犯が贓物を處分する場

第四百條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ又ハ偽造變造シ

若クハ偽造變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕 本條は證憑湮滅罪を規定したるものなり。

一 證憑湮滅罪 證憑湮滅罪とは他人の刑事被告事件に關する證憑を湮滅し又は偽造、變造し若くは偽造變造の證憑を使用したる罪を謂ふ(一〇四條)其成立要素左の如し。

刑法 各論 犯人藏匿及證憑湮滅の罪 (第一〇四條) 四〇九

(一)他人の刑事被告事件の證憑なることを要す。(目的)

證憑とは罪の有無又は刑の加重減輕の情狀を認定するに資す可き物的材料及び人的材料を謂ふ(例へば被告人の自白書、檢證調書、諸般の證據物件、證人の供述書、鑑定人の鑑定書、被害者の告訴狀、被告人及び共犯者の供述書、参考人の供述等の證據及び徵憑を總稱す)證人の隱避、證言の拒絶等の如き人的材料を包含するものと解すべし。刑事被告事件に關するものなることを要す、故に民事被告事件、懲戒事件、又は非訟事件に關する證據を湮滅するも本罪を構成せず、刑事被告事件に關するものなるときは其訴追さる、犯罪の輕重種別の如何を問はず、又現に裁判所に繫屬中なること否を問はず、然れども未だ繫屬せざる事件なるときは將來其事件が裁判所へ繫屬したる時を以て其既遂と爲す、他人の爲めなることを要す、故に自己の爲めに爲したるときは本罪を構成せず、共犯者の爲に證憑を湮滅するは自己の爲なり、自己の爲め他人を教唆して本罪を犯さむるも自己に罪責を負はす。(大審院判例)

(二)其證憑を湮滅し又は偽造、變造し若くは偽造、變造の證憑を使用したることを要す。(行爲)

湮滅とは證憑たる效力を失はしむるを謂ふ、其方法の如何を問はず、偽造とは虚偽を作出するを謂ひ、變造とは原狀を變更するを謂ふ、偽造變造の證憑の使用とは既に偽造、變造したる證憑なることを認識し之を裁判所、檢事又は司法警察官に對し眞正の證憑として提供し又は呈示するを謂ふ、以上の行爲の結果其事件の有罪たると無罪たるとを問はず、又其遠因の如何を問はず(即ち被告人庇護の爲なると陷害の爲なるとを問はず)故意を要すること明なり、本罪の故意は他人の刑事被告事件に關する證憑たることの認識及び之を湮滅し又は偽造變造する意思若くは偽造、變造の證憑なることを認識し之を使用する意思に因り成立す。

(1)本罪を犯せる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す。(一〇四條)

處分

- (2)親族の利益の爲めなるときは之を罰せず(一〇五條)即ち罪不成立なり。
- (3)證憑を湮滅する意思を以て贓物を寄藏し又は證憑を損壞したるときは本罪と贓物に關する罪又は毀棄罪との想像上數罪俱發となり第五十四條の適用を受く。

〔参考例判〕 □第一〇四條の精神 刑
 法第百四條の規定を設けられたるは犯
 罪人を庇護し以て犯罪の捜査權と其審
 判權とを侵害するの行爲を防止せんと
 する精神に出でたるものなるを以て、
 苟も刑事被告事件に關する證憑の現出
 を妨げ若くは其效力を滅失減少せしむ
 る如き所爲は總て之を同條に依り處斷
 するの法意にして單に證憑其物を滅失
 せしむる所爲のみを罰するの法意に非
 ずと解するを相當とす、而して證憑の
 藏匿は證憑の現出を妨げ犯罪の捜査權
 と其審判權とに侵害を及ぼす點に於て
 其滅失と異なる所なきを以て證憑藏匿
 の所爲亦同條に謂ふ湮滅の文字中に包
 含せしめたるものとせざるべからず。
 (大審院判例)
 □教唆に因る證憑湮滅罪 刑法第百四
 條の罪は他人の『刑事被告事件』に關
 する證憑を湮滅し又は偽造變造若しく
 は偽造變造の證憑を使用するに依りて
 成立する者なれば苟も他の刑事被告
 事件に關し此等の行爲を爲したる以上
 は、縱令刑事被告人の教唆に依り被告
 人の爲に之を爲したる場合と雖も、尙
 ほ同條の罪を構成すべく從て之を教唆
 したる刑事被告人は該罪の教唆者とし
 て論ずべきものとす。(大審院判例)

▲以上の犯罪の除
 外例
 ◎以上の犯罪の親
 族又は逃
 走者又は
 親族が親

□『刑事被告事件』の意義 刑法第四
 條に所謂『刑事被告事件』とは現に裁判
 所に繫屬する刑事訴訟事件は勿論將來
 刑事訴訟事件となり得べきものをも包
 含指稱するものと解すべきものとす。
 (大審院判例)
 □『證據ヲ湮滅シ』の意義 刑法第百
 四條に所謂證據を滅しとは證憑たる
 へき物件を湮滅することの外證人又は
 參考人として刑事被告事件の證憑とな
 るべき者を隱匿する場合をも包含する
 ものと解するは同條の規定により刑事
 被告事件の證憑を保全せんとする立法
 の趣旨に適合するものと云ふべきな
 り。(大審院判例)

第百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ

利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス
 (説明) 本條は犯人又は逃走者の親族が其犯人又逃走者の爲めに犯人藏匿罪。(第一〇三
 條)又は證憑湮滅罪第一〇四條)を犯すと雖も之を罰せざることを規定したるものなり。
 蓋し親族が其親族たる犯人又は逃走者を藏匿隱避し、又は犯罪の證據を湮滅するは人間
 自然の人情にして敢て刑罰を以て之を嚴罰する必要なしと認められはなり。

刑法 各論 犯人藏匿及證據湮滅の罪 (第一〇五條) 四二三

第八章 騷擾の罪

騷擾の罪 騷擾の罪とは多衆聚合して公共の靜謐を害する罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)多衆暴動罪(二)多衆聚合罪の二とす。

〔立法要旨〕 法律が暴行又は脅迫を罰する規定と總則共犯の規定との存するに拘らず更に本罪を設けたる所以は、其影響特定の個人間に止まらず多衆聚合の勢力に依り公共の騷擾を惹起せる所爲なるか故に特に本章の罪を認め之を處罰せり、彼の百姓一揆の如き、近くは日比谷騷擾事件、足尾銅山暴動事件の如き其好例なり。

第六六條 多數衆合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ

左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

たるとき
は無罪な
るや
騷擾の
罪の種別
及び立法
要旨を説
明すへし

▲多衆暴
動罪

三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕 本條は多衆暴動罪を規定したるものなり。

多衆暴動罪 多衆暴動罪とは多衆聚合して暴行又は脅迫を爲したる罪を謂ふ、(一〇六條) 其成立要素左の如し。

(一) 多衆聚合して暴行又は脅迫を爲したることを要す。(客觀的要素)

其多衆聚合には法律上人數に制限なし、各場合の状況により認定すべきものとす、其暴行は廣く人の身體及び物に對する不法の腕力使用を謂ふ、脅迫の意義は普通の場合と同し、暴行、脅迫の客體にも制限なし、故に官廳に喧鬧し或は官吏を脅迫し或は一私人に對するも可なり、要は公共の靜謐を害する程度たるを要す。(大審院判例)

(二) 其多衆の間に共同して暴行又は脅迫を爲すの意思あることを要す。(主觀的要素)
多衆聚合の目的は那邊に在るを問はず 若し朝憲紊亂の目的に出でたるときは内亂罪を構成し本罪を構成せず) 然れとも必ず各自が暴行又は脅迫を爲すの意思あることを要す、從て村祠の祭禮、賤捷、祝賀其他多衆聚合する場合に雜踏、極め所謂珍事を惹起するも本罪を構成せず、然れとも若し故意に機會を利用し、即ち多衆の聚合力を恃み

◎多衆暴
動罪の成
立要素及
ひ處分を
問ふ

て暴行脅迫を爲したるときは、其發意の聚台前後を問はず本罪を構成すること勿論なり、例へば他の目的の爲めに聚合したる多衆か中途より暴行脅迫を爲すも本罪なり。

(大審院判例)本罪は性質上多衆の聚台を要するか故に所謂必要的共犯なり。

(1)本罪は内亂罪と異しく其各自が執りたる職務行爲の如何により處分を異にす。(内亂罪の處分参照)

(イ)首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁錮に處す。

(ロ)指揮者及び卒先助勢したる者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す。

處分

(ハ)附加隨行者は五十圓以下の罰金に處す。

(2)本罪の未遂は次條(一〇七條)の罪を構成することあるも其他の場合には之を罰せず、又内亂罪と異り其豫備、陰謀を罰せず。

(3)其暴行か殺人放火其他の處罰に觸るるときは第五十四條に依り之を處断す。

(参考判例) □騒擾罪の謀議參與

騒擾罪の主體たるべき者は刑法第六六

條に限定しありて(一)首魁(二)他人を指揮し又は他人に卒先して勢を助けたる者(三)附和隨行したる者ならざる可らず、故に首魁にあらざるよりは騒擾の謀議に參與するも前示二三の行爲を爲さざる以上は之を騒擾罪に問擬す、ることを得ず。(大審院判例)

□助勢の意義 刑法第六六條に所謂勢

を助けとは廣く騒擾を容易ならしむる

行爲にして勢援は勿論多衆と共同して

自ら暴行を爲したる事實をも包含すへ

きものとす。(大審院判例)

□『多衆』の意義 刑法第六六條に所

謂多衆とは多人數の集團を指稱するも

のにして其集團が法律上多數なるは幾人以上に達することを要するや其他之を判断する標準を明示する所なきも一地方に於ける公共の靜謐を害するに足る暴行脅迫を爲すに適當なる多人數なることを要するものと解せざる可らず

(大審院判例)

□騒擾罪の暴行脅迫 依て按ずるに人

に對する暴行脅迫及び物に對する暴行

は固より孰れも騒擾罪を構成し得る行

爲たり得へしと雖も、騒擾罪の成立要

素としての行爲は他の罪名に觸れざる

程度の暴行若くは脅迫を以て足れるか

故に若も其暴行脅迫にして他の罪名に

觸るる場合に於ては其行爲は一面騷擾 行は必しも當然に騷擾罪に包含せらる
罪を成立せしむると同時に又他の罪名 るものにあらざるを以て騷擾の方法と
に觸るべきものとす、從て建造物損壞 して斯かる行爲あらば一行爲數罪名に
若くは公務員の職務執行妨害の如き暴 觸るるものとす。(大審院判例)

▲多衆聚
合罪

第七百七條 暴行又は脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ
命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セザルトキハ首魁ハ三
年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕本條は多衆聚合罪を規定したるものなり。

◎多衆聚
合罪の成
立要素及
ひ處分を
問ふ

多衆聚合罪 多衆聚合罪とは暴行又は脅迫を爲す目的を以て多衆聚合し公務員より解散
命令を受け仍ほ解散せざる罪を謂ふ。(一〇七條)其成立要素左の如し。
(一)暴行又は脅迫 爲す目的を以て多衆聚合したることを要す。(客觀的要素)
暴行脅迫を爲す目的を要するか故に最初平穩なる目的を以て、多衆聚合したる場合に
は前條(一〇六條)の罪を構成する場合あるも本罪を構成せず、暴行脅迫を爲す目的
を以て多衆の聚合あるを要するのみにして、其運動を開始し運動の着手と見る可き程

度に進みたることを要せず。

(二)當該公務員より三回以上解散の命令を受け仍ほ解散せざることを要す。(客觀的要素)

其公務員は當該事件に對し解散を命す可き權限を有するものを謂ふ。其解散の命令は
如何なる形式に依るも妨げなしと雖も其命令が被命令者に覺知せらるるを必要とす。

(即ち受命主義なり)三回以上解散の命令を受け仍ほ解散せざることを要するか故に一
回、二回の解散命令を受け仍ほ解散せざるも本罪を構成せず、又三回以上七八回の解
散命令を受くるも解散するときは本罪を構成せず、本罪の成否は當該公務員の方寸如
何により左右せらるるものと謂ふ可し、故に立法論としては斯の如き制限を設けざる
を可とす、若し命令三回以上に及び仍ほ解散せず、更に暴行脅迫の所爲に出てたるこ
きは第六百六條の罪を構成す、此場合に第五十四條の適用なし。(但反對説あり)

(三)其衆合者各自は暴行脅迫を爲す目的あること及び當該公務員より三回以上の解散命令
ありたることを直接又は間接に知りたることを要す。(主觀的要素)

此條件の一を缺くときは本罪の故意を阻却し本罪は成立せず、解散の命令は首魁のみ
に對するに非ず、故に首魁が其聚合を解散せざるも各自が其多衆聚合より脱退したる

ときは其脱退者に限り本罪を構成せず。

(1)首魁は三年以下の懲役又は禁錮に處し其他の者は五十圓以下の罰金に處す

(一〇七條)

處分

(2)解散せざるに就て特に首謀者あるときは之を首魁として處罰す、又聚合に

就し首謀者は解散命令に依り直に自己のみ脱退せると雖も一定の條件の下に於て教唆の責任を免れず。

第九章 放火及び失火の罪

放火及び失火の罪
を説明す

放火及び失火の罪 放火及び失火の罪とは放火、失火等の行為に因り公共に危害を與へたる罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)放火罪(二)鎮火妨害罪(三)爆發損壞罪(四)瓦斯、電氣、蒸汽放出罪(五)失火罪(六)過失爆發損壞罪の六とす。

(立法要旨) 放火及び失火罪は一面に於ては個人の財産を侵害する罪にして、他面に於ては靜謐を害すること重大なる行為なり、故に他人の財産を侵害する場合に於ては

具體的公共にの危険を生ぜざる場合に於ても尙ほ之を罰し自己の財産に對する場合に於ては單に公共の危険を生ずる場合に於て之を罰す本罪は其危害重大なるが故に其未遂罪を罰するのみならず。(一一二條)其豫備をも之を罰す(一一三條)尙ほ帝國臣民か外國に於て犯したる場合及び外國人が帝國臣民に對して犯したる場合に本法を適用す。(三條一號)

放火罪
の種別及
處分

第八八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第九九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但公共ノ危険ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

第一百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因シ公共ノ

刑法 各論 放火及び失火の罪 (第一〇八、九、一〇條) 四二一

危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰
金ニ處ス。

第百十一條 第百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第百八條
又ハ第百九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十
年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタル
トキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百十二條 第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百十三條 第百八條又ハ第百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫
備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除ス
ルコトヲ得

第百十四條 (説明後にある)

第百十五條 第百九條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物自己
ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險
ニ付シタル者ヲ燒燬シタル時ハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

◎放火罪
の種別及
ひ處分
を問ふ

〔説明〕 以上は放火罪の種別及び處分を規定したるものなり。

放火罪 放火罪とは火氣を利用して物を燒燬したる罪を總稱す。(一〇八條乃至 一五
條) 其成立要素左の如し。

(一) 放火したることを要す。(行爲)

火を放つとは一定の目的物に故意に火を燃移らしむる行爲なり、換言すれば物の燒燬
に對し其原因を與ふる一切の行爲を謂ふ、即ち自ら進んで火氣を與ふると、火氣に勢
を與ふるも、又は其鎮火を妨害するを區別せず、但本法は鎮火妨害罪を以て特別罪
(一一四條)とせり。

(二) 物を燒燬したることを要す。(結果)

刑法 各論 放火及び失火の罪 (第一一一、一二、三、五條) 四二三

燒燬とは火力を以て物質を毀損するを謂ふ、其毀損か如何なる程度に達せるときは燒燬の既遂となるかに付き學說あり。

(一) 一部燒燬說 目的物の一部が燒燬したるときは既遂なりとの説。

(二) 他人共助說 其火力が消防の爲め他人の共助を必要とする程度に達したるときは既遂なりとの説。

(三) 效力獨立說 目的物に燃移りたる火か犯人の使用したる燃料の火力を藉らず獨立して燒燬作用を繼續し得べき状態に達したるときは實際燒燬したる部分の大小廣

狹を問はず既遂の罪を構成すとの説。(大審院判例)

(四) 效用失却說 目的物か其用法上の效能を失ふの程度に燒燬したる場合に於て既遂の罪を構成すとの説。(多數說なり)

「放火罪は燒燬の目的物に依て其刑を異にす。

(1) 現に人の住居に使用し、又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若しくは鑛坑に放火し、之を燒燬したる者は其目的物の自己の所有に係ると否とを問はず死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に處す(一〇八條)本條の未遂は之を罰し(一

一二條)其豫備は二年以下の懲役に處す、但情狀に因り其刑を免除することあり。(一二三條)

現に人の住居に使用するものとは犯人以外の人の常住の用に供せられつゝある物を謂ふ、住居者の外出の如き一時的不在の場合と雖も之を包含す、彼の貸空家の如き又犯人一人の住居の如きは之を包含せず、人の現在するものとは住居に使用せらるゝと否とを問はず、其犯行當時の瞬間に於て人の身體の存在しつゝある物を謂ふ、例へば貸空家と雖も借家希望者の入覽中は人の現在する家屋なり、建造物とは土地に定着し且つ掩蓋及び周壁を有する工作物にして人の起居出入に適する建物(家屋)を謂ふ、汽車又は電車とは人若しくは物を運搬する車輛にして蒸汽力又は電氣力を以て軌道上に運轉するものなり、故に自働車、馬車、自轉車、人力車等を包含せず、艦船は軍艦及び船舶なり噸數の大小を分たす、但舟筏を含まず、鑛坑とは鑛鑛を掘取する爲に開鑿せられたる地中の空孔なり、本條の行爲は一般的に公共の危険を伴ふものなるか故に、其危険か具體的に公共危険を生したると否とを問はず、又其所有關係の如何を分たす之を處罰

處分

せり。

(2) 現に人の住居に使用せず、又は人の現在せざる建造物、艦船、若しくは鑛坑に放火し之を焼燬したる者は二年以上の有期懲役に處す。(一〇九條一項)本項の未遂は之を罰し(一一二條)、其豫備は二年以下の懲役に處す、但情狀に因り其刑を免除することあり。(一一三條)

前項の物、自己の所有に係るときは六月以上七年以下の懲役に處す、但公共の危険を生ぜざるときは之を罰せず、(一〇九條二項)自己所有に係ると雖も差押を受け、物權を負擔し又は賃貸し若しくは保險に付したる物を焼燬したるときは他人の物を焼燬したると同じ(一一五條)、若し本項の罪を犯し因て第八條又は第九條第一項の物に延焼せるときは三月以上十年以下の懲役に處す。(一一一條一項、所謂結果犯なり)

本條(一〇九條)の罪は其目的物か犯人の所有に係る否とに因り其構成要件及刑罰の程度を異にす、即ち其物か他人の所有に係るときは、其燒燬に因り具體的に公共危険を生したると否とを問はずして二年以上の有期懲役に處し、若し

犯人自己の所有に係るときは、具體的に公共危険を生したるときに限り六月以上七年以下の懲役に處するも、若し然らざるときは單に財産權の處分に過ぎざるか故に之を罰せず、公共の危険とは廣く延焼するの結果を生ずる虞ある場合を謂ふ、公共の危険を生ぜざるときは毀棄罪を構成することあるも本罪を構成せず。

(3) 前二條に記載したる以外の物に放火し之を燒燬したる者は公共の危険を生したるときに限り一年以上十年以下の懲役に處す。(一一〇條)

前項の目的物か自己の所有に係るときは一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す。(一一〇條)若し本項の罪を犯し因て第八條又は第九條第一項の物に延焼せるときは三月以上十年以下の懲役に處す。(一一一條二項)自己の所有に係ると雖も差押を受け、物權を負擔し又は賃貸し若しくは保險を付したる物を燒燬したるときは他人の物を燒燬したると同じ(一一五條)若し本條前項の物に延焼せるときは三年以下の懲役に處す。(一一一條二項)

犯人か他人の所有物を自己の所有物と誤認せるときは重に從て處罰せらるることを

得ず、然れども焼燬に因て公共の危険を生ずるの結果に付ては豫見の有無を區別するを要せず。(所謂結果犯なり)

一個の放火行為に因て如上(1)(2)(3)の物件の二種又は三種を焼燬するとき其目的を包括して觀念し其最も重き一罪と認む可く、想像上の數罪俱と認むべきに非ず。(大判例)連續して重き物件及び輕き物件を燒燬したるとき亦同一し。(五五條)

〔參考判例〕 □『燒燬』の意義 刑法

第百八條に所謂燒燬とは犯人に依て點せられたる火が其媒介物たる燃料を離れ燒燬の目的物たる建造物其他同條列記の物に移り獨立して其燃燒力を繼續する事實を指稱するものにして叙上燒燬の程度に於て同條規定の放火罪の既遂となるべく其目的物が燒燬の爲めに

其存在を亡失するに至ること換言すれば其原形の大部分を失ふことは同罪の既遂となる條件にあらざるなり。(大審院判例)

□第一〇八條の『建造物』の意義 刑法第百八條所謂現に人の住居に使用する建造物とは現に人の起臥寢食の場所として日常使用せらるる建造物を謂ふ

ものにして晝夜間斷なく人の現在すること必要とせず、而して學校の校舎の一室を宿直室に充て宿直員をして夜間宿泊せしむるときは其校舎は現に宿直員の起臥寢食の場所として日常使用せらるるものにして現に人の住居に使用する建造物なりと云はざる可からず。(大審院判例)

□第一〇九條の『建造物』の意義 刑法第百九條に所謂建造物とは人の住居に使用せず又人の現在せざるも人の出入に適し且つ人の現在することあるべき建造物の謂なれば地上に定着せる物件なることを要するや論なしと雖も其

建造物たるには必しも一定基礎の上に建設せられたることを要せず所謂堀立小屋の如きも同條の建造物たることを失はず。(大審院判例)

□『公共の危険』の意義 放火罪は素と公共の危険に對する犯罪なるを以て刑法第百八條及第百九條第一項に規定せる放火罪に在ては其行為中に當然公共に對する危険の觀念を包含するものとして特に公共の危険を生せしめたる

事實を以て犯罪構成の要件と爲さずと雖も、同法第百十條の放火罪に至ては其行為自體には叙上の觀念を含蓄せざるか故に其行為に因りて公共の危険を

生せしめたる場合に於て始めて犯罪を構成するものとす、而して此に所謂公共の危険とは其放火行為が同條所定の物件に付き發生せしめたる實害を云ふにあらずして其放火行為によりて一般不特定の多數人をして前掲第八條及第九條の物件に延焼する結果を發生すへき虞ありと思料せしむるに相當する状態を指稱するものに外ならず、故

に苟も理性の判断により叙上の虞ありと認むべき場合に在ては縱令其當時物理上結果の發生を虞るべき理由なかりしとするも之かために其判断の當否を論難するを容さず、何となれば物的現象は瞬間に變轉することあるを恒とするを以て一時の現象は以て絶對の眞理と爲すに足らされはなり。(大審院判例)

▲鎮火妨害罪

◎鎮火妨害罪の成立要素及

第一百四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔説明〕本條は鎮火妨害罪を規定したるものなり。
●鎮火妨害罪 ●鎮火妨害罪とは火災の際鎮火用の物を隱匿又は損壞し若くは其他の方法を

ひ處分を問ふ

以て鎮火を妨害したる罪を謂ふ。(一一四條其成立要素左の如し)

(一)火災の際なることを要す。

●火災の際とは現に火災の繼續する間及び更に之を生せんとする状態に在る場合を謂ふ
●其火災は如何なる物件の火災に係るやを問ふことなく本章規定の放火は、失火に係る一般の場合を包含す。

(二)鎮火を妨害したることを要す。

其妨害の方法に付ては何等の制限なし、鎮火用具の隱匿又は損壞は一例に過ぎず、其他妨害となる一切の行為を包含す。
處分 本罪を犯せる者は一年以上十年以下の懲役に處す。(一一四條)

第一百五條 (説明前ニアリ)

▲失火罪

第十六條 火ヲ失シテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル

第九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第十條

刑法 各論 放火及び失火の罪

(第一一四、一一六條) 四三一

ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

〔説明〕 本條は失火罪を規定したるものなり。

失火罪とは火を失して放火の目的物と爲り得る物を燒燬する罪を謂ふ。(一一六條)其成立要素左の如し。

(一)火を失したることを要す。(過失行爲)

火を失しよは過失に因り火災を惹起する義なり、如何なる注意を缺きたる場合に出火の過失ありや否やは過失の一般的概念(總論過失の説明参照)に照し各場合の情況に依り之を決定すべき問題なり、民事責任に付ては重大なる過失を要すれども、三二二年法律四〇號、失火罪の成立には過失の大小を問ふを要せず。

(二)放火の目的物と爲り得る物を燒したることを要す。(目的物)

放火の目的物とは第八八條、第八九條、第九十條に記載したる物なり、(一一五條の規定は本罪に關係なし)公共の危険なくして自己の所有物を燒燬するは罪とならず、公共の危険なしと思量して之を燒燬したるも事實に於て公共の危険を生じ且之を生じたることに就て過失あるときは本罪成立す。

處分

- (1) 第八八條又は他人の所有に係る第九九條に記載したる物を燒燬したる者は三百圓以下の罰金に處す。(一一六條一項)
- (2) 第九十條又は自己の所有に係る第九九條に記載したる物を燒燬し因て公共の危険を生ぜしめたる者亦同し。(同條二項)

〔參考判例〕 □失火延燒の處分 火を

失して自己の所有に係る人の住居せず
又現在せざる納屋を燒燬し因て他人の
住家の屋根を半燒せしめたる行爲は刑
法第九十六條第二項に該當する罪を構
成す、即甲か火を失して自己の所有に
係り人の住居に使用せず又人の現在せ
ざる納屋を燒燬し尙ほ公共の危険を生
せしめたる所爲は第九十六條第二項に
該當する罪なることは明なり、然れど

も之に依りて人の住居したる乙の家屋
を延燒し其屋根を半燒したる事實は第
百十六條第一項にも該當す、而して第
一項は實害法規にして第二項は之に對
する危険法規なり、實害法規は危険法
規に勝ることを原則とするか故に此場
合に於ては刑法第五十四條の適用せず
して當然第九十六條第一項に該當する
罪を構成するなり、而して屋根を半燒
したる事は燒燬なりと認むべきなり。

▲爆発損
過失爆発罪
失爆発損
爆発罪

第十七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ、自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ
前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

〔説明〕 本條は爆發損壞罪及び過失爆發損壞罪を規定したるものなり。

◎爆發損
損壞の成
立要素及
ひ處分を
問ふ

一 爆發損壞罪 爆發損壞罪とは激發す可キ物を破裂せしめて物を損壞し公共の危険を生ぜしめたる罪を謂ふ。(一一七條一項)其成立要素左の如し。
一 激發物を破裂せしめたることを要す。(行爲)

激發物とは點火に因り激烈急速なる膨脹を惹起し以て固形物を毀壞する用に供せらる

る物にして、火藥、汽罐は其一例なり、激發物破裂に因る物件の損壞は其性質に於て放火に依る燒燬と同からすと雖も、火熱に因縁あるのみならず、其影響に於て彼れ殆んど趣を同ふるか故に放火ノ例を以てせり。

二 激發物の破裂に因て物を損壞し又は其損壞に因て公共の危険を生したることを要す。

(結果)

損壞とは目的物を物質的に破壊損傷して其用法を失はしむる所爲を謂ふ。激發物の破壊に因て物件を損壞することあるの外又火を發することあり、損壞と燒燬との兩結果を生ずる場合に於ては想像上の數罪俱發(五四條)の場合に非ずして單純放火罪の一罪と見るへし、公共の危険とは他人に危害を與ふる虞ある場合を謂ふ、其損害に因て公共の危険を生ずる結果に付ては豫見の有無を問はず。

本罪の處分は目的物の區別に従ひ放火罪の例に依る。

處分

- (1) 第八條及び第九條第一項の例に依る可き場合には其未遂及び豫備の處罰に付ては第十二條及び第十三條の例に依る。
- (2) 自己の所有物に係る場合は第九條第二項、第十條第二項及び第十五條の例に依る。

◎過失爆
損壊罪
の成立要
素及び處
分を問ふ

「條の例に依る。(一一一條の適用あるや否やは疑問なり)

二 過失爆發損壊罪 過失爆發損壊罪とは過失に因り激發物を破裂せしめて放火の目的と爲り得べき物を損壊したる罪を謂ふ。(一一七條二項)其成立要素左の如し。

(一) 過失に因り激發物を破裂せしめたることを要す。(過失行爲)

(二) 放火の目的と爲り得べき物を損壊したることを要す。(目的物)
其目的物が第八八條又は他人の所有に係る第九九條に記載したる物なるときは、具體的公共危險の有無に拘らず之を處罰し自己の所有物に係るときは、具體的公共危險を生じたることを成立要素とす。

處分 「本罪は失火罪(一一六條)の例に依り處斷す。(故に本罪を稱して準失火罪とも謂ふ)

▲瓦斯電
氣蒸氣放
出罪

第一百八條 瓦斯、電氣又は蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命身體又ハ財産ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
瓦斯、電氣又は蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ人ヲ死

傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

〔説明〕 本條は瓦斯、電氣、蒸氣、放出罪を規定したるものなり。

瓦斯、電氣、蒸氣放出罪 瓦斯、電氣、蒸氣放出罪とは瓦斯、電氣又は蒸氣を漏出し若クは流出せしめ、又は之を遮斷し因テ人の生命、身體、財産に危險を生せしめたる罪及び人を死傷に致したる罪を包含す。(一一八條)其成立要素左の如し。

(一) 瓦斯、電氣又は蒸氣の漏出、流出又は遮斷の行爲あることを要す。(行爲)

(二) 之に因テ危險を生じたることを要す。(結果)
本條の行爲は一般に公共危險性を具ふるものなり、法律は具體的に危險の發生したることを要求するか故に此事實なきときは犯罪を構成せず、然れども實害の生じたるを必要とせず、但し殺人、傷害、放火、毀棄等の意思を以て本條の罪を犯すときは第五

十四條に従ふ、若し此等の意思なくして實害を生じたる場合に於て、生命又は身體に關するときは本條第二項に従ふ、若し放火の結果を生じたるときは第五十四條に従ふ。

「(1)本條の行爲に因り人の生命又は財産に危險を生せしめたる者は三年以下の

◎瓦斯電
氣蒸氣放
出罪の成
立要素及
び處分を
問ふ

懲役又は百圓以下の罰金に處す。(一一八條一項)
處分 (2) 本條の行爲に因り人を死傷に致したる者は傷害罪の罪に比較し重きに從て處斷す。(同條二項)

第十章 溢水及び水利に關する罪

口溢水及
ひ水利に
關する罪
の種別及
ひ立法要
旨を説明
すへし

溢水及び水利に關する罪 溢水及び水利に關する罪とは溢水又は水利を妨害し公共に危害を與へたる罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)故意溢水罪(二)過失溢水罪(三)水防妨害罪(四)水利妨害罪の四とす。

〔立法要旨〕 溢水及び水利罪は放火及び失火罪と同しく公共に危害を與ふるべき大なるものなり、本罪、の放火及び失火罪と異なる所は、火力に因て燒燬すると溢水に因て浸害するとの手段の異なるのみにして、其物體及び本罪に對する處分の如き概ね其趣を同じくす、依て其註解も亦相參照すへし。

▲故意溢

第一百十九條 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建

水罪

造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三
年以上ノ懲役ニ處ス

第二百十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公

共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又

ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル

〔説明〕 以上は故意溢水罪を規定したるものなり。

◎故意溢
水罪の成
立要素及
ひ處分を
問ふ

故意溢水罪 故意溢水罪とは故意に溢水せしめて所定の物を浸害したる罪を謂ふ、之に具體的公共危険の發生を成立要件とするものと然らざるものとあり。(一一九條、一二〇條) 其成立要素左の如し。

(一) 溢水せしめたることを要す。(行爲)

溢水とは水を其界域外に氾濫せしむるを謂ふ、其手段の如何を問はず、故に必しも堤防を決潰し水閘を毀壞することを要せず、然れとも越くも堤防を以て流出を防きたる

刑法 各論 溢水及び水利に關する罪 (第一一九、一二〇條) 四三九

水を漲溢汎濫せしむることを要す（彼の貯水器を破壊して流水せしむる如きは溢水に非ず）

(二)一定の物を浸害したることを要す。（結果）

浸害とは生命、身體、財産等に危害を及すべき程度に於て水力を以て一定の目的物を侵害せしむるを謂ふ、必しも漂流又は荒廢の程度に達するを要せず、物の用法の全部又は一部を失却せしむる程度の浸水あるを以て足る、一定の物とは第一百九十九條の罪に於ては「現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、嵐車、電車若クハ鑛坑」を謂ひ。第二百二十條の罪に於ては「前掲以外ノ物」を謂ふ。（前章放火罪註解参照）

(三)第二百二十條の罪に於ては具體的公共危險の發生を要す。

第一百九十九條の罪の構成には具體的に公共危險を生じたるを否とを問はざれども、第二十條の罪の構成には具體的公共危險の生じたることを要件とし、其物が自己の所有に係るときは差押を受け、物權を負擔し又は賃貸し若くは保險に付したる場合に限り本罪を構成す。（立法論として差押云々の有無に拘らず自己の物と雖も苟も公共危險を生じたるときは處罰するを可とす）故意あることを要す、本罪の故意は溢水なる事

▲水防妨害罪

◎水防妨害罪の成立要件及ひ處分を問ふ

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

〔説明〕 本條は水防妨害罪を規定したるものなり。

水防妨害罪 水防妨害罪とは水害の際防水用の物を隱匿又は損壞し若くは其他の方法を以て水防を妨害したる罪を謂ふ。（二二二條）（鎮火妨害罪と其趣を同ふす）其成立要素左の如し。

實と浸害なる結果との認識を必要とす、即ち第一百九十九條の罪に於ては其構成要件の全部に及ぶことを要し、第二百二十條の罪に於ては公共危險の發生を認識したることを必要とせず。

處分

- (1) 第一百九十九條の罪を犯せる者は死刑又は無期若くは三年以上の懲役に處す。
- (2) 第二百二十條の罪を犯せる者は一年以上十年以下の懲役に處す。
- (3) 本罪は帝國外に於て犯したる帝國臣民及び帝國臣民に對して犯したる外國人に適用す。（三條二號）

▲過失溢水罪

◎過失溢水罪の成立要件及ひ處分を問ふ

- (一) 水害の際なることを要す。(場合)
水害とは溢水に因る災害を謂ふ。水害の際とは現に災害の繼續する間及ひ將に之を生ぜんとする状態に在る場合を總稱す。
- (二) 水防を妨害したることを要す。(行為)
其妨害の方法には何等の制限なし、防水用具の隠匿、損壞は其一例に過ぎず、妨害となる一切の行為を包含す。

處分 本罪を犯せる者は一年以上十年以下の懲役に處す。(一一二條)

第二百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第百十九條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス。

〔説明〕 本條は過失溢水罪を規定したるものなり。
過失溢水罪 過失溢水罪とは過失に因て溢水せしめ所定の物を浸害したる罪を謂ふ、之に具體的公共危険の發生を成立要件とするものと然らざるものとあり。(一一二條)其成立

立要素左の如し。

- (一) 過失に因り溢水せしめたることを要す。(總則過失の説明参照)
 - (二) 一定の物を浸害したることを要す。(前掲説明参照)
 - (三) 第百二十條の物に付ては浸害に因て具體的公共危険の發生したることを要す。(前掲説明参照)
- 處分 本罪を犯せる者は三百圓以下の罰金に處す。(一一二條)

▲水利妨害罪

◎水利妨害罪の成立要件及ひ處分を問ふ

第二百二十三條 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行為又ハ溢水セシム可キ行為ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕 本條は水利妨害罪を規定したるものなり。

水利妨害罪 水利妨害罪とは水利の妨害と爲る可き行為又は浸水せしむ可き行為を爲したる罪を謂ふ。(一一三條)其成立要素左の如し。

- (一) 水利の妨害と爲る可き行為又は溢水せしむ可き行為を爲したることを要す。(行為)

刑法 各論 溢水及ひ水利に關する罪

(第 一 一 三 條)

四 四 三

水利の妨害とは水運灌漑等水の使用に關する公共の利益を妨害する行為なり、故に一個人の有する水の使用權を侵害するに過ぎざる場合は本罪を構成せず、其方法に制限なきを以て堤防を決潰し、水を破壊する行為は勿論或は新堰を築き或は水閘を閉鎖し其他水運灌漑等を妨害する一切の行為及び溢水となる可き一般の行為を包含す。

(二) 必しも現實に其水利妨害又は溢水の事實の生じたることを要せず。

故に現實に水利を妨害し、溢水せしめたる場合は勿論未だ其事實を生ぜざるも之を生ずべき危険ある行為を爲すに因り本罪の既遂となる、若し現實に溢水せしめ且つ侵害せしめたるときは第一百九條、第二十條の溢水罪となり本罪に非ず、然れども若し其浸害なる結果に對し故意存せざる時は本罪に因て處斷す。

(三) 其水利の妨害と爲る可き行為は違法なることを要するは一般の犯罪に同じ。(違法性) 故に他人が權利なくして擅に水を使用するに際し、自己の權利を行使したる結果其使用を妨ぐるも犯罪の成立なし。(大審院判例) 從て水利妨害罪の成立には一般の犯罪と同しく違法なることを要す。(大審院判例)

處分 本罪を犯せる者は二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百圓以下の罰金に處す。(一二三條)

第十一章 往來を妨害する罪

往來を妨害する罪を説明すへし

往來を妨害する罪 往來を妨害する罪は一般の往來を妨害したる罪及び汽車、電車を顛覆し又は艦船を覆没したる罪並に是等重要交通機關の往來に危険を生ぜしめたる罪を包含す、本章の罪を分ちて(一)一般往來妨害罪(二)交通機關往來危険罪(三)交通機關顛覆罪(四)過失交通妨害とす。

〔立法要旨〕 社會的生活の大部分は人類相互の交通にあり交通を爲すには公衆往來の方便を要す、國家は此方便の安全を維持するの任務を有するか故に、之が妨害と爲る可き行為を禁遏せざる可からず、是れ本罪の規定及び數多の特別法ある所以なり。

- 〔參照〕 鐵道營業法(三三年法律六五號)(2)鐵道信號規定(三三年遞信省令三五號)(3)航路標識條例(二一年勅令六七號)(4)水路測量標識條例(二三年法律三八號)(5)海上衝突豫防法(二五年法律五號)(6)水先法(三二年法律六三號)等

第二百二十四條

陸路、水路又は橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

◎往來妨害罪の成立要件及處分を問ふ

〔説明〕本條は一般往來妨害罪を規定したるものなり。

一般往來妨害罪 一般往來妨害罪とは陸路水路又は橋梁を損壞し又は壅塞して往來を妨害したる罪を謂ふ。(一二四條)其成立要素左の如し。

(一)陸路水路又は橋梁を損壞し又は壅塞したることを要す。(目的物と行為)

陸路とは陸上の道路を總稱し其國道、縣道、里道たるを問はず、但鐵道を含まず、水路とは艦船、舟筏の往來す可き水路を總稱し其湖川海洋たるを問はず、橋梁は如何なる場所に架したるを問はず棧橋をも含む、其陸路、水路及び橋梁は公衆交通の用に供せらるものならざる可からず(但し其公有たると私有たるとを問はず)故に一人が單に自己又は一家の利便の爲に供したる道路等は毀棄罪の目的物となるも本罪の所謂道路に非ず、損壞とは其物の實質を損傷するを謂ひ、壅塞とは障害物を加ふるを

謂ふ(例へは道路に大木大石を横たふるの類)本罪の目的物を陸路、水路又は橋梁に限るか故に之に洩れたるもの、例へは渡船其ものを損壞して人の通行を妨ぐるも本罪を構成せず、反之、水路を壅塞して渡船の往來を妨害すれば本罪を構成す、本罪の手段を損壞又は壅塞に限るか故に詐欺の標識、例へは往來止の立札を爲し人の通行を妨げたる如きは本罪を構成せず。

(二)往來の妨害を生せしむることを要す。(結果)

此等の物を損壞又は壅塞せるも之に因て往來の妨害を生せしむる程度に達せざるときは罪と成らず、例へは既に朽廢に歸し交通用に供せられざる橋梁を毀壞するか如きはなり往來の妨害に付ては(イ)現實に往來の妨害を阻止されたる者の存することを要すとの説さ、(ロ)往來の全部又は一部を不能ならしめ又は通行を不便ならしめたる事を以て足ると爲す説とあり、本書は後説に従ひ『往來妨害ノ生シタル』とは往來の障礙と爲るべき状態即ち危険を生せしむることを意味し、必しも特定の人か往來を阻止されたることを要せずと解す、本罪の故意は公衆交通の陸路、水路又は橋梁なること、之を損壞又は壅塞すること及ひ之に因て往來の妨害を生せしむることを認識するを要す

す。

處分

〔1〕本罪を犯せる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す。(一二四條一項) 因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す、(同條二項) 其死傷は結果犯なり、若し其死傷に付き故意存するときは殺人又は傷害の罪を構成し當然第五十四條の適用を受く、法文に「比較し重キニ從テ云々」と規定せるも傷害の罪は何れの場合に於ても重キこと明なり。

〔2〕本罪の未遂は之を罰す。(一二八條)

〔參考判例〕 □詐の道路通行止 詐り は方法手段に制限ならしむる爲めて道路に通行止の立札を設け以て往來を妨害したる者は刑法第二百二十四條に依り處罰する事を得ず、即刑法第二百二十四條の損壞は實質を毀損する行爲にして又同條の壅塞は有體物を以て障害を施すの行爲なり、刑法第二百五條

「其他の方法」なる文字を用ひたるも反之第二百二十四條は損壞又は壅塞に限られたるか故に詐欺の方法を以て往來を妨害するも同條に問擬すること能はす。(大審院判例)

▲交通機
關往來危
險罪と其
結果犯

第二百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第二百二十六條 (説明後にあり)

第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆沒若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

◎交通機
關往來危
險罪の成
立要素及
其處分
を問ふ

〔説明〕 以上兩條は交通機關往來危險罪及び其結果犯を規定したるものなり。
交通機關往來危險罪 交通機關往來危險罪とは瀟車、電車又は艦船の往來に險を生ぜしめたる罪を謂ふ。(一二五條、一二七條、一二九條) 其成立要素左の如し。

(一) 汽車、電車又は艦船の往來に危險を生ぜしめたることを要す。(目的物と結果)

(二) 汽車、電車又は艦(船舟筏を含ます)と限定せるを以て其他のもの例へば自動車、自轉車、馬車、人力車等の往來に對する場合は毀棄罪を構成することあるも本罪の目的物

刑法 各論 往來を妨害する罪

(第一二五、六、七) 四四九

さならず、往來の危険を生ぜしむるは此等の交通機關が往來するに際し衝突轉覆脱線沈没等の事難に遭遇すへき虞ある状態を生ぜしむるを意味す。

(二) 其手段方法の如何を制限せず。(行爲)

故に鐵道に障礙物を横はし、航路に水雷を布設する等苟も其往來の危険を生ぜしめ得へき一切の行爲を包含す、其作爲に出つるを義務違反の不作爲に出つるを問はず、法文に所謂鐵道又は標識の損壞、燈臺又は浮標の損壞は其方法の一例に過ぎず、本罪の故意は自己の行爲に因り汽車、電車又は艦船の往來の危険を生ずることの認識を以て内容とす、此故意なきときは鐵道營業法其他の特別法規に於ける犯罪を構成するも本罪と成らず、若し第二百二十六條の罪を犯す故意を以て本罪の所爲及び結果あるときは第二百二十六條の未遂犯と成る。

處分

- (1) 本罪を犯せる者は二年以上の有期懲役に處す。(一二五條)
- (2) 本罪に因り汽車、電車の顛覆又は破壊又は艦船の覆没若しくは破壊を致したる者(結果犯)は第二百二十六條の例に照して處罰す(一二七條)(本條には人の現在を要すとの明示なきも第二百二十八條の比較上人の現在するを要すること

明なり)

(3) 本罪の未遂は之を罰す。(一二八條)

(4) 過失に因り犯せる者は五百圓以下の罰金に處す、若し其犯人が其業務に従事する者。(公務員と營業者を含む)なるときは三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す。(一二九條)

▲交通機關顛覆罪

第二百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者亦同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者死刑又ハ無期懲役ニ處ス

〔説明〕 本條は交通機關顛覆罪を規定したるものなり。

◎交通機關顛覆罪の成立要素及び處分を問ふ

交通機關顛覆罪 交通機關顛覆罪とは汽車、電車又は艦船を顛覆、覆没、又は破壊したる罪を謂ふ。(一二六條)其成立要素左の如し。

一人の現在する汽車、電車又は艦船に對することを要す。(客體)

刑法 各論 往來を妨害する罪

(第一二六條) 四五一

人の現在せざる場合に於ては本罪を構成せず、汽車、電車、艦船に限定せるを以て其他のもの、例へば自動車、馬車等を顛覆するも本罪を構成せず、艦船は海上航行のものとして江湖南川航行のものを包含す、但し主として棹櫓を以て進行する舟艇を包含せず、之を除外するは恰も自動車等を除外すると同じく其危害の場合及び程度が汽車、電車、艦船に比し輕少なるを以て、他の犯罪例へは殺人傷害罪の構成することあらは其當該犯罪に依りて之を處分し、然らざる場合は之を不問とせるものなる可し。

(二)之を顛覆、覆没又は破壊したることを要す。(行爲)

顛覆とあるか故に脱線せるに過ぎざる場合を含まず、覆没とは顛覆及び沈没を意味す故に單に座礁せるに過ぎざる場合を含まず、破壊とは同じく其物の實質を害するに因て物の效用の全部又は一部を失はしむるを謂ひ、其修繕に因て原狀に復し得ると否とを問はず、然れとも本罪に於ては其破壊は少くも汽車、電車、艦船の進行又は航行を不能ならしめたる程度に達したるを要すと解せざるべからず、蓋し本罪に於ては破壊を顛覆又は覆没と相對せしめたるはなり。

(1)本罪を犯せる者は三年以上の懲役に處す。(一二六條一項)

處分

(2)因て人を死に致したる者(結果犯)は死刑又は無期懲役に處す。(同條二項)

(3)本罪の未遂は之を罰す。(一二八條)

(4)過失に因り本罪を犯せる者は五百圓以下の罰金に處す、若し其犯人が其業務に従事する者(公務員と營業者とを含む)なるときは、三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す。(一二九條)

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百五條及ヒ第二百二十六條

第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔説明〕本條は交通妨害罪の未遂を罰すべきことを規定したるものなり。即ち第二百二十四條第一項の罪(陸路、水路又は橋梁を損壞、又は壅塞して往來妨害を生ぜしめたる罪)第二百二十五條(鐵道、標識、燈臺、浮標を損壞し又は其他の方法を以て汽車、電車又は艦船の往來の危険を生ぜしめたる罪)第二百二十六條(交通機關顛覆罪)の未遂は之を處罰するものとせり。(未遂の説明「總則第八章未遂犯」の説明參照)

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシ

刑法 各論 往來を妨害する罪 (第一二八、九條) 四五三

▲交通妨害罪の未遂犯
◎交通妨害の未遂犯は處罰せらるゝ

▲過失交

通妨害罪

メ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

(説明) 本條は過失に因る交通妨害を規定したるものなり。

◎過失交通妨害罪の成立要件及ひ處分を問ふ

- (一) 汽車、電車、艦船の往來に危険を生ぜしめ又は是等の物を顛覆、覆没若くは破壊したることを要す。(結果)(説明前掲参照)
 - (二) 過失に出でたることを要す。(原因)(過失の説明「總則第七章過失の意義」參照)
- 處分
 1) 本罪を犯せる者は五百圓以下の罰金に處す。(第一二九條一項)
 2) 其業務に従事する者前項の罪を犯したるときは三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す。(第一二九條二項)

第十二章 住居を侵す罪

住居を侵す罪 住居を侵す罪とは人の住居を侵害する罪を謂ふ、本章の罪を分ちて

(一) 普通住居侵害罪 (二) 皇居禁苑等の侵入罪の二とす。

〔立法要旨〕

住居は吾人の安靜を得る場所なり、各人の家は其城廓なり、之に據て其勞を慰し思を凝し社會活動の元氣を保つ、故なく之を侵害せらるることあらんか吾人は何を以て其神聖を維持することを得ん、而して吾人住居の不安は畜に一人の安否に關するのみならず國家經濟及び國運の消長に重大なる關係を及ぼすものなり、是れ本條の規定ある所以なり。

第三百三十條

故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

口住居の侵害罪の種類別及ひ成立要件を説明す

▲普通住居侵害罪
 皇居禁苑侵入罪
 未遂犯

第三百三十一條 故ナタ皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ、
第三百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔説明〕 本章は住居を侵す罪を規定したるものなり。

一 普通住居侵害罪 普通住居侵害罪は故なく人の住居又は看守する邸宅、建造物若くは艦船に侵入し又は要求を受けて其場所より退去せざる罪を謂ふ。(一三〇條)其成立要素左の如し。

(一) 故なく侵入し又は要求を受けて其場所より退去せざることを要す。(行為)

故なくとは管理者の意思に反してと云ふ義なり、不法と云ふ意味に非ず、不法の侵入たることを要するは一般原則上當然なり特に明示する必要なし、不法ならざる時は管理者の意思に反するも尙ほ本罪を構成せず、例へば家宅搜索又は警察上の必要のため侵入する場合の如き、又は習慣上許されたる行為、例へば支關先迄入込む場合の如き

◎普通住居侵害罪の成立要件及び處分を問ふ

は罪と成らず、承諾を豫想して侵入する場合、例へば親族、朋友が互に無断出入する如きは多少の疑議あれども、本罪は不承諾に拘らず侵入したることを要素とするものなれば、本間の場合には其故なく侵害する故意を缺くものとして無罪なり、不退去は初め承諾を得て入りたる場合のみに罪を構成す、初めより意思に反して侵入したるときは別罪と成らず、其侵入又は不退去の目的如何は本罪の成否に影響なし。

(二) 人の住居又は看守する邸宅、建造物又は艦船に侵入することを要す。(場所)

住居とは一定の區域を自己の區域として領得し安靜を採る場所を謂ふ。其一時的なると永續的なるを問はず、生活の本據たるを問はず(旅人宿に於ける客室の如きも又一の住居なり)然れども單に一地點に於て安靜を採る場所(例へば木蔭、ベンチ臺等)は住居に非ず、又其住居が適法なるを否とに關係なし、蓋し不法の住居と雖も故なく侵入することを得ればなり、看守は現場に於て常に見張を爲すを要せず故に例へば門を閉鎖し時々見廻を爲す場合の如き亦看守なり、邸宅とは家屋其他人の住居に使用する建造物及び之に附屬する圍障區域内を謂ふ、圍障とは境界に非ず少くも踰越又は匍匐するにあらざれば出入すること能はざる程度の設備あることを要す、故に

建造物に附屬せず唯障を繞らしたる庭園は所謂邸宅に非ず、建造物の語に二義あり一は土地に定着する一切の設備を指稱し一は家宅を指稱す、本條の建造物は家屋を意味し併せて其圍繞地を包含す（人の看守する建造物とは神社、佛閣、學校、會社等に於て其例を見る）艦船とは廣く一般の船舶を謂ふ、但し本條の艦船は人の住居又は看守することを必要とす。

(1) 本罪を犯せる者は三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す。(一三〇條)

(2) 本罪の未遂は之を處罰す。(一三二條)

(3) 他罪を犯す意思を以て家宅侵入を爲すときは各個の場合に應じて其論斷を異にす、例へば窃盜の目的を以て邸宅に侵入し其目的を遂げるときは窃盜罪の未遂と本罪とを構成し第五十四條の適用を受く、反之、殺人の目的を以て邸宅に侵入するは多くは豫備の所爲にして其目的を遂げざるも殺人未遂を構成せず單に本罪を構成するのみ。

處分

〔參考判例〕 □下婢と密會の爲の邸宅 侵入 下婢と密會する爲め其邸宅に侵

入したるときは家宅侵入罪を構成す、蓋し家宅侵入罪の成立に付き故なくとあるは管理權を有する者の意に反してと云ふ意義なることは疑なし、故に本間の如き場合に若し下婢か別荘又は留守宅の管理を託せらるるものせせば犯罪の成立せざるや明なれとも、通常の状態に於て主人に使用せられつつある場合には下婢は其家に住居する者なれとも管理權を有するとは認め難し、而して又普通の良家に在りては下婢が其密夫を招き來らしむることか戸主其他の管理權者の意に反せざるものなりと爲すを得ざるものなり、下婢の親族知

己の來訪とは此點に於て全く區別ありとす、故に積極説を可とす、但し管理權者の意に反せざるもの認め故意を缺きたるときは罪と爲らざるは勿論なり。(法曹會決議)
□逮捕の爲の邸宅侵入 現行犯人他人の住宅内に奔竄したる場合に於ても之を逮捕する爲め其住宅に侵入することを得す。(法曹會決議)
□面會強制 債權行使を理由として面會を拒絶せられたるに拘らず尙強て面會を求め約一時間も退去せざるは被告の權利に非らず結局故なく面會を強制したるものとす。(大審院判例)

◎皇居禁苑侵入罪の成立要件及分を問ふ

二 皇居禁苑等の侵入罪 皇居、禁苑等の侵入罪とは故なく皇居、禁苑、離宮、行在所又は神宮若しくは皇陵に侵入したる罪を謂ふ、(一三一一條)其成立要素左の如し。
(一) 故なく侵入したることを要す。(行爲)
本罪に付ては不退去の場合を認めず。

(二) 皇后、禁苑、離宮、行在所、神宮又は皇陵に侵入したることを要す。(場所)

〔1〕本罪を犯せる者は其刑を加重し三月以上五年以下の懲役に處す。(一三一一條) 處分

〔2〕本罪の未遂は之を罰す。(一三二一條)

第十三章 秘密を犯す罪

秘密を犯す罪 秘密を侵す罪とは故なく封緘の信書を開披し又は業務上知得したる人の秘密を漏泄したる罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)信書開封罪(二)秘密漏泄罪の二とす。

〔立法要旨〕 人誰か秘密なからん、秘密は吾人の社會生活に於ける暗的要件なり、

秘密を犯す罪の種別及び

立法要旨を説明す

之に依て名譽を維持することあり、隱約の裡に生活難關を解決することあり、殊に信書の如きは社會生活の萬般に於ける交渉要件にして之か秘密は憲法に於ても保障せらるる所なり、若し人の秘密を擅に暴露して之を咎むることなからんか、常に各人の利益に重大なる影響あるのみならず社會生活は何に依て之を維持することを得ん、是れ本章の規定ある所以なり。

▲信書開封罪と秘密漏泄罪

第三百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務

刑法 各論 秘密を侵す罪 (第一二三、四條) 四六一

上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ
第三百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

◎信書開封罪の成立要件及
ひ處分を問ふ

〔説明〕本章は信書開封罪及び秘密漏泄罪を規定したるものなり。

一 信書開封罪 信書開封罪（親告罪）とは故なく封緘したる信書を開披したる罪を謂ふ、（一三三條）其成立要素左の如し。

（一）封緘したる信書なることを要す。（目的物）

封緘とは容易に信書の内容を知ること能はざる一切の裝置を謂ひ、信書とは特定人間に於て意思を通知する文書を謂ふ、其文書の内容が秘密事項なるを否とを問はず、即ち『封緘したる信書』なるときは其内容如何に拘らず刑法上一般に秘密に關するものと看做せり、苟も意思を通知するものなる以上は其文字たるを符號たるを問はず信書なり。

（二）故なく開披したることを要す。（行爲）

故なくとは権利者の意思に反するを謂ふ、開披とは封緘を破棄して信書の内容を知了するを得るに至らしめたるを謂ふ、必しも信書の内容を知了したるを要件とせず（但

反對説あり）蓋し刑法は封緘したる信書を以て其内容の如何に拘らず一般に秘密に付するものと看做せるに因り、其封緘を破棄する行爲自體を以て秘密を侵すものとすに於て論理の矛盾を生せず、從て封緘を破棄することなく例へば日光にすかして其内容を知了するも本罪を構成せず、其開披者は故意即ち権利者の意思に反する認識あることを要するを當然とす、故に例へば家族間に互に開披する慣習ありて本人の意思に反することを知らざるときは故意を缺くものとして無なり。

（一）本罪を犯せる者は一年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す。（一三三條）但告訴を待て之を論す。（一三五條）

處分

（二）信書の隱匿罪は第二百六十三條、信書の毀棄罪は第二百五十九條に依て處斷し、又郵便官署の取扱中に係る信書に關する犯罪に付ては郵便法に依て處斷す。

二 秘密漏泄罪（秘密漏泄罪）（親告罪）とは故なく業務上知得したる秘密を漏泄したる罪を謂ふ。（一三四條）其成立要素左の如し。

（一）本罪の主體は醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人、宗教若くは禮

◎秘密漏泄罪の成立要件及
ひ處分を問ふ

刑法 各論 秘密を侵す罪

（第一二五條）

四六三

記の職に在る者又は此等の職に在りし者なることを要す。(主體)

犯罪の主體は文列擧の身分を有する者に限る、但し此等の者と共犯となる場合は別に其身分を有するを要せず。(六五條)特許代理業者、執達吏、破産管財人、辯護士に非ざる訴訟代理人等は本罪の主體にあらず、從て其業務上知得したる秘密を漏泄するも本罪を構成せず、宗教若くは禱祀の職に在る者又は僧侶、神官、牧師の類なり。

(二)故なく其業務上取扱ひたることに付き知得したる人の秘密を漏泄したることを要す。(行爲)

秘密とは他人に知らしむることを欲せざる事項を謂ふ、如何なる事項が秘密なるかに付ては客觀說(一般の人が他人に知らしむることを欲せざる事項)と、主觀說(其本人か他人に知らしむることを欲せざる事項)とあり、本書は主觀說を採る、其秘密は法定の者が業務上取扱ひたることに付き知得したるものなることを要す、業務上取扱ひたる事項以外に知得したる人の秘密は本罪の間ふ所に非ず、漏泄とは未だ知らざる他人に向て秘密事項(未だ世に知られざる事項)を告知するを謂ふ、故に既に世人に知れ渡りたる事項又は其告知する他人の知れる事項を告知するも漏泄に非ず、漏泄の方法

には何等の制限なし、口頭、文書、密告、公表を分たす、故なく(即ち權利者の意に反して)漏泄したることを要す、法令又は一般の習慣上許されたる場合に罪とならざるは明なり。

處分「本罪を犯せる者は六月以下の罰金に處す。(一三四條)但告訴を待て之を論ず。(一三五條)

第十四章 阿片煙に關する罪

□阿片煙に關する罪の種別及立法の旨を説明すへし

阿片煙に關する罪 阿片煙に關する罪とは阿片煙又は其吸食器具を輸入製造又は販賣し、若くは之を所持する罪又は阿片煙を吸食する罪及び吸食の房室を給與する罪を總稱す、本章の罪を分ちて(一)阿片煙及び吸食器罪(二)阿片煙吸食罪(三)吸食房室給與罪の三とす。

〔立法要旨〕 阿片は醫療に用ひて特効ありと雖も、之を過量に吸用し又は習慣的に常用するときは恐るべき中毒を起し天壽を亡すに至る、刑法は自殺未遂及び自傷を罰せざるを原則とするか故に、自ら阿片中毒を招く者も亦之を放任すべきか如しと

雖も、阿片吸食の惡習は社會の各層を中毒し遂に國民元氣の消長に大影響を及すの虞あり、是れ本罪の規定及び數多の特別法ある所以なり。

〔參照〕 阿片法及び同法施行規則(三〇年法律二七號、臺灣阿片令及同令施行規則(三〇年律令二號)未成年者喫煙禁止法(三三年法律三三號)

▲阿片煙
及吸食
器罪

第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第三百三十九條 (説明後により)

第四百十條 阿片煙ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

□阿片及
吸食器
罪の意思
及之處分
を問ふ

〔説明〕 以上は阿片煙及び吸食器罪を規定したるものなり。

阿片煙及び吸食器罪 阿片煙及び吸食器罪は阿片煙又は其吸食器具を輸入、製造又は販賣し若くは所持する罪を總稱す。(一三六條乃至一三八條、一四〇條)

輸入とは一定の目的物を帝國外より帝國内に運移するを謂ふ、輸入既遂の時期に陸揚説(目的物の陸揚を以て輸入なりとの説(大審院判例)と、領海説(目的物を搭載せる船舶が我領海内に入ると共に其危険を生ずる故に其船舶が領海内に入ると共に、輸入の既遂とする説)あり、製造は販賣と吸食其他の目的なるを區別せず、販賣とは不定の多數人を目的とする賣捌を意味す、必しも數回賣却の事實あることを要せず、所持とは目的物を自己の實力的支配の下に置くを謂ふ、其取得の原因如何を問はずと雖も其目的如何に因り其刑を異にす。

(1) 阿片煙を輸入、製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持したる者は六月以上七年以下の懲役に處す。(一三六條)

(2) 阿片煙の吸食器具を輸入、製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持したる者は三月以上五年以下の懲役に處す。(一三七條)

刑法 各論 阿片煙に關する罪

(第一三六、七、八、四〇條) 四六七

處分

- (3) 税關官吏阿片煙又は其吸食器具を輸入し又は其輸入を許したるときは一年以上十年以下の懲役に處す。(一三八條)
- (4) 販賣の目的なく單に阿片煙又は其吸食器具を所持したる者は一年以下の懲役に處す。(一四〇條)
- (5) 本罪の未遂は之を罰す。(一四一條)

第三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔説明〕 本條は阿片煙吸食罪及び吸食房室給與罪を規定したるものなり。

一 片煙吸食罪用 阿片煙吸食罪とは阿片煙を吸食したる罪を謂ふ。(一三九條一項)

故意即ち阿片煙を吸食したることを要す、其吸食の目的の如何を問はず、例へば治療、迷信娛樂の爲めなるとを問はず、過失に出でたる場合を罰せず。

處分

- (1) 本罪を犯せる者は三年以下の懲役に處す。(一三九條一項)
- (2) 本罪の未遂は之を罰す。(一四一條)

二 吸食房室給與罪 吸食房室給與罪とは阿片煙を吸食する爲め房屋を給與して利を圖りたる罪を謂ふ。(一三九條二項)

阿片煙を吸食する爲めに房屋を給與したることを要す、之が爲め利を圖りたることを要す、但實際に利得ありたることを要せず、營利の目的に出でるときは吸食罪の從犯として處分す、故意を要するは勿論なり、故に過失の場合に之を罰せず。

處分

- (1) 本罪を犯せる者は六月以上七年以下の懲役に處す。(一三九條二項)
- (2) 本罪の未遂は之を罰す。(一四一條)

本罪に付ても亦其行爲の違法なることを必要とするは勿論なり、故に阿片法の規定に従て阿片の製造販賣し、醫師か日本藥局法に従ひて之を醫藥に使用し、患者か治療上阿片藥劑を服用する場合は本罪を構成せず。

第十五章 飲料水に關する罪

刑法 各論 阿片煙に關する罪 (第一三九、四一條) 四六九

▲阿片吸食罪與其房屋給與罪

◎阿片煙吸食罪の意義及び處分を問ふ

口飲料水に關する罪の種別及立法の旨を説明すべし

飲料水に關する罪 飲料水に關する罪は人の飲料に供する淨水を汚穢して使用不能ならしめ若くは之に健康危害物を混入し又は水道を損壞壅塞する罪を謂ふ、本章の罪を分ちて(一)飲料淨水汚穢罪(二)健康危害物混入罪(三)水道損壞壅塞罪の三とす。
〔立法要旨〕 夫れ飲料に供する淨水は人類の生活上一日も缺くべからざる必要に於て其良否は公衆衛生に重大なる關係を有することは彼の田圃灌漑又は家畜の飼養のみ供する水の如きものに非ず、是れ特に本罪を認むる所以なり。

◎飲料淨水汚穢罪

第四百二十二條 入ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノス役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百二十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

◎飲料淨水汚穢罪

〔説明〕 以上は飲料淨水汚穢罪を規定したるものなり。

◎飲料淨水汚穢罪の成立要件及之處分を問ふ

飲料淨水汚穢罪 飲料淨水汚穢罪とは人の飲料淨水又は水源を汚穢し因て使用不能に至らしめたる罪を謂ふ。(一四二條、一四三條)其成立要素左の如し。

(一)飲料淨水又は其水源を汚穢したることを要す。(行為)

飲料淨水は流水と湧水とを問はず不特定人の日常飲料使用に供する水を謂ふ、故に用水悪水は勿論家畜の飲料に供する水を含み、又不特定人の飲料に供せらるることを要するか故に特定人の飲料に汲取たる水、例へば手桶水、茶の水等に付ては本罪を構成せず、水源とは水の湧出する場所に限らず廣く水道の上流を總稱す、汚穢したることを要す汚穢とは水を溷濁し若くは不潔物を投する等水の外形を變ずるを謂ふ、其手段に制限なし但し健康の危害物を混入する場合に次の罪(健康危害物混入罪)を構成す。

(二)因て使用不能に至らしめたる結果あることを要す。(結果)
其使用不能は通常人が其水を使用することを肯せざる程度に達するを要す、必しも之に因て各個人が實害を生したるを要せず、其使用不能に付ては故意を要せず、汚穢行為の結果なるを以て足す。(所謂結果犯なり)但故意ありたりとて本罪の成立を妨げず。

- (1) 普通飲料浄水に係るときは六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す。(二四二條)
- (2) 水道に由り公衆に供給する飲料浄水又は水源に係るときは六月以上七年以下の懲役に處す。第一四三條水道に係る場合は普通飲料浄水の場合よりも其刑を重くせり、蓋し及ぼす所の危害大なればなり。
- (3) 本罪を犯して人を死傷に致したる者。其結果犯は傷害罪に比較し重きに從て處斷す。(二四五條)

處分

▲健康危害物混入罪

第四百四十四條 人ノ飲料ニ供スル浄水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第四百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第四百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ浄水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上懲役ニ處ス

▲健康危害物の混入罪の成立要件及び處分を問ふ

〔説明〕 本條は健康危害物混入罪を規定したるものなり。健康危害物の混入罪 健康危害物混入罪とは人の飲料浄水又は水源に毒物其他の健康の危害物を混入したる罪を謂ふ。(二四四、一四五、一四六條)其成立要素左の如し。

(一) 人の飲料浄水又は水源なることを要す(目的物)。飲料浄水水源の意義は前掲参照、飲料浄水以外のものに毒物其他の健康危害物を混入するも本罪と成らず。

(二) 毒物其他の健康危害物を混入したることを要す。(行爲) 毒物とは比較的少量にて化學的作用に由り健康を害すへき無機物なりとするを通説とす、健康危害物とは人體の健康を害す可き性質を有する物を總稱す、毒物は其一例に過ぎず、黴菌は毒物に非されとも健康危害物なり、混入とは其水質に變化を與へて不健康ならしむる行爲を謂ふ、本罪は前罪と異なり之に因て不能の結果を生ぜるを要せず、健康物危害を混入するに依り直に既遂と成る、之に因て健康を害したる者あると

刑法 各論 飲料水に關する罪 (第一四四、五六、條) 四七三

否とを問はず。

- 本罪も水道に係る場合は其罪を重くす。(理由同前)
- (1) 普通飲料浄水に係るときは三年以下の懲役に處す。(一四四條)
 - (2) 本罪を犯し因て人の死傷に致したる者は傷害罪に比較し、重きに從て處断す。(二四五條)
 - (3) 水道に由る飲料浄水又は水源に係るときは二年以上の有期懲役に處す、若し之に因て人を死に致したる者(結果犯)は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に處す。(一四六條)

處分

〔説明〕本條は水道損壞壅塞罪を規定したるものなり。

▲水道損壞壅塞罪

第四百七十七條 公衆ノ飲料ニ供スル浄水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

◎水道損壞壅塞罪の成立要素及び處分を問ふ

- 〔説明〕本條は水道損壞壅塞罪を規定したるものなり。
- 水道損壞壅塞罪 水道損壞壅塞罪とは公衆の飲料に供する浄水の水道を損壞し、又は壅塞したる罪を謂ふ。(一四七條)其成立要素左の如し。
- (一) 公衆の飲料に供する浄水なることを要す。(目的物)

公衆飲料浄水の水道なることを要す、故に下水道及び一私人使用の水道を含まず、水道に限れり、故に一般浄水の汲取場、例へば井戸又は小流等を損壞壅塞するも本罪を構成せず。此場合には(二六一條)の損壞罪を構成することあり。

- (二) 損壞又は壅塞したることを要す。(行為)
- 損壞とは其物の實質、損傷するを謂ひ、壅塞とは障害物を加へ其效用の全部又は一部を失はしむるを謂ふ、損壞又は壅塞したるに由り其罪の既遂と成る、之に因て實害を受けたる者あるを要せず、故意を要するは勿論なり。

處分 本罪を犯せる者は一年以上十年以下の懲役に處す。(一四七條)

第十六章 通貨偽造の罪

□通貨偽造罪を説明すへし

通貨偽造の罪 通貨偽造の罪は行使の目的を以て通貨を偽造變造し又は行使、交付、輸入若しくは收得する罪を總稱す、本章の罪を分ちて(一)通貨偽造變造罪(二)偽貨行使交付輸入罪(三)偽收得罪(四)收得後行使罪(五)偽造變造準備罪の五とす。

〔立法要旨〕 通貨偽造の罪は二の性質を有す、一は國家の通貨發行權の侵害一は通

貨の信用侵害是なり、又之を行使して利得を受けたるときは詐欺取財の性質を有す其結果は一般取引の安全を阻害し社會的交易の上に重大なる影響を及ぼし甚しきは國家の經濟的基礎を破壊するに至る、故に立法者は之を嫌惡すること甚しく往時にありては之を待つに極刑を以てせり、羅馬にては之を山野に投棄し、猛獸をして其肉を喰はしめたるか如きは其一例なり、本章の規定は内國に於て通用する貨幣、紙幣、銀行券に限る、外國に於て通用するものに關しては特別法あり(三八年法律六六號、外國に於て流通する貨幣、紙幣、銀行券、證券、偽造變造及模造に關する件)又通貨の偽造變造の程度に至らざる模造に關しては特別法あり(二八年法律二八號通貨及證券模造取扱法)

▲通貨偽造變造罪
と偽貨行
使交付輸
入罪

第四百四十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

◎通貨偽造罪の成立要素及
ひ處分を
問ふ

第四百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

(説明) 以上は通貨偽造變造罪及ひ偽貨行使交付輸入罪を規定したるものなり。

一 通貨偽造變造罪 通貨偽造變造罪とは行使の目的を以て通用の貨幣、紙幣、銀行券を偽造又ハ變造したる罪を謂ふ。(一四八條一項、一四九條一項)其成立要素左の如し。

(一) 通貨(通用の貨幣、紙幣、銀行券)たることを要す。(目的物)

通貨とは國家の公認に依り交換の手段として強制通用するものを謂ふ、其通用期限前又は通用期限終了後は通貨に非ず、但其期限前又は期限後と雖も其通貨に模擬したる物を以て他人の財産を詐欺したる場合は詐欺取財の如き他罪を以て論ずるを妨げず。本罪の目的たる通貨は之を貨幣、紙幣及銀行券の三種とす。

(一) 貨幣は所謂硬貨なり、即ち金貨、銀貨、白銅貨、青銅貨の四品及び文久永寶、寛永

通寶の如き舊銅貨も亦貨幣なり。(三〇年法律一六號貨幣法、四年一月一九日大政官布告舊銅貨品位並通用方參照)

(二)紙幣は政府其他の發行者の信用に依りて貨幣に代用せらるる紙片にして其自體實價を有せず、我國にては曾て紙幣ありしも漸次硬貨に交換し、三十二年十二月限り其通用を全廢せり、其後紙幣を發行せず。

(三)銀行券は政府の認許に依り銀行より發行する一種の約束にして一般取引上の交換手段として強制通用力を有するものなり。(一七年五月二六日大政官布告一八號兌換銀行券條例參照) 日本銀行發行權を有す、但臺灣銀行も或制限付の銀行券を發行す、(三〇年法律三八號臺灣銀行法參照)本章の規定は此銀行券 偽造等に關し適用あり、横濱正金銀行は關東州及清國に於る銀行券を發行す。(三九年勅令二四七號參照)と雖も本罪の目的物たるを得ず。

外國通貨も内國に流通するものに限り本罪の目的物となる、『内國ニ流通スル外國ノ通貨』とは事實上通用する所のものを指すか又は貨幣同盟の場合に於ける如く法律上外國の貨幣が内國に於て通用力を有する場合を指すかに付ては議論あれとも後説を多數

とす。

(二)偽造又は變造したることを要す。(行爲)

偽造とは眞貨以外の物を材料として眞實に模擬せる物を製出するを謂ふ、偽造の材料は眞貨以外の物たることを要す、然れども眞貨の原體を失ひたる物又は廢貨(通用期限を經過したるもの)も亦既に眞貨に非ず、故に之を材料として偽貨を製出するは亦偽造なり、其偽造に付て權利なきことを要するは勿論なり、其模貨の程度は一般の人をして眞貨なりと思惟せしむる程度のものたるを以て足る、變造とは眞貨に一部の變更を加へて他の眞貨に模擬するを謂ふ、其實質を變更する(例へば硬質の縁刻を削取り又は中味を抉取るか如き方法を以て眞貨の實質を減損する場合、之を物質的變更内容的變更とも謂ふ)と、名價を變更する(例へば銅貨を鍍銀し名價を變更して銀貨を造るか如き場合、之を性質的變更、外觀的變更とも謂ふ)とを問はず、紙幣及銀行券に付ては實質上の變更を認むるに由なし、只名價上の變更を想像し得るに過ぎず、變更を加へて成立したる偽造は眞貨の外觀を要し且つ現に存する某の通貨に酷似することゝを要するは偽造の場合と異なる所なし。

(三)行使の目的あることを要す。(目的)

行使の目的とは眞貨として使用に供する希望を謂ふ、此目的を以てするにあらざれば本罪を構成せず(例へば單に紀念の爲めに作りたる如き)然れども自己之を行使することとを目的とする他人をして行使せしむるを目的とするを問はず本罪を構成す、(行使の意義次掲参照)本罪は行使の目的を以て通貨を偽造又は變造したるに因て既遂と成る、其行使したるを要件とせず、若し之を行使したるときは第二項の罪をも構成し第五十四條の適用を受く。

處分

- (1) 本罪を犯せる者は無期又は三年以上の懲役に處す(一四八條一項)。
- (2) 内國流通の外國貨幣なるときは二年以上の懲役に處す(一四九條一項)。
- (3) 本罪の未遂は之を罰す。(二五一條)
- (4) 五拾錢、貳拾錢、拾錢銀貨は各異なりたる法益の附着せるものなるを以て之を偽造するときは各銀貨固有の法益を侵害す従て一銀貨毎に一罪を構成すとの大審院判例あり、然れども反對説多し。

二 偽貨行使交付輸入罪 偽貨行使交付輸入罪とは偽貨たることを知て之を行使し又は

偽貨行使

交付輸入の成立要素及び處分を問ふ

行使の目的を以て人に交付し若しくは輸入したる罪を謂ふ(一四八條二項一四九條二項)、其成立要素左の如し。

(一)偽貨即ち偽造、變造の通貨(貨幣、紙幣又は銀行券)たることの認識あることを要す。(認識)

偽造變造の通貨の意義前掲参照、偽造たる認識あることを要す、過失の場合には之を罰せず。

(二)之を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若しくは輸入したることを要す。(行為)

行使とは眞貨として一定の使用に供するを謂ふ必しも之を流通に置くの要なし、例へば銀行家が有金あるを示さん爲め検査官に對して偽貨を示すも亦行使なり。(本邦學者の多數説なり)但し反對説即ち必ず流通に置くことを要すとの説あり(リスト、フインケル、フランク諸氏の説)流通に置くとは支拂又は交換の用に供し得べき状態に置くを謂ふ、換言すれば偽貨たるの實を告げずして之を他人の所持に移すことを意味す、偽造の白銅貨を自動電話器に入るか如きも亦行使なり、但し白銅貨大の圓石を

投入するは偽造にあらざるか故に特別罪(電信法三二條の罪)を構成するは格別本罪の所謂行使罪に非ず、交付とは他人に授與するを謂ふ、其有償と無償とを問はざれども行使の目的あることを要す、其他人に於ては其偽貨たることを知るさ否とを問はず本罪を構成す、若し其他人が行使するものなることを豫知し情を知らざる其他人に偽貨を交付し之を行使せしむるは間接手段に依る行使なり、輸入とは外國より帝國領土内に送入したる所爲を謂ふ(學者中輸入とは帝國稅關設置線内に運ひ入れたるにあらざれば輸入既遂にあらざること論する者あり)『交付』に關しての説明は輸入の場合にも亦同し、本罪には豫め其偽貨たる認識あることを要す、收得後其偽貨たることを知て之を行使する行爲は第五百五十二條に規定する所なるを以て本罪の成立は其者が收得前より其情を知りたる場合に限る、是れ第五百五十二條と本條の行使罪との異なる所なり。

處分

- (1) 本罪を犯せる者は無期又は三年以上の懲役に處す。(一四八條二項)
- (2) 内國流通の外國通貨なるときは二年以上の有期懲役に處す。(一四九條二項)
- (3) 本罪の未遂は之を罰す。(一五一條)
- (4) 本罪は何人を問はず帝國外に於て犯したる者に之を適用す。(二條四號)

〔參考判例〕 □『交付』の意義 刑法第

百四十八條二項の『行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ』とは偽貨を流通に置くの意義を以て他人に之を交付するを云ふ。然れば交付者より被交付者に偽貨なる實を告げて交付すると他人の行使する情を知て交付するとは問ふ所に非ず、又同條項に依れば偽貨なる實を告げ他人をして行使せしむる爲め之を交付する所爲を以て獨立罪と爲したること明なるか故に、被交付者が、行使の目的を實行せざるときと雖も交付者は尙同條項の責任を免るゝことを得ず又之を實行したるときと雖も教唆の法條

を適用すべきものにあらす。(大審院判例)

□貨幣の偽造變造の區別 に付ては從來學說の別るゝ所にして、一説に依れば貨幣の變造とは正當の貨幣を材料として之に變更を加へて他の同質の貨幣を作成するの謂にして假令正當の貨幣を材料となすも性質の異なる他の貨幣を作成するは偽造なりとす、大審院の判例亦然り(三八年第一四二號判決) 蓋舊刑法に於ては金銀貨偽造變造罪と銅貨偽造罪とを區別し刑の輕重を分つか故に金銀貨變造罪に付ては常に眞正なる金銀貨を或方法に依り變更して尙

は真正なる金銀貨なるか如く装ふことを要するものとし銅貨を變造して金銀貨と爲すは金銀貨を變更したるに非ざるか故に金銀貨の偽造なりと解するを得へしと雖も、新刑法に於ては金銀銅貨の間に何等の區別を認めざるを以て貨幣の偽造との區別は其材料を真正なる貨幣に取りたるや否やに在りて同質の貨幣を以て材料としたるや否やに在らざるものと解釋せざるべからず、換言すれば貨幣以外の物若くは既に貨幣たる形體を失ひたる物を材料として貨幣を作成したる場合は偽造なりと雖も真正の貨幣を利用し之に幾分の變更を

加へて他の貨幣に摸擬したるものは之を變造なりとせざるべからず、從て銅貨に鍍金を施して銀貨の形狀を現はすは通貨の偽造にあらずして變造なりとす然れども變造の成立を認むるにも亦一般の人をして眞貨と誤認せしむるに足るべき形式上の類似を存することを要するは明かにして現行貨幣制度に依るときは單に銅貨を鍍金したるのみにては一般の人をして何れかの銀貨と誤認せしむべき形式を現はすこと能はざるべきか故に寧ろ詐欺罪の如き他の犯罪のみを構成するに過ぎざるべく、又若し上叙の類似を生せしむる程度に於

て變形せんと欲せば結局原形を失はしめたる上新に銀貨を摸擬するに至り茲に偽造罪を構成するに至るべし、之を要するに貨幣の偽造と變造との區別に關する抽象的の論結としては或貨幣の原形の一部を變更して他種の貨幣を製作するは偽造に非ずして變造となるや否やは事實問題なりと解するを以て正

當なりとす（附言—新刑法に於ては舊刑法と異なり偽造と變造との區別に依り處分上何等の區別なく從て此區別に依り犯人の利害に何等影響なきか故に二者の混同は破毀の理由と爲らざるべく從て此區別に關する爭議は結局何等の實益なきものとす）（法曹會決議）

▲偽貨收
得罪
三條の未
遂

第一百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ
收得ツタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
第一百五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔説明〕 第一百五十條は偽貨收得罪を規定し、第一百五十一條は前三條の未遂罪を規定せり未遂罪に付きては別に説明を加ふべきなし。

刑法 各論 通貨偽造の罪

（第一五〇、一條）

四八五

◎偽貨收得罪の成立要素及び處分を問ふ

偽貨收得罪 偽貨收得罪とは行使の目的を以て偽貨を收得したる罪を謂ふ。(一五〇條)
其成立要素左の如し。

(一)偽貨即ち偽造の通貨(貨幣、紙幣、銀行券)たる認識あることを要す。(認識)
豫め其偽貨たることを知るを要す、偽貨の認識なく收得するも罪を成らず、然れども若し得收後其偽貨たることを知て行使したるときは第五十二條の罪を構成す。

(二)行使の目的を以て之を收得したることを要す。(行爲)
收得とは自己の所持に移す一切の所爲を謂ふ、其贈與、交換、賣買、所得、盜取、騙取等其方法の如何を問はず、受託品の横領も亦收得の一種なり、行使の目的あることを要するのみにて行使ありたることを要せず、若し收得後行使したるときは第四十八條第二項若しくは第四十九條第二項の行使罪に抵觸するか故に第五十四條の適用を受く。

處分 (1)本罪を犯せる者は三年以下の懲役に處す。(一五〇條)
(2)本罪の未遂は之を罰す。(一五一條)

▲偽貨收

第五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造

ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス

〔説明〕本條は偽貨收得行使罪を規定したるものなり、偽貨收得後行使罪 偽貨收得後行使罪とは眞貨なりと信して收得したる後其偽貨たることを知て之を行使し又は行使の目的を以て人に交付したる罪を謂ふ。(一五二條)其成立要素左の如し。

(一)眞貨と信して收得したる後其偽貨たることを知りたることを要す。(認識)
(二)之を行使し又は行使の目的を以て交付したることを要す。(行爲)
初より偽貨たることを認識して收得し且つ之を行使したる罪は第五十條、第四十八條又は第四十九條に該當す。

處分 本罪を犯せる者は其名價の三倍以下の罰金又は科料に處す、但一圓以下に降すことを得す、(一五二條)(本罪は貪慾心に基づくものなるか故に體刑を科するの要なし故に金刑に處す)

◎偽貨收得後行使罪の成立要素及び處分を問ふ

刑法 各論 通貨偽造の罪

(第一五二條) 四八七

係のみに限らず社會的生活上の一般に使用せらるゝものなるか故に、本罪も亦一般社會の信用を危害する性質を有するものとす、即ち文書偽造の罪は文書の真正なることに付て一般人若くは特定人が文書の下に與ふる信頼を危害するものと知るべし、是れ本章の罪を認め文書圖畫の眞正を維持し一般社會の信用を維持せる所以なり、而して文書偽造罪は各罪論中最も議論多き所なるか故に左に本罪に關する一般理論を研究すへし。

一 文書圖畫の意義

(一) 文書の意義 文書は文字又は之に代はるべき符號に因る有形的意思表示なり。

(1) 文書は意思表示なり 一定の意思を表示するものにあらずれば文書に非ず、例へば單に一、二、三と云ふ文字、名刺、書風、書體其他技術を主眼とする書き物は一定の意思を表示するものに非ざるか故に文書に非ず、『草案』は意思表示の準備にして意思表示自體にあらずる故に文書に非ず、『膽寫』は意思表示の複製にして意思表示自體にあらずる故に文書に非ず、然れども若し其膽寫者が其原本と相違なきことに關し意思を表示したるとき若くは原本として行使する意思を有するときは此範圍

◎文書圖畫の意義を問ふ

に於て文書と云ふことを得、反之、汽車の乗車券、電車の回数券、公債證書の利券等は一般習慣上文字に因て表示せらるゝ意思の節約と見る可きものなるか故に文書なり。

(2) 文書は有形的意思表示なり 此點に於て口頭の陳述と區別す、苟も有形的ならば其附着物及び其方法如何を問はず。(紙面、板面、布面、獸皮、壁上、金屬等に記載、染附、織出、彫刻等一切を包含す)又其一時的なると永續的なるかを問はず。

(3) 文書は文字又は之に代はるべき符號に因る意思表示なり。此點に於て圖畫と區別す、文字は國字體の如何を問はず、之に代はるべき符號とは電信符號、盲者用突起符號、速記符號等を謂ふ、電文に因る文書偽造罪に付ては特別法(電信法三三條)の罪に吸收さるゝか故に本章の適用なし。

(4) 文書には事實證明に關するものと否らざるものとあり 事實證明の文書とは、例へば證書の如き證據の目的を以て作成したるもの(主觀的)と書簡の如き偶然證據の用に供するに足るもの(客觀的)とを問はず、其文書の内容が一定事實を證明するに適する文書を謂ふ(權利義務に關する文書は事實證明に關する文書の一種なり)反之

單に意見論說等を記載したる文書は事實證明に關するものに非ず、本法は私文書偽造罪(一五九條)に關してのみ『事實證明ニ關スル文書』たることを必要とせり、但し其他の罪に關し如此明規なきも之を要せざる趣旨にあらずと解する者あり。
(5) 文書に詔書類、公文書及私文書の別あり。詔書類とは御璽國璽の押捺又は親署ある一切の書類を謂ひ、公文書とは公務所又は公務員が其職權の範圍内に於て作成すべき文書を謂ふ、又私文書とは一人の作成せる文書を謂ふ。

〔問題〕 公文書私文書の區別に付き二説あり。

(1) 作成説 ▲▲▲ 此説は文書作成に關し公正の證據力を有するを否とを標準とするものなり、此の説に依れば(公文書)とは公務所又は公務員が其職權の範圍内に於て作成す可き總ての文書を謂ひ、其内容の公私如何に關せず、『私文書』とは一人の作成したる總ての文書を謂ふ。

(2) 内容説 ▲▲▲ 此説は文書の内容に關し公正の證據力を有するを否とを標準とするものなり、此説に依れば『公文書』とは文書の内容が公法上の性質を有するものを謂ひ、然らざるものを『私文書』とす、故に假令官吏の作成せるものにも彼の官署

◎公文書
と私文書
との區別
を問ふ

と私人との契約書、國を代表する官吏の訴狀の如きは官文書に非ずとす。

(評論) 作成説を以て通説とす、蓋し文書の證據力は常に作成者の如何に存するものにて公文書は公の信用の爲めに總ての第三者に對し之に掲載したる事項を完全に證明する目的を以て調製したるものなり、決して其内容如何に依り其性質を左右せらるゝものに非ず、故に公文書たるには必ず其内容が公法的性質を有するを要せず、只職權を以て作成すれば足れりとす、茲に所謂『公文書』中には官署、官吏の作成したる文書(官文書)と公署、公吏の作成したる文書(公文書)とを包含するものと知るべし。

(二) 圖畫の意義 ▲▲▲ 圖畫とは文字又は文字に代はるべき符號に因らざる有形的意思表示なり。

文書と圖畫との差異は單に意思の表示が文字又は之に代るべき符號に因て爲されたると否とにあり、圖畫も亦一定の意思を表する爲めに作成せられたることを要す、故に技能を表示する爲めの繪畫等は圖畫にあらず、此外文書に適する説明は圖畫に關しても亦之を適用することを得参照すべし。

〔参考判例〕 □文書偽造罪の精神 文書偽造行使罪は他人の作成名義を偽り文書を偽造行使するときは真正なる文書の作成名義に對する公の信用（詐偽の文書を作成する罪は真正なる文書の内容に對する公の信用を）害する危険ありとして之を處罰するものにして苟も他人の作成名義を偽り文書を偽造行使する以上は同時に叙上公の信用を害する危険を生ずるものにして同罪の成立には此以外實際他の法益を害し又は害すへき危険を生ずることを必要とせず。（大審院判例）

□『署名』の意義 刑法上署名と云ふ

は通例一定の人が自己を表彰するか爲めに文字を以て其氏名を表記せるものを指稱するも單に片假名を以て其氏のみを表記したる場合に於て之を署名に非すと云ふへからず、何となれば片假名を以て氏のみを表記するも其人を表彰し得ざるに非さればなり——又氏と名とを共に表記するに非されば一般に一定の人を表彰するに足らずとするも一定の關係ある者の間に於ては單に氏若くは名のみを以てするも其人を表彰するに足るか故に氏若くは名のみを表記するも之を署名と云ふに防げなし。（大審院判例）刑法に所謂署名なる語は

之を廣義に解釋し苟も一定の人が自己を表彰する爲め使用する名稱なるに於ては氏名を記載すると商號其他の符合文字を記載するとを問はず之を署名と認むるの正當なることは其何れを記載するも效用若くは結果に於て異なることなればは刑律上亦之を區別するの理由あらざるなり（大審院判例）。

□文書の意義 文書とは文字若くは之

に代るへき符號を用ひ永續すへき状態に於て或物體の上に記載したる意思表示を云ふものにして法律上其物體の種類に制限なきを以て被告等に於て（列示の如く入札用の陶器に撞に右小川屋なる屋號を使用し久太郎の所有建物を金三千四百圓にて買受くる旨の記載を爲し之を行使したる以上文書偽造罪を構成すへきこと勿論なり。（大審院判例）

◎偽造變造の意義を問ふ

(一) 文書偽造の意義 文書偽造とは作成名義（證明形式）を偽はりたる文書を作成するを謂ふ（有形の偽造、名義的偽造とも稱す）。

其作成名義は實在の人たるを要せず、既に死亡せる者又は架空の人又は官廳にても一般人をして其名義人を實在せる者と信せしむる程度のものなれば足る、蓋し文書

偽造罪は文書に依て一般的信用を害する罪なればなり、但判例は官文書に關しては本文に同意し(大審院判例 私文書に關しては名義人の實在を必要とせり、(大審院判例)作成名義を偽るの意思なく單に自己の氏名を偽りたるに過ぎるときは文書偽造と云ふことを得ず、例へば預金の際偽名を用ひたる者が預金引出の際同一の氏名に依り受拂證を作成するか如き、氏名詐稱したる被告人が同一偽名を以て保釋又は上訴の文書を作成するか如し、虚偽の文書は文書の偽造に非ず、虚偽の文書とは作成権限ある者が文書の内容を偽りたる場合を謂ふ(學者の所謂無形の偽造内容的偽造)本法は虚偽文書の作成及作成せしむる行爲を第百五十六條、第百六十條及第百五十七條に於てのみ處罰することとせり。

(二)文書變造の意義 文書變造とは真正文書の内容を變更して新なる法律關係又は事實を證するに至らざるものを謂ふ。

其變造文書の内容が眞實に適合すると否とを問はず、文書の内容とは其文書に表示されたる一切の法律關係又は事務行爲の目的、時及場所を總稱す、但し作成名義を除く作成名義に變更を加ふれば偽造と成る、新なる法律關係又は事實を證するに至らざる

◎文書の偽造と變造との區別を問ふ

程度に變更を加へたることを要す、蓋し新なる法律關係又は事實を證するものとなれば文書の偽造となればなり。

〔問題〕 文書の偽造變造の區別に付き學說あり。

- (1) 文書作成説 偽造とは眞正ならざる文書を新に作成するを謂ひ、變造とは既存文書の内容を變更する總ての場合を謂ふとの説なり、此説に依るときは借用證書を贈與證書に變更するも亦變造なり。
- (2) 法律關係説 偽造とは新なる法律關係又は事件を作成するを謂ひ、變造とは單に眞正文書の内容を變更して新なる法律關係又は事件を證するに至らざる程度のものをも謂ふとの説なり、此説に因れば前例の場合には偽造なり。

(評論) 凡そ文書は其證明せんとする法律關係又は事件の異なるに因り各々其性質を異にす、故に甲の法律關係を證すべき文書を乙の法律關係を證すべき文書に變更するは全く性質を異にする文書を作成するものに外ならず、從て如此場合は之を新文書の偽造と爲すを可さず、故に法律關係説を正當と爲す。(大審院判例)

三 行使の意義 行使とは其用法に従ひ眞正なるものとして之を使用するを謂ふ。其

◎行使の

意義を問ふ

◎文書偽造罪の個數と没收處分を問ふ

文書自體を使用するを要するを以て謄本を提出するは行使にあらず。(大審院判例)眞正文書として使用するを要するを以て文書偽造に確証日附を得る爲めに證人に提出する如きは行使にあらず、(但反對説あり)其用法に従ふこと即ち其文書に表はれたる證據方法に應用することを要するか故に、例へば借用證書が古代の作製に係る稀有の珍物として賣買したる場合は行使に非ず、其行使の目的は他人を欺罔、錯誤、其他如何なる目的に出づるを問はず、又其目的を達したると否とを問はず。(大審院判例)

四 罪の個數と没收處分 文書偽造罪の個數は文書の種類を標準とす、故に同一の文書を正本、副本、謄本等數通偽造するは一罪なるも(大審院判例)委任狀、借用證及び登記申請書を偽造す方は同一意思の發動に出づる場合と雖も數罪なりとす。(大審院判例)

偽造、變造、虚偽の文書圖畫は犯罪行爲を組成したる物として没收することを得(一九條一項)、若し其一部が偽造、變造、虚偽に係るときは其一部を没收す、斯の如き場合に於ては物件其物を没收すること能はざるを以て其偽造、變造、虚偽に係る部分を朱抹し、之に没收の旨を附記して檢事之に押印す(大審院判例)但し文書の主部分か偽

▲詔書偽造罪

造なるときは從部分か眞止なるも全部を偽造として没收す、例へば借用證書の借主の署名を冒して該證書を偽造せる場合に於ては假令保證人の署名部分か眞止なるも該證書の全部は偽造物なりとして没收す。(大審院判例)

第一百五十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同シ

◎詔書偽造罪の成立要素及問ふ

〔説明〕 本條は詔書偽造罪を規定したるものなり。

詔書偽造罪 詔書偽造罪は詔書其他の文書を偽造又は變造する罪を謂ふ。(四〇年勅令六號)公式令參照(一五四條)其成立要素左の如し。

(一)御璽、國璽若くは御名を使用したることを要す。(手段)

御璽とは天皇の印章を謂ひ、國璽とは日本帝國の印章を謂ひ、御名とは天皇の御署名

刑法 各論 文書偽造の罪

を謂ふ『御璽、國璽ヲ使用スル』とは眞印を盗用するを謂ひ、印形を不正に使用するも盗用なり、『御名ヲ使用スル』とは親署を不正に利用するを謂ふ、本罪の成立には其眞印親署を使用すると其偽造したるものを使用するを區別せず、

(二) 詔書其他の文書を偽造又は變造したることを要す。(行爲)

詔書とは皇室の大事を宣誥し又は大權の施行に關する勅旨を宣誥するの文書なり、其他の文書とは御璽、國璽を鈐し又は親署せらるべき一切の文書、例へば勅書、上諭親任辭令書其他を謂ふ(公式令參照)其公務に關するもの(憲法五五條二項)と然らざるもの(單純なる宸翰)とを區別せず、之を偽造又は變造したることを要す(偽造變造の意義前掲參照)

(三) 行使の目的あることを要す。(目的)

行使の目的あることを要するのみにて行使したることを要せず、若し進んで之を行使すれば第五十八條の行使罪成立す行使の目的あることを要するのみにして其行使の目的の如何を問はず(利己に出つると國家の爲にするを問はず)行使の意義前掲參照)

▲公文書
偽造罪

處分

- (1) 本罪を犯せる者は無期又は三年以上の懲役に處す(一五四條、一五八條)
- (2) 行使罪に限り其未遂を罰す。(一五八條二項)
- (3) 本罪は何人を問はず帝國外の犯罪に適用す。(二條五號)
- (4) 若し單に其御璽國璽御名を偽造し又は不正に使用したる行爲のみなるときは第六十四條の印章偽造罪を構成す。

第一百五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又

ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者ハ三
年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金 處ス

〔説明〕 本條は務文書偽造罪を規定したるものなり。

公文書偽造罪 公文書偽造罪とは公文書を偽造又は變造する^心を謂ふ。(一五五條) 成
立要素左の如し。

口公文書
偽造罪の
成立要素
及び處分
を問ふ

(一) 公文書を偽造又は變造したることを要す。(行爲)

公文書とは公務所又は公務員の名義を以て作成す可き文書、圖畫を謂ふ、公務所公務員
の意義總(則第七參照)必しも其自身の作成に係るを要せず、例へば執達吏代理は公務
員に非すと雖も、執達吏の職務を執行するものなるか故に其作成に係る文書は官文書
なり。(大審院判例)其外部に對するものなるに單に公務所内部に關するものなるとな
問はず、公法上の關係に於て作成す可き文書たるを必要とせず。(大審院判例)故に公務
所又は公務員と私人との間の請負契約書の如きも公文書なり、一私人の名義を以て作
成せるものは公務所に保管するも公文書と成らず(舊法の下に於ては之を公文書とす
る判例あり)其内容が公文書及び私文書の兩者を包含するも形式上一體を爲すものは

之を公文書とす、例へば奥書、執達吏送達證書の如し(大審院判例)官報は印刷局が内
閣總理大臣の管理の下に行政事務の一部とし編て輯印刷する官の報告なり、故に官文
書なりとの判例あり。(異論)官報は諸官廳の官報報告主任官より送附したる文書を掲
載するに止まり、官報と云ふ獨立したる文書を組成するものにあらず、故に官報中に
掲載せられたる原書は勿論官文書なるも官報其ものは官文書に非すと(小崎學士所論)
公務所又は公務員の作成すべき文書と雖も公債證書及官府の證書に屬する公文書
(一八章の罪)は本條より除外す、内國の公文書のみを稱し外國の公文書を包せず、
公正證書に於ける關係人の署名は該證書成立の要件なり、故に其署名を偽はり又は代
理權なき者が代理人として記載したるときは公正證書偽造罪なりとの判例あり、但異
論あり。(其他偽造の意義は前掲參照)

(二) 行使の目的あることを要す。(目的)

行使の目的あることを要するのみにて行使したることを要せず、若し進て之を行使す
れば第百五十八條の行使罪を成立す、行使する目的あるを要するのみにて其行使の目
的如何を問はず利己に出すると義侠に出つるとを問はず。

處分

- (1) 本罪は其手段に因り刑を異にす。
イ) 公務所又は公務員の印章、署名を使用したる場合は一年以上十年以下の懲役に處す。(五五條)
ロ) 否らざる場合は三年以下の懲役又は三圓以下の罰金に處す。(一五八條一項)
- (2) 行使罪に限り其未遂を罰す。(一五八條二項)
- (3) 本罪は何人を問はず帝國外の犯罪に適用す。(二條五號)
- (4) 其公務所又は公務員の印章署名を偽造し又は不正に使用したる行為のみならずときは第百六十五條の印章偽造罪を構成す(印章、署名使用の意義後掲印章、偽造罪』參照)

〔參考判例〕 □鐵道廳の驛名札の偽造 法に於ては其第百五十五條第三項に所帝國鐵道廳が手荷物發送に付き使用したる驛名札は舊刑法に在ては其第二百三條に所謂官の文書に該當し現行刑

□郵便受領證の偽造 原院か事實とし

て認めたる所に依れば被告の使用したる印影は郵便物受領の時刻を證するの用に供せられ單に局名と明治、年、月、日、時の文字を刻しありて被告は其影蹟の空間に年、月、日、時の數字を記して本件の文書を作成したるものなりとす、右の事實に依り該印影の性質を按ずるに右は郵便規則第四節の第一、第四條の二の郵便受付時刻證明に該當するものにして同條の規定に依れば右の受付時刻は其明文の示す如く當該吏員より其證明書を交附すへきものなるを以て本件卯之町郵便局に於て使用する前記の印影は證明の都度年月日時を記

載するの勞を省略する爲めに作成せられたるものにして受付時刻の證明を爲すの用に供せられたる公印たるの性質を有するものにあらず、左れば被告の所爲は原院判定の如く卯之町郵便局の公印を不正に使用したるものとして刑法第百六十五條の規定を適用すへきものにあらすして卯之町郵便局の署名を偽造して其受付時刻證明書を偽造したるものとして刑法第百五十五條第一項に該當し同條の刑に擬すへきものとす。(大審院判例)

□納稅額證明書偽造 町村長は町村制により町村稅を賦課徵收する職務權限

を有し(舊町村制第六十八條町村制第七十二條又他の法令(國稅徵收法及縣稅徵收に關する勅令)に依り國稅及府縣稅を徵收する職務權限を有す(舊町村制第六十九條町村制第七十七條)るを以て右職權に關する事項に付き個人より證明を出願したる場合に於ては町村長か證明書を附與することを得るは一般の慣例なれば村長名義の納稅額證明書を以て村長の作成すべき文書として之を偽造したる所爲に對して刑法第百五十五條を適用するは相當なり。(大審院判例)

□公文書の意義 刑法第百五十五條に所謂公務所又は公務員の作るべき文書とは公務所又は公務員か其名義を以て其權限内に於て所定の形式に従ひ作成すべき文書にして其權限が法令に因ると内規又は慣例に因るとは之を問ふことなく況く其職務執行の範圍内に於て作成せらるゝことを要す、而して其偽造文書たるには一般人をして公務所又は公務員か其權限内に於て作成したる文書なりと信せしむる程度に於て形式外觀を具有するを以て足るものとす。(大審院判例)

▲公務員
虚偽文書
作成罪

第百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

第百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

◎公務員
虚偽文書
作成罪の
成立要素

(説明) 以上は公務員虚偽文書作成罪を規定したるものなり。
●公務員虚偽文書罪 虚偽文書罪は公務員の作成に係る罪と公務員をして之を作成せしむる罪及び醫師の作成に係る罪とを包含す。醫師の作成に係る罪は第一六〇條の説明に讓

刑法 各論 文書偽造の罪

(第一五七、一五八條)

五〇七

り茲には(一)公務員作成罪と(二)公務員をして作成せしむる罪とを説明すへし。

(一)公務員作成罪 (一五六條、一五八條)其成立要素左の如し。

(一)公務員の職務に關するものなることを要す。(目的物)

他人の職務權限内に屬する文書を作成變更するは文書偽造罪にして虚偽文書罪に非ず職務以外に關する虚偽文書を自己か作成するも罪とならず、公務員に限るを以て雇員に及ばず、(執達吏代理も公務員に非ず)

(二)行使の目的を以て虚偽の文書を作成し又は變造したることを要す。(行爲)

虚偽文書の作成とは自己の職務權限内に屬する文書に虚偽の記載を爲すを謂ふ。變造も亦自ら作成したる眞正文書を虚偽文書に變更したるを謂ふ、適法なる形式を具備したる届出申請、例へば戸籍上の届出、不動産登記申請の如きにより一定の文書を作成變更せざる可からざる義務ある場合は、假令其記載事項の虚偽なることを知て之を作成變更するも本罪を構成せず、然れども公務員が豫め他人と共謀の上其他人をして一定の手續を踏ましめ自己の法律上の義務を利用して虚偽の文書を作成したるときは其の責に任ざる可からず。(大審院判例)

(二)公務員をして作成せしむる罪 (一五七條、一五八條)其成立要素左の如し

(一)公務員に對し虚偽の申立を爲したることを要す。(行爲)

其公務員は其事件の當該公務員ならざる可からず、其不正の申立は當該證明事項に關して之を爲すことを要す、證明事項に關せざる場合は之を問ふを要せず。

(二)權利義務に關する公正證書の原本又は免狀、鑑札、旅券なることを要す。(目的物)

權利義務に關する公正證書とは權利義務の發生、變更、消滅を證する爲め當該公務員か作成する文書を謂ふ、例へば登記官吏の登記すへき登記簿、公證人の作成すへき公正證書等の如し、必ず其原本なることを要す。謄本、抄本等を包含せず、免狀とは之を有する者をして特殊の行爲を行ふことを得せしむへき效力あるものを謂ひ(狩獵免許狀の如し)單に試験及第證書の如きを包含せず、鑑札も免狀の一種にして一定の簡明なる形式に因て作成せられたるものを謂ひ、旅券は免許を必要とする旅行に付き其免許ありたることを證せらるへき文書を謂ふ。(海外旅行券の如し)

(三)其公務員をして之に其虚偽の申立を記載せしめたることを要す。(結果)

本條の罪は不實の申立を爲したるのみならず公務員か其申立に基づき原本に不實の記

載を爲すに因て成立す、故に單に虚偽の申立を爲したるも公務員か之に基つきて記載を爲さるときは未遂犯なり、若し其公務員か申立人と共謀し又は虚偽文書の作成に付き故意を存するときは總則共犯の規定(六五條)に因り前罪(一五六條)の適用を受くるものとす、公務員をして不正の記載を爲さしめたる後之を行使したるときは本罪の行使罪(一五八條)を構成す、(此場合に五四條の適用なし但反對説あり)

處分

- (1) 公務員作成の場合は(イ)其公務所、公務員の印章、署名を使用したるときは第五十四條第一項、第五十五條第一項の例に依り、(ロ)否らざる場合は同條第二項の例に依て處斷す、第五十六條の罪は帝國外に於て犯したる帝國公務員にも之を適用す。(四條二號)
- (2) 公務員をして作成せしむる場合は、(イ)公正證書なるときは二年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處し、(ロ)免狀、鑑札、旅券なるときは六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す。(一五七條)
- (3) 醫師作成の場合は三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す。(一六〇條)

本罪は帝國外に於て犯したる帝國臣民及び帝國臣民に對し犯したる外國人に適用す。(三條三號)

(4) 本罪の行使罪は凡て其未遂を罰す。(一五八條、一六一條)公務員をして作成せしめたる場合に限り作成罪の未遂を罰す。(一五七條二項)

(5) 公務員をして虚偽文書を作成せしめたる罪(一五七條、一五八條)は何人を問はず帝國外の犯罪にも適用す。(二條二號)

〔参考判例〕 □公證人に對する虚偽の申立 抑も刑法第五十八條第五十七條は犯人が自己の名義を以て公證人に公正證書を作成せしめたる場合なるを將た他人の名義又は其代理資格を詐はり公證人に公正證書を作成せしめ其資格にて之に署名する場合なるを問はず苟も公證人に虚偽の事實を申立て

權利義務に關する公正證書の原本に不實の記載を爲さしめ之を行使したる者を處罰するを以て其趣旨とす。(大審院判例) □虚偽の抵當權登記 他人を欺罔する意思に因り登記申請者の双方が共謀合意の上虚偽の抵當權登記を申請し登記官吏に該登記を爲さしめたるものは取

も直さず公務員に對し虚偽の申立を爲し不實の記載を爲さしめたるものにして刑法第五十七條に間擬すへきは當然にして原判決擬律錯誤の點なし。(大審院判例)

□『虚偽ノ申立』の意義 刑法第五十七條に所謂の申立とは眞實に反して一定の事實の存否に付き申立を爲すの謂なれば苟も公務員に對して存在せざる事實を存在するものとして申立、又存在する事實を存在せざるものとして申立て因て權利義務に關する公正證書の原本に不實の記載を爲さしめたる場合に於ては同條の犯罪は直に成立すへ

く申立人か其資格を詐りたることを必要とせず。(大審院判例)

□『公正證書』の意義 刑法第五十七條に所謂公正證書とは公務員か其職務を以て利害關係人の爲め或る事實の存在を證明するの文書を謂ふものにして登記法の定むる所に從ひ登記官吏か登記事項を記載する所の登記簿即ち土地登記簿及建物登記簿の如きは前記法條に所謂公正證書の原本に該當するものとす。(大審院判例)
□虚偽登記と第三者 田地賣買か通謀に出でたる虚偽の意思表示にして無効なるときは其賣買登記申請も亦虚偽に

して登記簿に不實の記載を爲さしめ且つ之を行使したる罪を構成するも其無効を善意の第三者に對抗する能はざるにより買主と第三者との間に爲したる

抵當權は有效なるを以て之に對しては刑法第五十七條を適用すへき限に在らず。(大審院判例)

▲偽造公文書行使罪

第五十八條 前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

◎偽造公文書行使罪の成立要件及區別

〔説明〕 本條は偽造公文書行使罪を規定したるものなり。偽造公文書行使罪 偽造文書行使罪とは前四條に記載したる文書又は圖畫を行使したる罪を謂ふ(一五八條)其成立要素左の如し。
一前四條(一五四條、一五五條、一五六條、一五七條)に記載したる文書又は圖畫なることを要す。(目的物)(前掲参照)

(二)之を行使したることを要す。(行爲)

行使の目的如何を問はず、偽造、變造若くは虚偽の文書圖畫なることを知りて之を行使するに因て直ちに本罪を構成す、其行使の目的を達したると否とは本罪の成否に關係なし。

處分 (1)行使したる文書(圖畫)の各本條と同一の刑に處す。(一五八條一項)

(2)本罪の未遂は之を罰す。(同條二項)

▲私文書
偽造罪

第五百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ
前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造

又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕 本條は私文書偽造罪を規定したるものなり。

私文書偽造罪 私文書偽造罪とは私文書、偽造又は變造する罪及び之を行使する罪を包含す。

一私文書偽造變造罪 (一五九條)其成立要素左の如し。

(一)私文書を偽造又は變造したることを要す。(行爲)

私文書とは一人の作成に係る文書(圖畫)を謂ふ。其自然人たると法人たるとを問はず(前掲「公文書、私文書の區別」参照)又内國人と外國人との文書たるを問はず。(大審院判例)他人の文書(即ち他人の作成名義)を偽はり作成することを要す、新刑法は偽造の文書と虚偽の文書とを區別し自己の作成權限ある文書に偽造の記載を爲したる場合は、偽造と稱せず、『白紙委任狀』に權限外の事項を記載したる場合は、判例は偽造と認めれども異論あり、借用證書に保證人として擅に他人の氏名を記入したるは偽造なりとの判例あり。

〔問題〕 無資格者が有資格者として文書を作成するは偽造なりや否やに關し議論あり

◎私文書
偽造罪の
成立要素
及び處分
を問ふ

◎無資格者か有資格者か
格者とし作成するなりは偽造なり
作或るなりは偽造なり
りは偽造なり

り。

(1) 積極説 文書偽造は他人の名義を作成する場合の外其文書の性質上他人に法律上の效力を生ずべき態様を有するものは自己の名義を以て作成するも亦偽造なりとの説。(大審院判例) 代理人たる資格を詐りて文書を作成する場合は偽造罪とす。(大審院判例)

遺言立會人なるか如く其資格を詐り遺言證書を作成したる場合。銀行取締役が銀行業務以外に於て擅に其資格及び行印を冒用して振出手形又は借用證書等を偽造したる場合は何れも文書偽造罪とせり。(大審院判例)

(2) 消極説 文書偽造の實質は作成名義に詐りある事に存するものにて其内容の眞偽如何を問はず、例へば代理人の資格を詐り偽造せられたる文書の如きは、作成者の資格には詐りありと云ひ得へきも文書の作成名義には毫も詐りなく單に其文書の内容に詐あるに過ぎず、故に此場合文書偽造罪なりと云ふことを得ず。(小嶋學士所論)

(二) 權利義務又は事實證明に關する文書圖畫たることを要す。(目的物)

●權利義務文書とは直接又は間接に物權、債權、其他の權利義務の設定、移轉、得喪消滅に關する文書を謂ひ、事實證據文書とは特に一定の事實を證明する爲に偽造せられたる文書のみならず、當該係争事實證明の用に供せられ得る文書をも包含す、其事實證明文書にあらざる文書例へば單に意見論說等を記載したる文書は之を偽造するも本罪を成立せず、蓋し實際の危害なければなり。

(三) 行使の目的あることを要す。(目的)

行使の目的あることを要するのみにして行使したることを要せず、若し進て之を行使すれば第六十一條の行使罪を構成す、行使する目的あるを要するのみにて其行使の目的如何に關せず。(自己の爲めなると、他人の爲めなるとを問はず)

(1) 本罪は其手段は因り刑を異にす。

(イ) 他人の印章若しくは署名を使用したる場合は三月以上五年以下の懲役に處す。(一五九條)

ロ 否らざる場合は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す。(一六一條)

(2) 行使罪に限り其未遂を罰す。(一六一條二項)

處分

(3) 他人の印章、署名を偽造し、又は不正に使用したる行爲のみならずときは第百六十七條の印章偽造罪を構成す。(印章、署名、使用の意義後掲「印章偽造罪」参照)

(4) 本罪は帝國外に於て罪を犯したる帝國臣民及び帝國臣民に對して犯したる外國人にも之を適用す。(三條三號)

〔参考判例〕 □白紙委任狀の不正行使
他人名義の白紙委任狀を其使用方法を限定して他人より預りたる場合に其名義者の承諾なくして前に許容せられたる使用方法以外に使用する目的を以て其白紙委任狀に一定の文字を記入し行使したるときは文書偽造行爲罪を構成するものとす。(大審院判例)
□死亡者の印章署名の偽造 刑法第百

五十九條第一項に規定する文書偽造罪の成立には必ずしも生存者たる他人の印章若しくは署名を使用し又は偽造したる生存者の印章若しくは署名を使用して文書を偽造することを要せず、假令死亡者の印章若しくは署名を使用し又は偽造したる死亡者の印章若しくは署名を使用して文書を偽造したる場合に於ても其文書が死亡者の生存中の日附に係る

ときは同罪を構成すべきものとす。(大審院判例)

□取締役の定期預金證書の作成 案するに株式會社の取締役が定期預金證書を作成する権限を有することは論旨の如くなるも其権限は業務執行の範圍を逸出する能はざること勿論なれば取締役に於て自己の利益の爲め若しくは他人に利益に得せしめんか爲め擅に銀行の名義を冒用し定期預金證書を作成するか如きは業務執行の範圍を逸出し何等の權限なき者に於て取締役の名義を冒用し定期預金證書を作成したる場合と敢て擇ふ所なきを以て常に文書の實質

のみならず其作成資格をも偽りにたるもの 論斷せざるを得ず故に原院が所論の事實を以て文書偽造罪に問擬したるは相當なり。(大審院判例)
□偽造文書の内容 偽造文書の内容を構成する權利義務若しくは事實證明に關する事項は必ずしも現實に存在するものに係り而かも其事項に付き詐欺の記載を爲したるに因りて文書の署名者に實害を與ふる如き性質のものなることを要せず故に全然存在せざる事項に付き詐欺の記載ありたる場合に於ては之に因りて署名者に何等の實害を及ぼす虞なきか如しと雖も、苟も其事項が外

形上權利義務若くは事實證明に關するものなる以上は法律が保護せんとする文書の眞正を害し延ひて一般の人若くは特定の人か文書の眞正に付き與ふる信憑を害するか故に前示の場合に於ては文書偽造罪を以て間擬するを相當とす。(大審院判例)

□文盲利用の文書偽造 依頼者の文盲なるに乘し行使の目的を以て依頼者の意思に反する文書を作成し恰も依頼通りの用書を代筆したるもの、如く詐り依頼者を欺き之に署名捺印せしむる行為は文書の偽造を完成する手段に外ならずされば其署名捺印せしむるに依りて

完成せられたる文書偽造の行為は刑法第五十九條第一項に所謂行為の目的を以て他人の印章若くは署名を使用して文書を偽造したるものに該當し詐欺罪を以て間擬すべきものにあらず。(大審院判例)

□印鑑紙の偽造 印鑑紙は記名者に於て之に押捺せる印影か自己の印影なる旨の意思を表示したるものなれば之を作成したる他人の行為は文書の偽造なりとす。(大審院判例)

□轉居届の偽造 轉居届は居所移轉の事實を證明すべき文書なること勿論なるを以て之を偽造行使するに於ては刑

法第五十九條及第六十一條の犯罪を構成するものとす。(大審院判例)

□繪畫の贗の偽造 刑法第五十九條第一項には『事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ』とありて文書偽造罪の客體たる文書圖畫を權利義務に關する事實を證明するもの、みに限局せざるか故に、苟も文書圖畫にして事實を證するに足るべきものは其事實の權利義務に關するものと否とを問はず、總て文書偽造罪の客體たるを妨げず而して畫家の作成する繪畫及之に題する贗の如きは愛玩娛樂の用に供せらるゝ美術品にして該條項に所謂文書圖畫にあら

す。雖も其作成者か之に某時某所に於て之を書寫したる旨を記載し署名捺印をなしたるときは其記載は畫贗の作成の眞正なることを表明したる文書に外ならず、故に行使の目的を以て之を偽造するに於ては該條項の文書偽造罪を構成するものとす。(大審院判例)

□眞言大師教會の聯合書 多數人の集合に依り成立する團體にして團體としての人格を有せざるものに關し其團體の名義を僞りて文書を作成するは其團體を組織する多數人又は其代表者の作成すべき文書を偽造したるものに外ならず、故に眞言大師教會は獨立の人格

を有せずとするも苟も宗教上の組合たる以上は之を組織する若干の人員あるは勿論なるを以て擅に其眞言大師教會の辭令書を作成する行爲は該教會代表者の作成すべき文書の偽造たるや疑は容れず。(大審院判例)

▲醫師虚偽文書罪

第六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診断書、檢案書、又ハ死亡證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

〔説明〕本條は醫師虚偽文書作成罪を規定したるものなり。

一 醫師虚偽文書罪 (一六〇條、一六一條)其成立要素左の如し。

(一) 務所に提出す可き診断書、檢案書、死亡證書なることを要す。(目的物)

診断書とは醫師が自己の診断したる患者の病状を證明する爲めに作成したるものを謂ひ、檢案書とは自己の診断せざりし者の死體に付き作成するものを謂ひ、死亡證書とは自己が診断したる者の死體に付き作成するものを謂ふ(死産證書は自己が診断したる者の分娩に係る場合は死亡文書にして、然らざる場合は檢案書なり) 公務所に提出

◎醫師虚偽文書罪の成立要件及分を問ふ

すべきものなることを要す、醫師が自ら提出するものなると他人の提出すべきものなるとを問はす。

(二) 醫師自ら虚偽の記載を爲したることを要す。(主體と行爲)

醫師自ら不正の記載を爲すことを要す、故に他人が醫師の名義を詐り作成する場合は醫師か他の醫師の名義を偽り作成する場合は文書偽造なり、一私人と雖も其醫師と共謀したる場合は總則共犯の規定(六五條)に因り本罪を構成す、醫師が虚偽の記載を爲したるに因り本罪成立し、之を公務所に提出するは行使罪なり。

處分 (1) 本罪は三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す。(一六〇條一項)

(2) 行使罪に限り未遂を罰す。(第一六一條)

▲偽造私文書行爲罪

第六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔説明〕本條は偽造私文書行使罪を規定したるものなり。
偽造私文書行使罪 偽造私文書行使罪とは前二條に記載したる文書又は圖畫を行使した
る罪を謂ふ。(一六一條)其成立要素左の如し。

(一)偽造變造の私文書圖畫、(一五九條)又は醫師の偽造文書、(一六〇條)なることを
す
(目的物)

(二)之を行使したることを要す。(行爲)

行使の目的如何を問はず、自己の作成に係ると他人の作成に係るとを問はず、其偽造
變造若くは虚偽の文書圖畫なることを知りて之を行使するに因りて直に本罪を構成
す、其行使の目的を達したると否とは本罪の成否に關係なし。

處分 (1)行使したる偽文書(圖畫)の各本條と同一の刑に處す。(一六一條一項)
(2)本罪の未遂は之を罰す。(同條二項)

〔參考判例〕 □文書偽造罪と行使罪 の文書偽造罪を構成する旨を規定し其
按ずるに刑法第五十九條に於ては文 行使の所爲に對する制裁は特に同法第
書圖畫を偽造したる所爲のみにて獨立 百六十一條に之を規定し又有價證券偽

造の所爲に對する制裁は同法第六十
二條に於て之を規定し以て該偽造のみ
を以て獨立したる一罪として處罰する
旨を明にし、偽造有價證券行使の所爲
に對する制裁は特に同法第六十三條
に於て之を規定したるより考覈すると
きは、我刑法に於ては有價證券偽造の
所爲と其行使の所爲並に文書圖畫偽造
の所爲と其行使の所爲とは何れも獨立
したる一罪を構成すへき別異の犯罪と
認めたるものと云はざるべからず、既
に右所爲にして各獨立したる別異の犯
罪を構成するものと爲す以上は、右偽
造と行使とか同一犯人の手に於て遂行
せられたると別異の人に依り遂行せら
れたるとに因り或は一罪を構成し或は
二罪を構成するか如き區別を爲すへき
條理なきのみならず、前記法條中其區
別を爲すの注意毫も顯はれざるを以て
右偽造罪と其行使罪とは原則としては
各箇獨立したる二箇の犯罪を構成する
法意なりと解するを相當とす、而して
從來本院判例の論據とする實害法規は
危險法規に優るとの法則は同一所爲か
一方に於て危險法規に觸れ他方に於て
は亦實害法規に觸るる場合に適用せら
るべきものにして本件の如く危險法規
に觸るる所爲は偽造の行爲にして實害

法規に觸るる所爲は其行使の所爲なる場合に適用せらるべきものにあらざるのみならず、同説に従ふときは犯人が文書又は有價証券を偽造し其行使の實行行爲に着手後犯人意外の障碍等に因り之を達げ能はざるに至りたる場合には行使罪の未遂を以て論ずべく從て犯人が單に其偽造のみを爲したる場合との間に刑罰の權衡を失するの不都合に陥るべきを以て右判例は當を得ず、故に原院に於て委任狀偽造の所爲に對しては刑法第五十九條第一項又は第三項其行使の所爲に對しては同法第六十一條第一項を適用し約束手形偽造の

所爲に對しては刑法第六十二條第一項其行使の所爲に對しては同法第六十三條第一項約束手形裏書偽造の所爲に對しては第六十二條第二項其行使の所爲に對しては第六十三條第一項を適用したるは相當にして毫も擬律に錯誤あることなし、又原院の認めたる事實に依れば如上の文書は被告に於て行使の目的を以て之を偽造し其目的に從ひ之を行使したるものなるを以て其偽造の所爲は行使の手段と爲り、行使の所爲は偽造の結果に外ならざるを以て原院が前顯本件の所爲に對し刑法第五十四條を適用したるは相當なり、而し

て前顯判旨は本院刑事部の判例に反する所あるを以て裁判所構成法第四十九條に從ひ刑事の總部を聯合して本案を審判し前判例を翻すものとす。(大審院判例)
□偽造文書の行使 偽造文書の行使は必ずしも文書の内容に從ひ其證據力を對抗する場合のみ成立するものにあらず、苟くも偽造文書を真正なる文書として或る目的の爲め他人に提示する

以上は文書の信用を害する點に於て書面記載の内容に據て使用したると別に異なる所なきを以て偽造文書の行使ありと爲すこと當院從來の判例に於て認むる所なり、本件にありて偽造したる借用證書を真正なるものとし確定日附を得る爲め之を公證人に呈出したるものなれば偽造文書の行使ありたるものと謂ふことを得べく論旨は理由なし。(大審院判例)

第十八章 有價證券偽造の罪

有價證券偽造の罪 有價證券偽造の罪は有價證券を偽造、變造する罪、有價證券に虚

刑法 各論 有價證券偽造の罪

(第一六一條)

五二七

口有價證券
偽造罪
の種別及
立法要旨
を説明す
へし

▲有價證券
偽造罪
と虚偽
記入罪

偽の記入を爲す罪及び之を行使する罪を包含す、本章の罪を分ちて(一)偽造變造、
(二)虚偽記入罪(三)行使輸入罪の三とす。
〔立法要旨〕 有價證券も亦一種の文書に外ならず、然れとも單に一定の事實を證明す
るに過ぎざる普通文書と異り、其證書を離れて其權利を實行する能はざるものなり、
恰も證券は則ち權利なるか如き觀あるを以て之か偽造變造を爲し、若くは之を行使す
ることあらんか、其取引上に於ける信用を害すること到底普通文書の比にあらず、是
れ特に本章の罪を設け重く之を保護する所以なり、而して本章の罪は其影響の地域頗
る廣大なるものなるか故に其犯人の國籍及び犯罪地の内外を問はず一般に適用せらる
るものとす。

第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券

其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役
ニ處ス

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

〔説明〕 本條は有價證券偽造變造罪及び有價證券虚偽記入罪を規定したるものなり。

一有價證券偽造變造罪 有價證券偽造變造罪とは行使の目的を以て有價證券を偽造又は
變造する罪を謂ふ。(一六二條一項) 其成立要素左の如し。

(一)有價證券を偽造又は變造したることを要す。(行爲)

有價證券とは證書面の權利を利用するに付き法律上其書の占有を必要條件とする證
書なり、公債證書は國債證書たる及其他公共團體の證書たるを問はず、官府の證券
とは大藏證券、支拂命令官の發行する支拂命令等を云ひ、會社の株券とは各種の手形
貨物引換證、倉庫業者の預證券、質入證券、船荷證券等を云ふ、(會社の社書書を包
含せず)特に印章、署名を偽造又は盗用して有價證券を偽造したるときは第五十四條
の適用を受く(偽造、變造の意義は文書偽造罪參照)

(二)行使の目的あることを要す。(目的)

若し進んで之を行使すれば次條の行使罪を構成す、行使する目的あるを要するのみに
して、其行使の目的如何を問はず。(利己の爲めなると會社の爲めなるとを問はず)

處分 (1)本罪を犯せる者は三月以上十年以下の懲役に處す。(一六二條一項)
(2)本罪は何人を問はず帝國外の犯罪にも適用す。(二條六號)

二 有價證券虛偽記入罪 有價證券虛偽記入罪とは行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入を爲したる罪を謂ふ。(一六二條二項)其成立要素左の如し。

(一)有價證券に虚偽の記入を爲したることを要す。(行爲)

(有價證券の意義前掲参照)虚偽の記入とは證券を作成する権利ある者(作成権限を有する公務員、會社の社員、又は手形、其他の私文書の作成名義者等)其有價證券に不實の記載を爲すを謂ふ、然れども作成権利者が眞正の有價證券を作成して他人に交付したる後私に虚偽の記入を爲すは有價證券の偽造又は變造罪を成立し本罪と成らず。

(二)行使の目的あることを要す。(目的)(説明前掲参照)

處分 1)本罪を犯せる者は三月以上十年以下の懲役に處す。(一六二條二項)

2)本罪は何人を問はず帝國外の犯罪にも之を適用す。(二條六號)

〔參考判例〕 □『有價證券』の意義

刑法に所謂有價證券とは證券上表示せられたる権利の行使に付き其證券の占有を必要とするものを汎稱す故に約束

手形も其性質上有價證券に該當するも

のとす而して約束手形は其満期日後と

雖も有效に裏書讓渡を爲し得べきこと

は商法第五百二十九條第四百六十二條

第四百八十七條に依り明瞭なりとす。

(但し支拂拒絶證書作成の期間經過後に裏書讓渡を爲したるときは被裏書人は裏書人の有したる権利のみを取得し此場合に於ては其裏書人は手形上の責任を負ふことなきも其裏書は手形の裏書たる性質を失ふものにあらず)從て其裏書を偽造したるものは刑法第六十二條第二項を以て處斷すべきものとす。(大審院判例)

□乗車券の性質 鐵道營業法の規定に依る、乗車券は其性質に表示せらるる財産上の権利の行使に付き該證券の占有を必要とするものなれば、刑法第百

六十二條の所謂有價證券に外ならず、

蓋し鐵道營業法第十五條第一項には旅客は運賃を支拂ひ乗車券を受くるにあらずれば乗車するを得ざることを規定し、明治三十三年八月十日遞信省令第三十六號鐵道運輸規程には乗車券には通用區間及び期限客車の等級運賃并に額發行の日附を記載すべきことを規定し、又前掲鐵道營業法第二十九條に鐵道係員の許諾を受けずして有效の乗車券なくして乗車したるときは處罰規定あり、同法第四十二條に有效の乗車券を所持せず又は検査を拒み運賃の支拂を肯せざるときは鐵道係員は其旅客を

車外に退去せしむることを得ることの 證券に表示せらるる財産上の権利の行
規定あるを以て見れば右乗車券は運賃 使に其證券の占有を必要とするものな
の支拂に對する領收證にあらすして乗 車を以て有價證券なりとす。(大審院
車に付通用せしむる目的を以て發行す 判例)
る一種の證券なり、而して、右證券は其

◎有價證券偽造變造罪

▲有價證券の偽造變造の成立要件及び處分を問ふ

第六十三條 偽造、變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔説明〕 本條は偽證券行使輸入罪を規定したるものなり。
偽證券行使輸入罪 偽證券行使輸入罪とは偽造變造又は偽造記入の有價證券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入したる罪を謂ふ、(一六三條)其成立要素左の如し。

(一)偽造變造又は虚偽記入の有價證券なることを要す。(目的物)
(二)行使したることを要す。(行爲) (同條一項前段の罪)

(行使の意義文書偽造罪参照)必しも其文書を移付する所爲のみならず拒絶證書作成の爲め執達吏に提出する所爲も亦行使なり、偽有價證券たることの認識を要するは勿論なり。

(三)又は行使の目的を以て人に交付し若くは輸入したることを要す。(行爲) (同條一項後段の罪)

變造又は虚偽記入の證券なる事を知て之を人に交付し又は輸入したることを要す、交付とは授受するを謂ひ、輸入とは外國より我帝國領海内に送入するを謂ふ、(領海説)行使の目的あることを要す、其原因の如何を問はず(其他の説明は通貨偽造罪の通貨行使交付輸入罪参照)

處分
(1)本罪を犯せる者は三月以上十年以下の懲役に處す。
(2)本罪の未遂は之を罪す。(同條二項)
(3)本罪は何人を問はず帝國外の犯罪に適用す。(二條六號)